

平成30年第2回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
平成30年5月14日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
議会運営委員長報告について	9
会議録署名議員の指名について	9
議案の上程について	9
議案第38号～議案第40号	11

平成30年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	15
付議事件並びに結果	16

平成30年6月12日

出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
諸般の報告について	22
議会運営委員長報告について	24
会議録署名議員の指名について	25
議案の上程について	25
市長の提案理由の説明	26
報告について	29
請願について	31

平成30年6月14日

出席及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により出席した者	34
本議会に出席した事務局職員	34
議事日程	34
議案質疑について（議案第41号）	35
（議案第42号～議案第43号）	36
（議案第44号～議案第47号）	36
（議案第48号～議案第52号）	37
（議案第53号～議案第54号）	39

平成30年6月18日

出席及び欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により出席した者	42
本議会に出席した事務局職員	42
議事日程	43

一般質問について	43
菊次 太丸 議員	44
荒巻 英樹 議員	57
高田千壽輝 議員	73
伊藤 法博 議員	82
樽見 哲也 議員	96
矢ヶ部広巳 議員	101

平成30年 6月19日

出席及び欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により出席した者	114
本議会に出席した事務局職員	114
議事日程	114
一般質問について	115
緒方 寿光 議員	115
佐々木創主 議員	130
熊井三千代 議員	141
白谷 義隆 議員	155

平成30年 6月27日

出席及び欠席議員	171
地方自治法第121条の規定により出席した者	172
本議会に出席した事務局職員	172
議事日程	172
議会運営委員長報告について	173
各委員長報告について	174
総務委員長報告について	174
建設経済委員長報告について	175
教育民生委員長報告について	176
議案の上程について	179
市長の提案理由の説明	179
議員提出議案の提案理由の説明	180

平成 30 年

第 2 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：平成30年 5 月14日

閉 会：平成30年 5 月14日

柳 川 市 議 会

第2回柳川市議会（臨時会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
5月14日	月	本会議	開会・議案質疑・採決・閉会

第2回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議案

	案 件	議決日	結果
議案 第38号	専決処分の承認について（専決第1号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	30.5.14	承認
議案 第39号	専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	30.5.14	承認
議案 第40号	工事請負契約の締結について	30.5.14	原案可決

柳川市議会第2回臨時会会議録

平成30年5月14日柳川市議会議場に第2回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番 梅 崎 和 弘

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	酒見	勇次
教	育	沖	毅
総務	部長	石橋	正次
会計	管理者	大淵	洋祐
市民	部長	椋島	謙治
保健	福祉部長	原	忠昭
建設	部長	松永	泰治
産業	経済部長兼大和庁舎長	成清	博茂
教育	部長兼三橋庁舎長	田尻	主範
消	防	木下	隆行
総務	課長	松藤	敏彦
財	政	島添	守男
税	務	川口	俊幸
健康	づくり課長	田島	雅彦
生涯	学習課長	袖崎	朋洋
建設	課長	待鳥	哲

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第38号 専決処分の承認について(専決第1号 柳川市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)

議案第39号 専決処分の承認について(専決第2号 柳川市税条例の一部
を改正する条例)

議案第40号 工事請負契約の締結について

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第2回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。平成30年第2回柳川市議会臨時会の会期日程等について、5月11日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第38号から議案第40号までの3議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番荒木憲議員及び12番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第38号から議案第40号までの3議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。今回、御提案いたします議案第38号から議案第40号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、議案第38号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容を申し上げますと、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の課税額の定義変更、基礎課税分の限度額の改正及び減額における軽減基準額の改正等を行ったものです。

次に、議案第39号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、土地に係る固定資産税等の負担調整措置に関し、現行の仕組みを3年延長するとともに、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長するものです。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本件は、柳川市民文化会館（仮称）建築工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の金額は2,712,744千円で、福岡市中央区薬院一丁目14番5号、西松・富士特定建設工事共同企業体、代表構成員、西松建設株式会社九州支社、執行役員支社長、吉田卓生と工事請負契約を締結するものであります。

これまでの経過を申し上げますと、柳川市民文化会館（仮称）建築工事につきましては、昨年度中に2回入札を行いましたが、入札辞退などにより落札に至りませんでした。

これらの状況を踏まえ、昨年6月定例会で承認いただきました市民文化会館の整備に関する継続費の上限はそのままとし、建築工事を含む市民文化会館の整備に関する全ての工事で

仕様の見直しなどを行い、各工事に対する事業費の配分を変更した上で、3回目の建築工事の入札を4月26日に行いました。

その結果、1共同企業体から応札があり、落札決定しましたので、今回、建築工事の請負契約締結に関する議案を提案するものです。

なお、工事期間として約2年を見込んでおり、新施設の完成は平成32年5月末ごろの予定です。その後、開館に向けた準備を進め、平成32年度中の開館を現時点で予定しておりますことを申し添えます。

以上、3議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第38号 専決処分の承認について（専決第1号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第39号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第40号 工事請負契約の締結については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員会付託は省略されました。

本案につきましては、8番白谷議員より反対討論の通告がっておりますので、白谷議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。私は議案第40号、柳川市民文化会館建築工事の請負契約の締結について反対の立場から討論をいたします。

この市民文化会館建設については、昨年6月議会において委託料を含めた建設費の限度額を4,415,952千円とする予算を議決しております。そうした中、今回の市民文化会館建築工事の説明に際し、もともと建設費の中に含まれていた照明関係90,000千円を建設費から外し、備品購入費とする旨の説明がありました。これは明らかに建設費の増額にほかなりません。もし建設費の増額が生じた場合は、昨年6月議会で議決していた限度額を修正すべきであり、今回のように建設費の一部をほかの項目から支出しようとするのは議会の議決を無視し、無意味なものとするものです。もしこうしたことを認めるとすれば、議会の議決は何ら意味を持たなくなり、議会みずからが議会の存在を否定することになります。そして、行政のチェック機関としての議会の役割を放棄することにほかなりません。

以上の理由により、私は議案第40号に反対するものであります。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成30年第2回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 荒 木 憲

柳川市議会議員 高 田 千壽輝

平成 30 年

第 3 回柳川市議会定例会会議録

開 会：平成30年 6 月12日

閉 会：平成30年 6 月27日

柳 川 市 議 会

第 3 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 12 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 13 日	水	考 案 日	
6 月 14 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 15 日	金	考 案 日	
6 月 16 日	土	休 会	
6 月 17 日	日	休 会	
6 月 18 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 19 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 20 日	水	休 会	
6 月 21 日	木	委 員 会	
6 月 22 日	金	委 員 会	
6 月 23 日	土	休 会	
6 月 24 日	日	休 会	
6 月 25 日	月	事 務 整 理 日	
6 月 26 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 27 日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第 3 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 1 号	専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市観光案内所の指定管理者の変更）	30. 6 .14	承 認
議 案 第 4 2 号	平成30年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 4 3 号	平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 4 4 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 4 5 号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 4 6 号	柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 4 7 号	柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30. 6 .14	原案可決
議 案 第 4 8 号	工事請負契約の締結について	30. 6 .14	原案可決
議 案 第 4 9 号	工事請負契約の締結について	30. 6 .14	原案可決
議 案 第 5 0 号	工事請負契約の締結について	30. 6 .14	原案可決
議 案 第 5 1 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	30. 6 .14	原案可決
議 案 第 5 2 号	平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	30. 6 .27	原案可決
議 案 第 5 3 号	柳川市監査委員の選任について	30. 6 .14	同 意

議案 第54号	柳川市教育委員会委員の任命について	30.6.14	同意
議案 第55号	財産の取得について	30.6.27	原案可決
議案 第56号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	30.6.27	原案可決
議案 第57号	主要農作物種子法廃止法施行に対する意見書について	30.6.27	原案可決

報 告

報告 第1号	継続費繰越計算書について	30.6.12	報告
報告 第2号	繰越明許費繰越計算書について	30.6.12	報告
報告 第3号	事故繰越し繰越計算書について	30.6.12	報告
報告 第4号	繰越明許費繰越計算書について	30.6.12	報告
報告 第5号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	30.6.12	報告
報告 第6号	柳川市土地開発公社の経営状況について	30.6.12	報告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	30.6.27	採 択

平成30年 6 月12日（火曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成30年6月12日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番 梅 崎 和 弘

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
					係	長		美	香

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成30年1月分、2月分、3月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案の上程について
- 議案第41号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市観光案内所の指定管理者の変更）
- 議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 議案第51号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第53号 柳川市監査委員の選任について
- 議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 日程（４） 報告について
- 報告第1号 継続費繰越計算書について
- 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について
- 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第6号 柳川市土地開発公社の経営状況について
- 日程（５） 請願について
- 請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成30年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、3月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、市長会及び広域で構成する協議会などについて御報告いたします。

4月27日に小郡市で第134回福岡県市長会総会が開催されました。議案審議では「地方創生の推進」や「地域防災体制強化のための施策の充実」など41議案全ての議案が承認・決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。また、会長に春日市の井上市長が選任をされました。

5月10日に佐賀市で開催されました第122回九州市長会総会では、福岡県から提案していました「都市財政の拡充強化」や「施設整備事業等に対する財政措置」「福祉施策の充実強化」など14議案が承認・決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することになりました。

6月5日、6日には、東京都で全国市長会創立120周年記念となります第88回全国市長会議が開催されました。会議では「防災対策の充実強化」や「地方創生の推進・分権型社会の実現」「公立小中学校施設整備のための予算確保」など7決議案が決定され、実現に向けて国及び国会議員へ強く要望することになりました。

今後も県や九州、全国の市長と連携を進めてまいりたいと考えています。

次に、福岡県土地改良事業団体連合会や福岡県農地防災・災害支援協議会、県南総合開発促進会議など、広域で構成する協議会などの会議等に出席するとともに、柳川市民生委員児童委員協議会や柳川市保育協会、柳川市体育協会、柳川市交通安全推進協議会など、市内団体の総会等に出席いたしました。

なお、4月17日に川崎町で開催されました福岡県市町村名勝庭園協議会において来年度総

会が本市開催で決定するとともに、5月25日に久留米市で開催されました九州国道協会通常総会において監事に選出されました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず、3月10日には、大和町中島とみやま市にかかる国道208号の新しい浦島橋が開通いたしました。セレモニーでは、中島保育園の園児たちのマーチングや中島大蛇の山車の出演、4組の親子3代の御家族を先頭にした渡り初めなどが開催されました。

次に、5月13日には、平成24年7月の九州北部豪雨で矢部川と沖端川の堤防が決壊し、市の3分の1が浸水する被害が発生した河川の整備が完了し、河川激甚災害対策特別緊急事業竣工式が開催されました。国と県が6年がかりで、合わせて約213億円をかけて整備されたものです。今後も矢部川水系では初めてとなります河川防災ステーションが決壊場所近くに整備されることとなっています。

しかし、災害はいつ、どこで起こるか、わかりません。平成28年4月の熊本地震や昨年7月の九州北部豪雨など、記憶に新しいところです。また、3月30日には、県において本市を含む17市町が津波災害警戒区域に指定されました。このため、市内に64カ所あります避難所に加え、4月23日にホテルルートイン柳川駅前を展開するルートインジャパンと水害等の一時避難施設や復旧応援のための宿泊施設としての利用協定を締結いたしました。

また、5月15日に本市の防災会議・水防協議会合同会議を開催し、5月20日には自衛隊や県警、消防団を初め、26機関・団体から650人に参加していただき、防災訓練・水防演習を実施しました。

5月28日には平年より8日早い梅雨入りが発表されましたが、大雨や地震等の災害には今後も万全を期し、市民の安全と安心を守ってまいりたいと考えています。

次に、5月19日には、平成14年に事業認可を受け、ことし2月2日に換地処分の公告が完了しました柳川駅東部土地地区画整理事業の竣工記念式典を開催しました。引き続き宅地の利用増進による定住人口の確保や健全な市街地の造成に取り組んでまいりたいと考えています。

5月24日には、5月14日の臨時会におきまして議決をいただきました柳川市民文化会館（仮称）の建築工事に続き、機械設備工事、電気設備工事、舞台機構及び設備工事、解体工事の入札が完了しました。2020年、平成32年の完成を目指して準備を進めてまいりますので、今後とも御理解、御協力をお願いするものでございます。

このように、本市のインフラ整備は着実に進んでいるところですが、あわせて「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりにも取り組んでまいりました。

まず、NHK大河ドラマ招致につきましては、御承知のとおり、2020年、平成32年には明智光秀公を主人公とした「麒麟がくる」に決定しました。京都府福知山市長は誘致には8年かかったとコメントされていますし、現在放送されています「西郷どん」も10年以上活動されたとお聞きをしています。我々としましても、4月23日には招致柳川委員会、5月25日に

は小川県知事も御出席いただき、広域の招致委員会を開催し、県やゆかりの地と一緒にあって粘り強く活動を継続することで一致したところでございます。

次に、4月以降、総務省が推進しています地域おこし協力隊を新たに5人採用し、合わせて12人となり、県内で最も多い隊員の方々に活躍していただくこととなりました。

今後も移住・定住の促進や雇用の確保など、積極的に取り組んでまいります。

最後に、6月3日には、青少年育成市民会議総会と意見発表会を開催しました。意見発表会では、12人の小・中学生が身近な出来事や社会で話題になっている出来事などについて考えたことを発表しました。会場では涙を流しながら聞いておられる方がいらっしゃいました。未来を担う子供たちが友達、家族、地域の方々とのつながりを実感し、常に多くの人に支えられていることに感謝するとともに、周りの人々、地域、社会へ自分ができることを堂々と伝えている姿にとっても感動いたしました。柳川市の宝である子供たちの健やかな成長を全力で支えていく決意を新たにしたところでございます。

以上、行政報告といたします。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。平成30年第3回柳川市議会定例会の会期日程等につきまして、6月8日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります、本日6月12日から6月27日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、13日は考案日、14日を議案質疑、15日は考案日、16日、17日は休日で休会、18日、19日、20日を一般質問、21日、22日を委員会、23日、24日は休日で休会、25日、26日は事務整理日、27日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第41号から議案第54号までの14議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程5が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第10号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第41号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第42号及び議案第43号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第42号は総務委員会に審査を付託、議案第43号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第44号から議案第47号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第44号は総務委員会に審査を付託、議案第45号及び議案第46号は教育民生委員会に審査を付託、議案第47号は即決といたしております。

次に、議案第48号から議案第52号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第48号から議案第51号までの4議案は即決、議案第52号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第53号及び議案第54号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2番江口義明議員及び21番三小田一美議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第41号から議案第54号までの14議案を一括上程いたします。

初めに、議案第41号から議案第52号までの12議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 3 . 議案第41号の専決処分の承認 1 議案、議案第42号、議案第43号の補正予算 2 議案及び議案第44号から議案第52号までの 9 議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第41号 専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市観光案内所の指定管理者の変更）について御説明申し上げます。

本案は、平成30年 6 月 1 日付で地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

これは柳川市観光案内所の指定管理者である柳川市観光協会が同日付で一般社団法人柳川市観光協会に法人化されたことに伴い、柳川市観光案内所の指定管理者となる団体の名称を変更したものです。

次に、議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に73,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29,374,814千円とするものです。

予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2 款 . 総務費は2,347千円を増額補正しております。

内容としましては、三橋庁舎の空調設備点検と修繕に係る経費及びコンビニ交付を導入するための戸籍システム改修に係る経費等を計上しております。

3 款 . 民生費は2,592千円を増額補正しております。

内容としましては、生活保護制度の一部改正等に伴うシステム改修に係る経費です。

6 款 . 農林水産業費は64,170千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川農業協同組合が実施するカントリーエレベーターの再編事業における市補助金のほか、力強い水田農業確立事業費補助金返還金などを計上しております。

7 款 . 商工費では1,037千円を増額補正しております。

内容としましては、しごと発見！ふくおか暮らし体験事業費として、地方就職に関心のある首都圏等の若者等に対して柳川市内の優良企業の情報等を積極的に P R し、実際に職場体験ができるプログラムを提供するための経費です。

10 款 . 教育費では3,668千円を増額補正しております。

内容としましては、スクールソーシャルワーカーの謝礼を福岡県及び近隣自治体と同様の扱いとするための経費のほか、地区公民館建設補助金 1 件分の経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

13 款 . 国庫支出金では、生活保護適正化等事業費1,296千円を増額補正しております。

14 款 . 県支出金では、スクールソーシャルワーカー配置事業補助金等2,018千円を増額補

正しております。

16款．寄付金では、商工費寄付金100千円を増額補正し、総務費寄付金6,000千円を減額補正しております。

17款．繰入金では、6,000千円を増額補正しております。

18款．繰越金では、70,318千円を増額補正しております。

19款．諸収入では、力強い水田農業確立事業に係る返還金82千円を増額補正しております。

このほか、第2表 債務負担行為補正では、柳河団地（仮称）建設工事費について変更を行っております。

次に、議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容としましては、平成30年8月から高額療養費制度が見直され、70歳以上での現役並み所得の自己負担限度額区分が細分化されます。これに伴い、高額療養費支給システムに変更が必要なため、電算処理システム改修費用を補正するものです。

なお、財源としましては、全額が特別調整交付金で交付される見込みです。

これにより歳入歳出それぞれ1,232千円を増額し、補正後の予算総額を8,936,232千円とするものです。

次に、議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、生産性向上特別措置法の施行により、中小企業者が本市の認定を受けた導入計画に基づき先端設備等を導入する場合、固定資産税の特例を受けることができることから、条例の整備を行うものです。

次に、議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

主な改正の内容は、家庭的保育事業等では自園調理による食事の提供が規定されていますが、保育者の居宅等で実施する家庭的保育事業において調理設備の確保が困難である場合には、一定の要件を満たすと市が認める事業者からの食事の搬入を可能とするものなどです。

次に、議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正の内容は、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ市長が適当と認めた者に対象を拡大するとともに、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とするものです。

次に、議案第47号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に就労定着支援、自立生活支援を定義する2つの条項が追加されました。これに伴い、本法律に準じている柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の条項にずれが生じたため、条例を整備するものであります。

議案第48号から議案第50号までの工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

これら3議案は、柳川市民文化会館（仮称）機械設備工事、電気設備工事、舞台機構及び設備工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、議案第48号、機械設備工事の金額は592,815,240円で、福岡市博多区綱場町3番3号福岡東京海上日動ビルディング、新菱・菱熱・鹿福特定建設工事共同企業体、代表構成員、新菱冷熱工業株式会社九州支社、支社長、小倉博と工事請負契約を締結するものです。

続きまして、議案第49号、電気設備工事の金額は415,368千円で、柳川市大和町徳益415番地10、九電工・創広電気商会・マツウラ特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社九電工柳川営業所、所長、横山忠昭と工事請負契約を締結するものです。

議案第50号、舞台機構及び設備工事の金額は461,160千円で、福岡市南区大楠二丁目13番7号、株式会社サンケン・エンジニアリング、代表取締役、筒芳成と工事請負契約を締結するものです。

なお、いずれも工事期間として約2年を見込んでおり、先月の臨時議会で議決いただいた建築工事と同様に、平成32年5月末ごろの工事完了を予定しておりますことを申し添えます。

次に、議案第51号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第

2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金627,659,784円のうち110,000千円を減債積立金に、62,000千円を建設改良積立金に積み立て、107,121,218円を自己資本金に組み入れ、残余を平成30年度に繰り越すものです。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議案第53号及び議案第54号の2議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

引き続き日程3．議案第53号、議案第54号の人事案件2議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第53号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市監査委員の松藤博明委員の任期が平成30年6月17日をもって満了となるため、後任の委員に中村秀樹氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の田中義隆委員の任期が平成30年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4．報告について。

報告第1号 継続費繰越計算書について、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 事故繰越し繰越計算書について、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第6号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4．報告第1号から第6号まで御説明申し上げます。

まず、報告第1号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度から平成32年度の4カ年にわたって設定した市民文化会館（仮称）整備推進費について、平成29年度の執行残額2,050,142千円を、別紙、継続費繰越計算書のとおり翌年度へ逡次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告

するものです。

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成29年度柳川市一般会計補正予算（第4号）等において御承認いただきました新火葬施設整備事業費ほか18件の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり395,902,645円を平成30年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第3号 事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度柳川市一般会計予算で実施することといたしておりました産地パワーアップ事業費補助金ほか2件について、平成29年度内での完成が不可能となりましたので、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、別紙、事故繰越し繰越計算書のとおり1,663,426,700円を平成30年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）等において御承認いただきました公共下水道事業費の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり75,311千円を平成30年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第5号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度柳川市水道事業会計予算で実施することとしておりました新外町枝線下水道築造工事に伴う配水管布設がえ工事及び新ごみ焼却施設建設に伴う配水管布設工事について、関係部署との協議の結果、工期を延長したことに伴い、平成29年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により、別紙、水道事業会計予算繰越計算書のとおり27,750千円を平成30年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第6号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

平成29年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は2,257円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は137,867円となっており、収入支出差し引き135,610円の純損失を生じております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。固定負債についても、負債はございません。

平成30年度事業については、公共用地管理費として3千円を計上しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（田中雅美君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

平成30年 6 月14日（木曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成30年6月14日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番 梅 崎 和 弘

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳
									永
									喜
									美
									香

5 . 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第41号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市観光案内所の
指定管理者の変更)

- 議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 議案第51号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第53号 柳川市監査委員の選任について
- 議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第41号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市観光案内所の指定管理者の変更）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市観光案内所の指定管理者の変更）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

次に、議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第47号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、

総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第48号 工事請負契約の締結について、議案第49号 工事請負契約の締結について、議案第50号 工事請負契約の締結について、議案第51号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について及び議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第49号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第50号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号 柳川市監査委員の選任について及び議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第53号 柳川市監査委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり中村秀樹氏の柳川市監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり中村秀樹氏の柳川市監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

平成30年 6 月18日（月曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成30年6月18日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番	梅 崎 和 弘
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	乗	富	由	美
都	市	高	須		亨
水	産	中	村	正	光
商	工	古	賀	和	明
	・ブランド振興課長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
								美	香

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	3番 菊次太丸	1. 子育て世代包括支援センター実施に向けた現状について 2. 公園事業について
2	6番 荒巻英樹	1. 在福外国領事館との交流について 2. 西鉄柳川駅の現状と課題は 3. 市内事業者への支援体制は
3	12番 高田千壽輝	1. 国道208号の歩道整備の進捗状況 (1) 今後の整備計画について 2. ピアス跡地の建物の解体は (1) 跡地の利用計画について
4	19番 伊藤法博	1. 高齢者の生きがい対策について 2. 福祉委員の現状と課題について 3. 両開地先の干拓について
5	18番 樽見哲也	1. 避難所におけるペットの対応について 2. 道の駅について
6	1番 矢ヶ部広巳	1. 柳川駅西口のタクシー乗り場の位置変更を 2. 葬儀不安者への援助策を 3. 雨天時の教室滑って危険 4. 食物アレルギー児童への対策は

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いし

ておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。3番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回は、大きく2点のことについて質問いたします。

1点目に、子育て世代包括支援センター整備に向けた現在の状況、2点目に、公園事業についてであります。

子育て世代包括センター整備については、平成28年3月議会におきまして質問をさせていただいております。今回は拠点整備の時期や、それを行っていくための場所、何カ所に設置をしていくかなど、基本的な考え方をお聞きしておりました。そして、フィンランドのネウボラを参考にした子育て支援を紹介しつつ、幾つかの提案もさせていただきました。また、これ以前にも、執行部の皆様とは議論を重ねてきたところでもございます。

前回までの提案として、1点目に、生まれてきた子供たちに社会から祝福として、また、センターの利用促進につなげていくために、現金支給やベビーケアアイテム等を現物支給する育児パッケージのようなものが必要ではないかと申し上げました。

2点目に、ワンストップ窓口としての機能を充実させていくためには、学校との連携、さまざまな活動をしているサークル等の情報の提供ができることが必要であること。

3点目に、子供の発達保障という考え方に基づく家族全体を包み込む支援、そして、その先にある父親の積極的な育児参加につなげていく取り組み、そして、それが社会全体に子育てに対する理解を広げていく取り組みになるようお願いをいたしました。

4点目に、社会的に問題になっている発達障害の早期発見、早期支援につなげるための取り組みとして、5歳児健診の必要性について申し上げるとともに、早期の実現をお願いいたしておりました。

そして最後、5点目に、相談者に真に寄り添うことこそが、全ての支援を行う際には最も重要であると申し上げました。

全ての支援に効果的につなぐためには、一番最初の窓口でのかわりが大変重要になります。そのための専門性の高い傾聴スタッフの育成、増員を訴えさせていただいております。今回はその後の本市の取り組みをお聞きしながら、今後の子育て支援について提案をさせていただきたいと思っております。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3番（菊次太丸君）続

質問の前に答弁をしていただく不思議な現象を起こしていただくとは、ありがとうございます

います。何かしら毎回ハプニングが起こってですね、ありがとうございます。皆さんから何か配慮をいただいております。

では、質問に移ります。

前回いただいていた答弁では、この育児パッケージの考え方としては、子育て世代包括支援センターの整備を具体的にしていくなかで、妊婦とセンターの最初のかかわりをどのようにつくっていくのか、こういう視点で今後考えていくとの答弁をいただいております。そして、私のほうからは、子育て世代が必要とするもの、喜ぶものを調査していくことは、今後の子育て支援の方向性を決める上でも重要でありますので、検討をお願いいたしておりました。

あれから2年がたちまして、センター整備も具体的にようになっていようかと思っておりますので、今の段階で、この支給をしていく考えでおられるのか、それともまた、別のアプローチを考えてあるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほどは失礼いたしました。菊次議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の育児パッケージというのは、北欧のフィンランドでネウボラと呼ばれ、妊婦健診の動機づけとして国から支給されているもので、現金か、あるいはベビーベッドとして使える箱に肌着やおむつなどの育児用品50点余りを詰め合わせたものを贈るというものでございます。

育児パッケージの支給にかわるものとして、本市が現在行っておりますのは、妊娠届け出や母子手帳交付の際に赤ちゃんに関する制度や妊娠中の食生活などに関する説明とあわせて、健診の内容によっては、一部自己負担を伴いますが、妊婦健診を14回無料で受けることができる妊婦健康診査補助券を交付しております。

この補助券で受けることができる健診費用は、妊婦1人当たり103,690円で、平成29年度は事務手数料と合わせて約39,100千円を補助しております。

なお、本市の平成29年度の母子手帳交付人数は442人で、妊婦健診の受診実人数711人、受診延べ人数5,124人となっております。

また、年4回、妊婦やその配偶者を対象としてマタニティセミナーを開催し、この中では、妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの抱き方等についての話やパパの妊婦体験を実施しており、参加者には1世帯ごとに「やなぼ」100ポイントを、さらに子供が誕生した際は出生おめでとうポイントとして1,000ポイントを進呈しております。

今後も当地で安心して子供を産み育てることができるよう、こうした支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。こうした支援、今後続けていっていただきたいというふうに思います。

出生おめでとうポイントということで、行政ポイントの対象事業に加えていただいておりますことは大変にうれしく思っております。

育児パッケージの支給の仕方には、現金の支給、そして、育児に必要なアイテムの支給、こういったものがありますけれども、本市が現在やっておられるこの「やなぼ」のポイントによる支給というのは、その両方の意味合いがあるのではないかと、このように思いますし、この地元の地域振興、こういった経済活性化につながる事業として、高く評価をしております。その方向性に関しては賛同をいたします。

子育てを始めたお母さんたちが必要とするもの、喜ぶものとして、真っ先に私が思い浮かぶのが紙おむつであります。これは必ずと言っていいほど使われる消耗品でございます。紙おむつの支給を子育て支援事業として行っている自治体は全国で数多くあるようでございます。自治体によって支給される量というのは大きく異なりますけれども、「やなぼ」の1,000ポイント支給で考えますと、400ポイントごとに500円の価値になるわけでございますから、1,000ポイント受け取れば、800ポイント分、つまり1千円分の買い物ができることとなります。赤ちゃんのお尻拭きとおむつをセットで考えた場合、1千円では足りないように思います。

そして、子供が仮に敏感肌とか、そういった場合には、金額的には少し高目のおむつを使うようなことにもなりますし、新生児は小まめにおむつの交換が必要となります。せっかく喜んでもらおうと支給をされているポイントで、赤ちゃんの必需品であるおむつが買えないというのは、ちょっと残念なような気がいたします。子育てに必要な何かを買っていただくために支給をしているポイントだと思いますので、何を買っていただくのか 何を買っていただいても結構なんですけれども、仮に何を買っていただくのか設定することは必要だと思います。

今後、おむつの支給でこれを換算した場合、どのくらいを支援していくのか、その場合、どのくらいのポイントが適正なのか、これは今後ぜひ検討をしていただきたい、このように思います。

では次に、父親の育児参加を促す取り組みについて質問いたします。

先ほどもちょっとパパの妊婦体験等を行う紹介をしていただいているようでございましたけれども、前は子供の発達保障という考え方に基づいた家族全体の健康状態と幸福度を把握するために行う総合健診を紹介させていただきました。その面談の際には、父親の育児参加を促す取り組みがあります。

また、平成27年6月議会においては、父親の育児参加が進む取り組みとして、また、あわせて社会全体で子育てをしていこうという機運を高める取り組みとして、子育てに奮闘する

父親の写真を子供と一緒に広報紙に掲載していただくよう提案をさせていただいておりました。

このように直接的に育児参加を促す取り組みと視覚情報として間接的に促すもの、この二通り提案させていただいておりました。その後、取り組んだもの、今、そして今後考えてある取り組みがありましたら教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

父親の育児参加についての取り組みはとの御質問にお答えいたします。

近年、専業主婦家庭より共働き家庭が多くなり、身近に育児の援助者がいない核家族化も進む中、イクメンと言われる育児を楽しんだり、育児を積極的に行う父親が注目され、保育園の送り迎え、子供連れの買い物、地域や学校の活動にかかわる父親も確実にふえています。しかし、仕事が忙しいなどの理由で、育児をしたくてもできない父親も多く、父親の意識も育児の手伝い程度で、育児の主体と責任はいまだに母親の負担が大きいのが現状です。

その結果、母親が育児に悩む余り、産後鬱、育児ノイローゼや冷静な判断ができなくなって児童虐待にまで及ぶという事例も見受けられます。父親が積極的に育児、家事をともに担っていくことは、母親の負担軽減と就労支援にもつながります。あわせて、一緒に育児をしているという夫婦の連帯感が生まれ、子供の健全な発育にもいい影響を与えることが期待できます。

まず、本市が取り組んだものとしては、健康づくり課で行っている母子保健事業の一つとして、初めて父親になる男性に、平成29年度では233件の父子手帳の交付を行ったり、マタニティセミナーでの父親の妊婦体験、新生児の人形を使った抱き方の指導などを実施しております。4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児健診等にも父親の参加がふえつつあります。

また、子育て支援課の地域子育て支援拠点事業「つどいの広場このゆびとまれ」では、毎月第1日曜日を日曜開館し、乳幼児のいる親子同士の交流を目的に、外遊びとアウトドアクッキングなどのプレーパークを開催して、父親のより一層の育児参加を促し、広報紙などでの紹介も行っています。

次に、今後の取り組みでございますが、父親の育児参加の様子を広報紙だけではなく、ホームページなどでも紹介し、育児は楽しくて、何より家族のきずなを深めることにつながるということをより広くお知らせして、父親が気軽に育児参加ができ、子育てを社会全体で支える環境づくりが必要であるという意識の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、経済的な支援として、本市では毎年2億円を超える保育料の超過負担を行って、国の基準より保育料を低く設定し、子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図っております。子育て支援に関しまして、国は消費税引き上げに伴う財源で、幼児教育、保育の無償化を初めとした子育て安心プラン等の政策を明らかにしました。今後ともこの動向に注視しながら、

社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図り、出生率の向上につながるよう取り組んでいく考えでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

第2次柳川市総合計画の中で、子供を産み育てるためにはどのような対策が効果的かとのアンケート調査の報告によれば、「配偶者の理解や協力」と答えた人が一番多くなっております。現に私の家でも、これは耳にたこができるぐらい、もうちょっと協力してよと、理解してよと本当に言われて続けて、これは身にしみてそうなんだというふうに思っております。

このように一番近くにいる人の理解や協力は欠かせない、これは間違いございません。父親の理解と協力、これを得ることが今後できるのであれば、今後の子育て世代が希望する子供の数も多くなっていく大きな要因になっていくのではないかと、このように思っております。

そして、最近、子供の虐待死もニュースでよく耳にします。皆さん方も本当に悲しい気持ちでそのニュースを聞いておられるのではないかというふうに思います。やはり社会全体で子供たちを見守り、父親の育児参加が進んでいくことで、この虐待の問題解決に向けた一歩に、大きな一歩につながっていくことになると、そのように願っておりますし、そのように仕向けていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後とも父親の育児参加、そして社会全体で子育てをしていこうとする、この機運が高まる取り組みとあわせて、経済的な支援策、この両方が必要でありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、発達障害児の早期発見、早期支援につなげる取り組みについてお伺いいたします。

前は5歳児健診の必要性和早期の実施を訴えておりました。その後、1歳6カ月健診、3歳児健診で早期発見と早期支援につなげる取り組みが行われております。現在の親子教室の利用状況と、あわせてその取り組みの効果をお伺いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度の本市における1歳6カ月児健診の対象者は467人、受診者は449人で受診率は96.1%、3歳児健診につきましては、対象者が514人、受診者が495人で受診率は96.3%となっております。

本市では、これらの健診の充実を図るため、従来の臨床心理士のほかに、平成29年度からは1歳6カ月児健診においては作業療法士、言語聴覚士を、3歳児健診においては、久留米聴覚特別支援学校教諭を加え、健診会場で行動の気になる子供や問診等で育児の相談希望のあった保護者に対し、助言や指導を行っております。

また、子供の発達が気になる親子のために親子教室を毎月2回開いており、平成29年度は

子供延べ149人、保護者延べ142人に参加をいただきました。この教室では、臨床心理士、保育士、作業療法士、言語聴覚士が挨拶や体操、集団行動を子供たちと行いながら、発達支援を行うほか、保護者からの相談にも応じております。

また、参加者でほかの専門機関を受診したほうがいいと思われる子供につきましては、臨床心理士が紹介状を書くなどして、早い段階で関係機関と連携を図る支援も行っております。

なお、これらの事業を通じての発達相談、発達診査受診者数は平成28年度が延べ146人、専門職を増員した平成29年度は延べ243人と前年度より97人ふえており、医療機関に1人、療育機関に17人を紹介しております。

発達障害につきましては、早い段階で発見し、早期治療を始めることで効果があると言われておりますので、これからもこうした事業を通じ、関係機関と連携を強化して早期発見、早期治療に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。親子教室にもつなげていただいて、そこで発達支援、そして親の相談を受けておられるということで。

それと1歳半健診、3歳児健診の未受診者といいますが、約4%ほどおられる、この部分もちょっと気にはなったんですけども、また、その方のケアを今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

健診時に専門職を今回加えていただいたおかげで、28年度に比べて相談をされた方、発達診査を受診された方が延べ97人ふえたということで、その他医療機関に1人と療育機関に17人紹介されているということで、早い段階で支援の治療にも結びついているということで安心をいたしました。

今後また先進地などの有効な手段、こういった取り組みの研究をされて、さらに費用対効果というのもあるかと思っておりますけれども、取り組んでいただければというふうに思います。

次に、柳川市障害福祉計画では、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学ぶことができる教育、インクルーシブ教育を推進しています。そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等、多様な学びの場を用意する必要があるとしております。

そこで、お尋ねいたします。

発達障害を持つ児童・生徒の能力を伸ばすための施策として、教員の資質、力量の向上とあります。また、切れ目のない支援として考えた場合、保育所や学童においても同じことが言えると、このように思います。現在行っている取り組みについてお伺いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

本市の障害者福祉計画を踏まえた教職員の資質、力量の向上に対する具体的な取り組みということでございますけれども、本市における特徴的な取り組みといたしまして、特別支援教育に関する専門性を有する指導主事を雇用し、特別支援教育の専任として活用いたしております。

その内容でございますが、夏季休暇期間を除く5月から11月の間に市内の全小・中学校25校に、その専門の指導主事が各校おおむね4日間ずつ常駐しまして、各学校に在籍する障害のある児童・生徒の実態に即した具体的な指導、支援を行っております。

また、特別支援学級を担当する先生に対し、福岡県の主催で年4回、市の主催で年2回の研修を実施し、こうした取り組みにより、教職員全体の理解の促進と資質、力量の向上を図っているところでございます。

さらに、ほかにも本市では、他自治体と比較しても、多くの特別支援教育支援員を雇用し、支援が必要な児童への対応を充実させているところでございますが、この支援員に対しましては、先ほど申し上げました特別支援教育専任の指導主事による指導に加えまして、1学期の始業式の前日と1学期の終業式の後に研修を実施いたしております。

以上のように障害のある児童や生徒に対する教職員の資質と力量の向上に向けた取り組みにつきましては、充実を図りながら実施しているところでございます。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

発達障害児に関して、幼稚園、保育園、学童保育所での資質、力量向上の取り組みはとの菊次議員の御質問にお答えいたします。

発達障害を理解する上での難しさは、その障害が見た目からはわかりにくいことにあります。本人は悪気がなく行動しているつもりでも、衝動的でわがままな、人の話を聞けない変わった子だなどと誤解を受けたり、本人の努力不足や親のしつけの問題などと誤った解釈や批判を受けたりすることも少なくありません。本人と周囲の人がお互いの違いを理解しながら、社会生活の困難が起こりにくくなるような環境を調整し、本人の得意な行動や特性を生かした過ごし方ができるような支援が大切です。

本市では、平成24年度から柳川リハビリテーション学院の御協力を得て、幼稚園、保育園、学童保育所などで、発達障害、また、その疑いのある子供のかかわり方について、各施設のスタッフや親に助言などをいただく巡回相談を実施しています。

平成29年度は幼稚園1カ所、保育園2カ所、学童保育所4カ所から申請があり、合計で29人の園児、児童に対して、専門の先生から助言をいただきました。

また、今年度は5月の保育協会総会において、「発達の気になる子ども達への支援」をテーマとして研修を開催され、多くの保育士の方が参加されました。

本市といたしましても、市が行う学童保育所の支援員研修に「発達障害児の支援」についてをテーマとして取り組む計画でございます。

今後も柳川リハビリテーション学院の御支援をいただきながら、継続して巡回相談を実施し、各方面で開催される研修会等への積極的な参加により、支援する人の資質、力量の向上とあわせ、発達障害の正しい理解と適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。さまざまな取り組みをやっていただいております。

やはり学校においては、特別支援教育、こうすることで指導主事の方を置いていただいて、各学校に4日間常駐をして指導してあるということで、大変に充実をしている、先進的な取り組みをなさってあるということでも大変評価すべきことだというふうに思っております。

また、特別支援員にやはり研修をしていただいていることは大変にすばらしいというふうに思っております

この福祉計画には、「特別支援教育を学校全体で推進できるように教職員全体の理解を深める。」とあります。私は教職員全体の理解を深めるためには、教職員全員が研修を受けるべきだというふうに思っております。なぜかといえば、研修を受けてから指導を受けるのと、そうでないのでは全くその効果が違うのではないかというふうに思いますし、子供たちの可能性を信じ抜き、能力を最大限に伸ばしてあげたい、伸ばしてあげられる自分でありたいと、ほとんどの教職員の皆さんが思っているのではないかというふうに思いますし、そう思うその心が教職員の資質ではないでしょうか。

全ての子供たちが、この発達障害児と言われる方以外の全ての子供たちが発達の途上であります。全ての教職員が発達障害について学んでいくということは、全ての子供たちの能力をその子の特性に合わせて引き出すことになりますので、教職員全員が研修を受けられるような検討を今後していただきたい、このように思います。

また、学校と学童の連携も今後さらに重要になってこようかと思っております。特に担任の先生と学童の支援員が密に連携をとりながら、小まめに情報の共有をして、切れ目のない支援ができますように今後ともよろしく願いをいたします。

次に、子育て支援課、学童保育についてでございますけれども、学童保育において、今、巡回相談を受けてあるということでもございましたけれども、この巡回相談を受ける対応にしても、各方面で行われている研修会に参加をするにしても、主任の先生、支援員さんがほとんどそれを対応されているのではないのかなというふうに思います。同じ学童内にあっても、ほかの指導員さんとの情報の共有がなかなかされていなかったんじゃないかというふうに思います。

今回は、本市で発達の気になる子供たちへの支援、これをテーマにして研修会を行ってい

ただ計画があるということでございますので、この全支援員がその対象になるように、全員が参加をして、やはりスキルを上げていくような、共通の認識を持っていくような形にしていかなければいけないというふうに思っておりますので、これは強く申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それと、各方面で行われている研修会、なかなかやっぱり遠方になりますと行けないというふうな声をお聞きします。この柳川での開催、今後、市民文化会館ができてきたりして利用していこうということになっていこうかと思えます。この柳川で開催できるような形にぜひしていただきたいなというふうに、これもひとつお願いしておきます。

次に、ほかの自治体では、子育て世代包括支援センターの設置が進んでおるようだけれども、近隣の状況がどうなっているのか、お尋ねいたします。

それと、あわせてなぜ本市は設置にまだ至っていないのか、その理由についてもお伺いをいたします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

菊次議員の御質問の子育て世代包括支援センター設置について、近隣の状況と本市が設置に至っていない理由はという御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたって、さまざまな疑問、悩み、相談に対して、ワンストップで切れ目のない支援を行う仕組みのことです。

子育ての不安解消や、さまざまな相談ができ、関係機関と連携をして、子供を産み育てやすい環境をつくるため、国では平成32年度末までをめぐりに地域の実情を踏まえて整備を図ることとされております。

それでは、近隣の設置状況を申し上げますと、まず、大牟田市でございますが、今年度4月から大牟田市役所本庁舎2階の子育て未来室内に開設をし、助産師1名、保健師4名、看護師1名、歯科衛生士1名、管理栄養士1名及び一般事務職3名で、計11名体制のもと、医療機関などの関係機関と連携しながら支援を実施されております。

次に、大川市でございますが、子育て世代包括支援センターと児童発達支援、子ども家庭相談支援などの機能を集約した子育て支援総合施設を大川中央公園内に平成33年度に開設される予定であり、センターの具体的業務内容や人員体制などについては、今後、関係課と協議を進められるということでございます。

次に、みやま市でございますが、今年度は子ども子育て課に子育て世代包括支援センター係長を配置し、平成31年度開設に向け、センターの業務内容や人員体制などについては、今後、関係課と協議を進めていかれると聞いております。

また、筑後市及び八女市につきましては、センター設置に向けた協議は現在のところ進んでいないとのことでございます。

そのような中、本市の現状としましては、妊娠届や乳幼児健診、乳児訪問などの母子保健事業を行う健康づくり課と支援の必要な妊婦や児童に対して相談支援を行う子育て支援課が柳川庁舎1階の隣り合う位置にあり、連携を図りながら子育てのさまざまな相談に対応を行っております。

本市が子育て世代包括支援センター設置に至っていない理由としましては、第1番目に、設置場所とスペースの確保、第2番目には、専門職などの人員体制とその確保の課題がございます。

整備場所の候補として、仮に現在の柳川庁舎1階に整備する場合、必要なスペースの確保などにどのような方法があるのか。また、支援の充実のための業務内容と照らして、どのような専門職を何名確保すべきかなど具体的な検討が必要となっておりまして、これらの課題を整理しながら、先進事例や近隣の状況を調査研究し、平成32年度当初を目標に、柳川に合った体制を構築してまいりたいと考えております。

今後により一層子育て世代の支援の充実を図り、安心して子供を産み育てやすい環境づくりに力を注いでまいります。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。大牟田市が今年4月から11名体制で実施をされて、大川市が大川中央公園内に33年度に開設予定、みやま市が今年度、子育て世代包括支援センター係長を配置して、31年度に開設予定ということでございました。そして、本市が設置にまだ至っていないことの原因としては、設置場所とスペースの問題、そして、人員体制と確保の問題があるということでございました。

この問題は2年前から言われていたことではありますが、今回、整備の時期については、32年度当初と明確にさせていただきました。今後、いろんなことがこのことによって具体的にどうなるかというふうに思います。あらゆることをクリアしながら、目標が後ろにずれ込むことがないようにぜひよろしく願いいたします。そして、子供を産み育てやすい柳川をつくっていただきたいと思いますというふうに思っております。

次の公園事業について質問いたします。

現在、本市で管理をしている公園の数、そして、その利用状況をお伺いいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度現在、本市で管理しております公園の数につきましては、立花いこいの森公園などの一般公園が22カ所、主に農村地域で利用されております農村公園が34カ所、開発に伴い建設されました開発公園が42カ所の合計98カ所でございます。

利用状況についての御質問でございますけれども、正確なデータについてはございません

けれども、今の時期は、立花いこいの森公園やY O U・遊の森公園、物産公園などでは、遠足やバーベキュー利用者の申し込みが多く出されているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

利用状況については、今は遠足とかバーベキュー利用が多いということでした。管理のための費用、管理費、そして、その財源というのはどのようになっておりますでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

維持管理費及び財源についての御質問でございますけれども、本市で管理しております公園の維持管理費は、平成29年度の実績で申し上げますと、清掃業務等の委託費といたしまして約13,100千円、浄化槽等の管理費等で約1,300千円、施設の修繕費等で約4,800千円、その他光熱水費等で約2,900千円、全体の維持管理費といたしまして約22,000千円となっております。また、管理費の財源といたしましては一般財源でございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。全体で22,000千円ということで、僕が思っていたのよりも物すごく安かったので、ああ、これぐらいでしたら負担はかけないのかなと思いつつも、今後、地方交付税、こういった減収というの見込まれていく中で、今後、維持管理ができるのかなという心配もございました。

今後、その集約をしていく必要もあるのではないかとこの考えも一方で私持っております。それについては、どのようにお考えになりますでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

先ほど答弁いたしましたように、本市が管理いたします公園につきましては、全部で98カ所あり、それぞれの公園が地域の活動や地域の住民のいこいの場として有効に利用されているところですが、立花いこいの森公園、Y O U・遊の森公園、有明地域観光物産公園、からたち文人の足湯公園などが市外からの利用、また、観光客の皆様にも利用されているところでございます。

したがって、ある程度大きな公園の集約につきましては、現在のところ難しいと考えております。しかしながら、将来的に利用されず、必要性がなくなると判断できれば、集約を含めて検討していくことになるというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。必要性がないというところが発見できて、その検討が進んでいけば、また別の利用とかいうのも考えられますので、早急にその状況の調査というのも

行っていったきたい、このように思います。

一方、子育て世代のほとんどの方が、本市のこの公園に満足ができないということで、他市の公園を利用しておられるようですけれども、どのように把握をされてありますでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

本市の公園に満足できずに、他市の公園を利用されているのを把握されているのかとの御質問でございますけれども、平成27年度に柳川市人口ビジョン及び柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定に向けて実施されましたアンケートの意見や平成29年12月の市政アンケートの中でも、公園等の不足や他市の公園を利用している等の意見があったことは承知いたしております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

子育て世代の意見として、遊具等が充実した公園を望む声は大変多かったと思います。総合戦略の子育て世代の希望をかなえていくという意味からも、他市に引けをとらないような公園の整備が必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

議員御質問のとおり、将来にわたり地域の活力を維持していくための戦略といたしまして、平成27年12月に策定いたしました柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略、この総合戦略を包括いたしました本市の8年間のビジョンを示します平成29年6月に策定いたしました第2次柳川市総合計画におきましても、安心して子育てできる環境づくりの方向性といたしまして、子供が安心して安全に遊べる場の充実を図ることだとしております。

現在、本市では、むつごろうランドを平成32年のオープンに向けて、平成29年度から研修棟のリノベーションや公園整備等を進めておるところでございます。今年度は公園部分の整備を計画しており、具体的な整備内容につきまして、地域の皆様とワークショップを重ねて進めているところでございます。

また、ハード面だけではなく、有明海でしかできないムツゴロウ釣りや昔から伝わります伝統漁であるくもで網体験といったプログラムの実施や観光ブドウ園の展開などにも力を入れているところでございます。

また、近隣には車で20分足らずで行くことができます福岡県が整備しております県営筑後広域公園がございます。この公園は、広さにいたしますと192.6ヘクタール、HAWKSベースボールパーク筑後の約46倍でありまして、多目的広場や運動場、バーベキュー広場やドッグランなど、エリアごとにさまざまな整備がなされている大規模な公園でございます。また、本年4月には四季折々の花や木などが楽しめます体験エリアも開園しておりますので、市民の皆様にもぜひ御利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

この公園整備に向けて、今ワークショップ、地元の方と言われましたか、されてあるというふうに聞こえたんですけども、地元の方でしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

はい、それはむつごろうランドの整備についてでございます、具体的な整備内容について、そのむつごろうランド周辺地の地元の方とワークショップを重ねているというふうに伺っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

公園の整備に関しては、例えば、保育園でアンケートをとってお父さん、お母さんたちにどういふ公園整備にしていくのが魅力のある公園なのかというのを聞けるような機会があったら、そういった機会をつくっていただきたいなというふうに要望をいたします。

新たにこの公園の整備をするためには、やはり莫大な費用がかかろうかと思ひます。今ある公園の中で、立地、広さ、これなどを検討していただき、遊具をふやしていくということは大変重要だと思ひます。なぜその公園を使わないのかと聞くと、やはり遊具が少ないというのが一番多かったんですね、私が聞く分では。人気のある公園は、滑り台一つをとっても、子供の成長に合わせて、何種類も設置がされております。この公園整備も含めて、子育て支援、教育支援を近隣の自治体に負けないぐらいに行うためには、やはり私は新たな財源が必要ではないかと思ひます。その財源としては、モーターボートの舟券場の建設も考えていいんじゃないかなというふうに思ひます。

いずれにしても、柳川では子供たちや子育て世代が喜ぶような遊具の充実はできませんからよそに行ってくださいよというようなことは口が裂けてもやはり言えないのじゃないかなというふうに思っております。

現に子育て支援の先進地と言われているところは、子供たちの遊具の充実を図りながら、地域の子育て支援センターの利用をふやして、そこで相談の体制をつくっているところが多いようでございます。

やはり柳川市が戦略として、子育て世代に対して、わかりやすく、何をやろうとしているのか、それを示していくのが、今回提案しております子育て包括支援センターの設置であり、この公園事業だというふうに思っております。

緻密にさまざまな施策を行いつつも、何をなそうとしているのかわかりやすくしていくことが、これが戦略だというふうに私は思っております。今後のこの公園整備の充実をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時50分 休憩

午前11時 1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番、自民党柳誠クラブ、荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まずもって、けさの大阪北部地震で被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、4年に1度のスポーツの祭典、サッカーワールドカップが開幕しました。私は16年前、2002年の日韓大会では大分会場の輸送業務を担当し、貴重な経験ができました。今大会はまだまだ盛り上がりが少ないようですが、あしたの夜9時は日本代表の初戦です。国民が元気になるサムライブルーの活躍を期待したいと思います。

それから、先月30日、久留米市野球場におきまして、本市の伝習館高校と久留米市の明善高校が全校生徒の応援のもと、野球の試合を通じて母校愛と郷土愛を育み、両校及び筑後地区の活性化を目指して第1回定期戦、通称明伝戦 もちろん私の中では伝明戦でございますが が実施されました。結果は7対4で明善高校の勝利でしたが、藩校対決として新聞、テレビでもよく取り上げられておりました。私は、伝習館応援団の指導を担当させていただき、練習期間の1週間、気分だけは高校時代に返ることができましたし、応援練習の様子は地元テレビ局のニュースや情報番組でも放映されていたみたいです。当日は両校OBも多数駆けつけ、スタンドはプチ同窓会の感もありました。来年以降も継続の予定ですが、残念ながら本市には開催可能なグラウンドがなく、会場は引き続き久留米市野球場となっております。もうすぐ夏の甲子園大会の予選も始まりますが、甲子園に出場すれば地元は必ず元気になります。柳川高校も久しく出場していませんが、柳川の子供たちが柳川市内の高校から甲子園に出場できるための環境の整備は必要だと思っております。そして、いつの日か、さきの伝明戦が本市で開催できることを願ひまして、質問に入ります。

本日は、1、在福外国領事館との交流について、2、西鉄柳川駅の現状と課題は、3、市内事業者への支援体制はの3項目につきまして質問をいたします。

1、在福外国領事館との交流について。

ここ柳川でも、観光客はもちろん、居住されている外国の方を見かけることは珍しくなくなりました。少子化がますます進む中、労働力の確保の点からも今後ふえることはあっても減ることはないはずであります。また、市内の児童・生徒でも御両親のどちらかが外国籍の

方も見受けられます。これから国際化はどんどん加速していくはずであります。

さて、このような中、九州の中心都市であります福岡市には、現在アメリカ、中国、韓国、オーストラリア、ベトナムの5つの領事館があります。また、台湾は国交の関係で、駐福岡弁事処という名称ですが、実質は領事館であります。また、本国からの領事使節が派遣されていない名誉領事館は県内に25館あります。

そこで、言ってみれば真の外国がごく身近にあるわけですが、これらの領事館等と本市の交流の実績につきましてお伺いいたします。

再質問及び残りの質問は自席から行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

今の荒巻議員の交流の実績はという御質問にお答えをしたいと思います。

駐福岡領事館及び領事館に相当する機関との交流実績ですけれども、近年では、白秋祭水上パレードに合わせまして、各国の領事館に御案内を出し、市長との会談や白秋祭水上パレードに乗船いただいているところです。

昨年もアメリカ総領事館、中国総領事館、韓国総領事館、ベトナム総領事館、それと領事館に相当いたします機関といたしまして台湾の台北経済文化弁事処の5カ国よりお越しいただき、ベトナム総領事と中国副総領事に限っては、後日、お礼の訪問に来られ交流を深められたところです。

また、本市が進めますやさしい日本語ツーリズム事業では、キックオフミーティングに台北経済弁事処の戒処長に来賓講演を行っていただき、さらに台湾訪問における柳川市の観光案内とやさしい日本語ツーリズムのプレゼンテーションでも御尽力をいただいているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

白秋祭の水上パレードに御参加いただいたということですね。こちら領事クラス、領事さんだと思いますけれども、それと、やさしい日本語ツーリズム等ですね。戒処長のほうが講演をなさったということも中華民国の福岡弁事処のホームページでも掲載されておったところでございます。

それで、できればもっと何か積極的な、ですから、こちらからやはり出向っていく積極的な取り組みが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。いろんな形で、私がこの場で、行けばこういうことが生まれてくると思いますという具体的なあれはないんですが、行ったことによって本当に何が生まれるかもしれない。何か生まれないといけないんですが、ですから、やはりまずは行くこと、ここに価値があるんじゃないかと思っておりますけれども、こち

らから積極的に出向いて交流を図るべき、深めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

副市長（酒見勇次君）

荒巻議員の質問にお答えいたします。

議員が言われるとおり、インバウンドツーリズムや企業の動向など、いろいろな情報収集は必要でございます。本市は観光入り込み客数150万人を目指し、日々官民挙げて取り組んでいるところでございます。中でも外国人観光客に期待するところは大きく、現在柳川を訪れる外国人観光客の受け入れ環境整備のため、コミュニケーションツールとしてやさしい日本語ツーリズム事業を推進しております。本事業では、これまでも福岡市にあります領事館等の協力を得て事業を展開してきたところでございます。

一方で、領事館は各国の自国民の保護やビザの交付などの外交事務を行うために設置されたものであり、気軽に接することは難しい面もございます。

まずは、白秋祭等を通じまして、柳川の魅力を感じていただくとともに、やさしい日本語ツーリズム事業のように目的に応じて協力を依頼しながら、交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

また、今月7日には、タイ国南部のナコーンシータマラート県の副知事などが柳川高校の方々と市長表敬にお越しになりました。同県には一昨年の5月に柳川高校附属タイ中学校が開校されており、副知事からは、「附属中学校を縁に柳川とのきずなを強めたい」との発言もございました。

タイ国は、近く福岡に総領事館の設立の予定もありますので、今後の展開によっては、総領事館の誘致に向けて取り組みを行っております福岡県とも連携を図りながら、新たな交流も深めていきたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際、今の御答弁では、本業に差しさわってはいけないというふうにも私は受け取れましたが、実際在福の領事館のホームページを拝見しますと、やはり先方さんもいろんな交流を図りたいという、基本的にはウエルカム、韓国、中国、アメリカ、そういったふうに基本的には管内の自治体からそういったアプローチをされることは私はウエルカムだというふうに読んでいますし、受け取っておるところでございますので、そこまであんまり気を使われなくていいんじゃないかなと私は考えます。

それで、具体的に、じゃ、実際に領事館が受け持っている管内の自治体のトップが交流をどのように図っているかということで、簡単に見ましても韓国、福岡県、韓国の領事館はやはり九州各県の知事とか県庁所在地の市長とか訪問を一通りされておりますが、少なくとも大分県の佐伯市長、長崎県の佐世保市長、佐賀県の武雄市長はこの1年間に韓国総領事を訪

問されております。同じように中国の総領事に対しても5つの市長さんがこの1年以内に訪問をされておるのがホームページでも読み取れます。

さらに言いますと、台湾の弁事処のほうですよ、こちらは13のトップの方が訪問をされておるんですよ、少なくともこの1年で。中でも鹿児島県の出水市長は2回、大分県の日田市長も2回行かれておりまして、若干期間を延ばしまして、この1年半ぐらいで見ると一番多く訪問されているのはお隣の大木町長です。1回目は、写真が載っていますが、イチゴ、あまおうだと思いますが、イチゴがテーブルの上にどんと乗っかっています。2回目はシメジがテーブルの前に乗っかっています。やっぱりシメジの販路を求めて行かれたそうです。結局、ただ台湾は、現在シメジ栽培の技術指導に実際にシメジの製造者の方が行かれていそう、台湾じゃなかったけど香港での販路が獲得できたそうです。ビジネスとして非常に成り立っているという話を聞きました。

なおかつ、大木町さんは去年の桜の季節に台湾の福岡弁事処の職員の方も含めてバス1台貸し切って、桜を見に来てくださいということで、戎総領事筆頭にお見えになったそうです。大歓迎をされています。弁事処のホームページに写真が十何枚も載っています。すごく大木町の方々が歓迎されているのが読み取れました。そういった非常に中身の濃い交流をお隣の大木町がされておりますので、ぜひ柳川市のほうも取り組んでいただきたいと思います。

それで、実は私、毎年水上パレードはどういった方がお乗りになっているのかというのをいつも気にしておるところなんです、ちょっと去年行政、去年ですかね、企画課長、今の答弁は去年ですかね。じゃ、ちょっと私も情報が、私はNPO法人ちっこ未来塾 これ筑邦銀行さんとか西日本新聞社さんが中心ですが が毎年、以前からお招きになっていたのは承知しておりました。ちょっと行政のほうは、済みません、私もちょっとうっかりしていましたが。

それで、そのような御提案もきょうはしようと思っておりましたが、ぜひ、ことし取り組んでいただきたいのは、そういった領事クラスもいいんですが、できれば大木町さんがなさっているように、もう職員の方も含めて御家族で、ですから、ことしは台湾、来年は中国、韓国という形で1そうか2そう、その国の方々のためだけのということで、もうできればバスも含めてお招きいただくような取り組みをなさったらどうなのかなと思っております、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきます。

韓国等については、かなりの韓国の学生たちが柳川市に入っておりまして、来るたびに大学生については私も対応させていただいております。また、韓国の旅行会社等も大手さんも入ってきておりますので、その都度対応させていただいておりますし、ちっこ未来塾については、私が市長に就任しましてから船の提供等は柳川市で負担をさせていただいております。

うことも、まだ言わなかったんですけれども、そういうことで大変感謝をしていただいておりますということでございます。

領事との関係については、戎さん含めましていい関係だというふうに思っておりますし、先般おいでになりましたタイのほうですね、柳川高校が持っている附属中学校の県ですね、本来ならば県知事がおいでになる予定でしたけれども、副知事がぜひ、来年の柳川高校の卒業式には市長おいでいただきたいという招待を当時の市長も、副市長も言われましたので、そういうことを含めて検討してみたいなというふうに思っております。

荒巻議員が言われるような形を積極的に、気持ち的には私はなっておりますので、大木町さんのことは確かに新聞紙上に出ておったかもしれませんが、出ていない分としてはかなり柳川市はウエルカムとして対応しておることを報告しておきたいと思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

そうですね。表に出ていない部分もいろいろとあるかと思っておりますけれども、ぜひ、本当の市長がおっしゃっているおもてなしを随所にといいますか、常にお願ひできればと思ひますし、実は台湾福岡弁事処のやつに戎処長がお見えになったときの写真も、金子市長とのツーショットもこんなに大きく載っておるんですね。また改めてごらんいただければと思ひますし、それとあとは、戎総領事が、これは多分水の郷ですかね、さっきおっしゃった日本語ツーリズムのキックオフミーティングの分も写真が大きく載っておりますし、また、観光大使の郭さんが訪問されたことも載っておりますし、あと、佐賀 - 台北のチャーター便の佐賀空港でのイベントにも金子市長も御参加いただいておりますが、写真も大きく載っておりますので、ぜひ、本当に台湾との交流、今、柳川市を訪れていただく一番多い外国の方は台湾だとお聞きしておりますので、それでもまだまだふやす、開拓の余地は十分かと思ひますので、ぜひ積極的な取り組みをお願ひしたいと思っております。

あと、おっしゃったタイ国の総領事に関しても、以前あったのが一旦なくなって、また復活ということで、基本的にはもう復活することが決まっているように私は理解しておりますけれども、また、タイ国に関してもいろんな交流を深めていただければと思っておりますので、これに関しましては、最後に改めまして、先ほど言いましたように、ぜひ1そう貸し切りで、2そうでもいいんですけど、まずは台湾の福岡弁事処の方々をお招きいただくように、これは別に行政の、市の予算がふえる分には私は了ともちろんいたしますが、スタッフも含めて、職員の方も含めてお招きできれば、御家族も含めてお招きいただくと、また本国でのいろんな口コミ等も含めて広がっていくと思ひますので、ぜひともお願ひしたいと思っております。

あとは、これは1つだけ最後に、新潟県三条市の市長さんは新潟の総領事館に5回ほど足を運んだということを見ました。ですから、毎回得るものがあるということも言って

おられますので、それとあわせて市長も県とか福岡に行かれた折には、ぜひそういった関係機関のほうに御訪問いただきますようお願いしたいと思っています。最後にそれだけ、いかがでしょうか、市長。

市長（金子健次君）

御提言いただいております総領事とかいろんな方たちを、手続上はかなり、来ましたから、はい、どうですかということにならないようなシステムがあって、何の目的で来るんですかというようなことでかなりハードルが高いようでございますけれども、逆にベトナムの総領事とかおいでいただいたし、そういうことで、先般招待したときも大変好意を持っておられます、私たちが来るだけじゃなくて、ぜひベトナムのほうに行ってもらいたいということもつけ加えて言われていましたし、そういう機会の場には積極的に参加をしてみたいというふうに考えています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

重ねてよろしくお願ひいたします。

それでは、次の項に移ります。

西鉄柳川駅の現状と課題はということで、まず1点目ですが、東口が新しく開設されました。私も拝見しておりますと、オープン当初から比較すれば、東口の利用者は増加しているように感じておるところでございますが、オープン当初と現在とで利用状況の変化がどのようになっているのか、できれば車と人とそれぞれ分けて御答弁いただければと思います。

都市計画課長（高須 亨君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅自由通路供用開始の平成27年3月以降、東口利用促進に関するチラシの配布、東口利用促進や駅の特集記事としての市報掲載を行いますとともに、平成29年9月の有明海沿岸道路三橋インター開通に合わせました東口利用促進チラシ、ポスターを大川市の9施設、佐賀市諸富町の3施設、佐賀市川副町の7施設に掲示をお願いし、東口利用を促してきたことによりまして、東口での送迎利用者がふえてきているところでございます。

こうしたことで、一般者の送迎車利用の西口、東口の割合は1対1の割合に近づいてきているものと考えております。

また、人の動きでございますけれども、バス等の利用につきましては西口が多く利用されておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、送迎車利用が東西に分散されてまいりましたので、東口利用者もふえてきていると思われれます。

次に、東口コインパーキング利用状況を申し上げますと、平成27年度は約4,300台、平成28年度は約4,600台、平成29年度は約6,400台となっております。平成29年度につきましては、そのうちの75%の約4,800台が25分以内の利用となっておりますので、お迎えでの東口利用

もふえてきているというふうに思われます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

人、これ1対1に近づいてきているということですかね。実際、私自身は送るときは西口でおろすんですが、迎えるときは東口、私、住まいは昭代ですから、行くときはどうしても西口、迎えのときは東口というふうに基本的には決めておるところです。

あとコインパーキングに関しましては、利用の増加はありがたいことです。ただ、いわゆる無料の分が多い分はなかなか痛しかゆしですけども、基本的に使っていることに関してはありがたいと思っております。

それで、実際車を本当に、正直言って比較、ちゃんとカウントしたわけじゃないのでなかなかわかりませんが、本当に東口が、特に迎えの場合は東口がふえてありがたいな、朝の送日も結構多いですね。私が実際にカウントした数字を申し上げますと、これは朝の7時から8時30分の90分間です。平日で、ただ同日ではございませんので、全く同じ条件ではないということをお承知おきいただいて、西口が北側と南側と分かれております。北側は階段、エスカレーターがございますが、90分間で387人、これは高校生以下は含みません。高校生より上と思われる方387人、西口の南側が、これは階段だけですが271人、そして東口が373人ということでした。割合でいうと、西口の北側が37.5%、西口の南側が26.3%、西口合わせると63.8%、東口が36.2%、改めて申し上げますが、単純な同じ日の計測じゃないので、このとおり、全く同日の比較ではございませんが、そのようなデータとなっておりますので、1対1に近づいては来ているんでしょうけれども、これを見る限りではもう少しですから、もちろんこれは1対1にならなきゃいけないということじゃないんですけども、そういった状況でございます。

それから、3年が経過して現在の課題があればお知らせいただきたいと思っております。

都市計画課長（高須 亨君）

現在の課題はという御質問でございますが、平成27年6月定例会で荒巻議員の御質問に対し答弁をさせていただきました、自由通路の天井につきまして、やわらかさを出すため福岡県産材であります八女杉を使用しておりますが、自然素材そのままを使用しているということもあり、気候による膨張収縮を繰り返し、落ちつくまでの期間に多少天井板に浮きが見られるというような症状が発生していることを課題として上げさせていただきました。

現在は、天井板の状態も落ちついてきたようですので、本年度は自由通路施設内の使用木材の経年劣化を抑えるために、長寿命化対策といたしまして塗装工事を実施いたします。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。木ですからいろいろとメンテは大変だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

それじゃ、二、三ちょっと具体的な御質問をさせていただきます。

以前から雨天時のエスカレーターとか階段で、エスカレーターに乗っていても雨がちょっと入り込む、要は上部があいているからですが、その辺に關しての対策を現在お考えなのかどうか、いかがでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

エスカレーターや階段を含みます自由通路につきましては、柳川という温暖な気候の地域の中で、暑さ対策に重点を置きまして、風通しをよくするとともに、駅前広場との一体感のある気持ちのよい通路として整備をしております。また、風圧などに対して構造的にも負担が少なくなるような設計を行っております。

しかしながら、風を伴う雨に対しましては、吹き込みがあり階段部分では雨水漏れが発生しておりますので、足元注意の看板等により注意喚起を行ってきているところでございます。

現在、市職員によります週2回の実施を継続して行っておりますけれども、雨の多い時期には巡視の回数をふやすなどの対応も引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

先ほど答弁いたしましたとおり、柳川の気候を考慮した暑さ対策、駅前広場との一体感のある開放的で気持ちのよい空間整備につきましては、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

確かに、夏は暑いし冬は寒いし、全てをカバーというか、全てを補うというのは非常に難しいのではないかと理解をするんですが、ただ、エスカレーターに乗るときに傘を閉じて上がっていたら雨が入ってくるという実情を考えると、何か開閉ができるような、それは電動でできればいいんでしょうけど、そういったのもあればいいのかなと思いますし、そういった御意見もあります。もちろんそういったことは御承知おきだと思いますけれども、御検討いただければと思っております。

それから、次です。これは実際に現場に居合わせて、御本人に御意見を伺っての御質問です。

障害者用の駐車スペースには屋根がなく、雨天のときに車椅子利用者が困っていらっしやいます。屋根が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

議員御質問のとおり、雨天時の身障者用スペースの利用につきましては、通路部分の屋根までの間は、屋根がなくあいておりますので、一旦ぬれるような状況となっておりますので、

今後対策を講じる方向で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

東口のほうは、身障者用も含めて車をおりたらず屋根のほうに行けるんですね。ですから、本当に雨天時は東口が特にお勧めだというのもこの場でも申し上げたいと思いますが、西口のほうはやはりちょっと身障者用のスペースから屋根のところまで距離がございますので、つくりますよってすぐにできるあれじゃないとも思いますけれども、一日でも早く利用者の方が喜ばれるように御尽力いただければと思っているところでございます。

次に移ります。

西口の南側の階段下に喫煙スペースがございます。これ、階段利用時に下のほうからたばこのにおいが上がってきて気分が悪いという声をお聞きします。私自身も感じたことがございますが、場所を見直すか、完全に囲うかというような何らかの対策が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

都市計画課長（高須 亨君）

議員御指摘の西口南側階段下の喫煙スペースの件につきましては、当初、西口の北側階段からおりたところを喫煙場所としておりましたけれども、風向きにより改札口方向へと煙が流れ込むということで、西日本鉄道柳川駅と協議の上、現在の位置へ場所の移動を行った経緯がございます。喫煙所の設置につきましては、駅利用者の要望、吸い殻のポイ捨てによる環境の悪化や火事の危険性等の御意見も受け設置しておりますけれども、再度、設置場所につきまして西日本鉄道柳川駅とも協議いたしまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

そうですね、いろいろと関係機関と相談した上、あと、たばこを吸わない方の御意見もぜひ取り入れていただければと思います。

それから、課題の中では特段御答弁ありませんでしたが、イベント、一番メインはおもてなしの心大作戦なんか非常に大きなイベントというか、本当に毎年多くの方に御参加いただいておりますけれども、何かイベント、あわせて駅前マルシェが年に4回ということもお聞きしておりますけれども、ちょっとそこら辺で、イベント、こんなことをやっていますよとか、こんなことをこれからやりますよというのがあればお知らせください。

都市計画課長（高須 亨君）

イベントにつきまして、都市計画課のほうでこれをするとかいうことは現在のところはございません。利用状況につきましては、一般の楽器店や市民団体のミニコンサート等では現在利用されております。

先ほど議員が申されましたように、駅前マルシェとか、そういった有志によりまして駅前広場を利用されるという案件も、ここ1年ふえてきているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

おもてなしの心大作戦のときには、柳川高校のダンス部さんが大活躍ですので、ことしなさっているときにキャプテンの方と、あと理事長先生にもお話ししましたが、1年に1回じゃもったいないから毎月でもいいんじゃないですかということ、ですから、そういったことで依頼があれば別に使っていいわけですよ。ですから、逆にもっと使ってください、使えますよというPRをできればお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、エスカレーターの件で、これはお願いだけです。

エスカレーターは、実は乗っておりるまで何秒ぐらいかというので専門の方に聞いたら、短い人は七、八秒から10秒、15秒ぐらいというお答えでした。実は乗っておりるのに30秒かかるんですね。決してこれはスピードが遅いからじゃなくて、スピードは普通です。だから、それだけ高低差があるということなんでしょうけれども、それはもういいんですが、利用者がいないときセンサーで自動的にとまるようになっていきますけれども、それがちょっと無駄に回っている時間が長過ぎだと私は思いますので、もう少し、これは電気料、実際に起動するときに余計かかるのであればできませんが、もう少しストップの間隔は短くしたほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、それは御検討ください。

この項、最後になります。東口の連絡通路より南側、要は大牟田側の児童、藤吉小学校の児童が通学しているときに連絡通路を通るのかなと思って見ておきますと、連絡通路を通らずに踏切のほうをほとんど通られておりましたけれども、その件に関して何か学校のほうでそういった決まり事とか、そういうのがあるのかどうかをお尋ねいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

藤吉小学校の児童の登下校における自由通路の使用状況に関する御質問でございますけれども、現状を申し上げますと、自由通路は使用せず、歩道が整備されております駅の北側の踏切を横断するようにしております。

そこに至った経過でございますけれども、地域、保護者の話し合いの中で、自由通路の使用について協議をされております。その結果、階段の上りおりの危険性を考えまして、自由通路は使用せず踏切を横断することで意見がまとまっています。その上で、学校と地域、保護者が話し合いをしまして、先ほど申し上げました通学路に決定しているものでございます。

西鉄柳川駅は1日平均1万1,000人を超える利用がございます。利用が多い時間帯の一部は登校の時間と重なり、駅の利用者と児童がぶつかることも想定されます。階段上でぶつかりますと重大事故につながりかねません。こういったことを踏まえまして決められたもので

あるというふうに思っております。

なお、通学時に踏切を横断することになりますけれども、児童の安全・安心のため、地域の方の御協力をいただきまして、踏切には毎朝、見守りの方に立っていただいているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私は実際に地元の方の御意見を聞いたわけでもございませぬ。ただ単に見ていて、踏切を渡るよりは連絡通路のほうが危険度が少ないじゃないかと。もちろん通学距離も単純に短くなりますし、あと、駅だと人がいるというか、天神とかじゃないからそう、本当はもっと利用者が多いほうがいいんですけど、そんなぶつかるような混雑が、実際に特急が停車しておりられたときはそれなりに混雑度はありますが、それ以外にはそういった混雑は少ないと私は感じておりますので、これはもうあれです、学校が決められたことに私が云々じゃないんですが、私は自由通路をせっかく市で整備したわけですから、通っていいというか、通ったほうがいいと思いますし、七、八名の方にお聞きしましたが、皆さん私と同じ意見でございましたことを申し添えたいと思いますし、これは偶然であれですけど、3月まで教育長が藤吉小学校の校長先生でいらっしゃいましたので、この件について何か教育長のほうからも御意見をいただければと思いますので、お願いします。

教育長（沖 毅君）

荒巻議員から子供たちの登下校の際に多くの目が届いている自由通路を通るほうが安全ではないかという御意見をいただきました。子供たちの安全・安心を第一に考えていただいている御提言だというふうに思っております。

この件に関しましては、先ほど課長が答弁しましたが、平成27年3月に自由通路の階段の上りおりの危険性について保護者、地域で議論があったというふうに聞いております。

詳しく申し上げますと、子供たちは、ランドセルを背負い、水筒を提げ、また、手には図書バック、その日に使う道具を持って登校しております。万が一階段でつまずくと大きな事故につながる。また、子供たち自身が気をつけていても、出勤で急いでいる方とぶつかる可能性もあるということで、そういう危険性を踏まえて、地域と保護者の話し合いの中で、子供たちは自由通路を使わず踏切を横断するように決められ、学校が通学路として認定したというふうに聞いております。

なお、学校においては、交通安全教育にも取り組んでおり、踏切の安全横断を含め、通学時の安全指導についても交通安全教育の一環として実施しております。議員の御理解をお願いいたします。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

階段の上りおり、エスカレーター、子供にエスカレーターばかりというのもどうなのかなと思いますし、距離が長くなる分で、今、子供たちというのは少々長くなっても別に本人たちは気にしていないのかもしれませんが。ただ、私自身は、せっかく市で整備した道ですので、繰り返しになりますが、踏切よりは間違いなく危険度が少ないと思いますし、私がお尋ねした方々も同じ考えだったことを改めて申し添えて、この項を終わります。

それでは、最後の項目になりますが、市内事業者への支援体制はということでお尋ねいたします。

まず、事業者といいましてもいろいろですが、日本において約382万社の企業等があると言われておりますが、そのうち大企業というのはわずか0.3%、ですから中小企業が99.7%ということになります。中小企業をまた分類しますと、中規模企業者が14.6%、小規模事業者が85.1%ということで、小規模事業者といいますと、従業員が製造業でいうと20人以下、卸売業、サービス業、小売業でいえば5人以下ということになりますので、日本の企業はそういった方々に支えられている、そして、そういった方々が元気にならないと柳川も日本も元気にならないということをまずお知りおきいただければと思います。

それで、柳川市の産業も多くが中規模企業や小規模事業者だと思われませんが、工業、商業、農業、水産業におきまして、事業者数とか従業員数、出荷額、これは項目では生産額とか売り上げとか変わってきますけれども、直近の数値とピーク時の数値の比較をそれぞれお尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

まず、工業についてでございますけれども、平成28年度の工業統計調査の結果によりますと、事業所数は171、従業者数は3,246人、出荷額は49,619,000千円となっております。平成26年度におきましては、事業所数は160、従業者数は3,138人、出荷額は47,850,000千円となっておりますのでございます。

ピーク時ということでございますけれども、ピーク時は平成19年度でございますして、事業所数は182、従業者数は4,019人、出荷額は105,341,000千円となっております。

次に、商業についてでございますけれども、平成28年度の調査によりますと、事業所数は738、従業者数は4,579人、売上額は105,213,000千円となっており、平成26年度におきましては、事業所数は719、従業者数は4,210人、売上額は100,824,000千円となっておりますのでございます。

商業のピーク時でございますけれども、これも同じく19年度でございますして、事業所数は1,017、従業者数は5,631人、売上額は138,808,000千円となっておりますのでございます。

工業、商業ともに平成19年度をピークに事業所数、従業員数、出荷額、売上額とも減少傾

向にあると。主な要因といたしましては、平成20年のリーマンショックでありますとか、平成23年度のルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社の撤退等、そういったものがあるかと思えます。

一方、平成28年度と26年度を比較いたしますと、事業所数、従業員数、出荷額、それと売上額とも微増となっております、経済の回復傾向にあるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

農政課長（木下 隆君）

荒巻議員の農家戸数、耕作面積等についての御質問にお答えをいたします。

まず、農家戸数と耕作面積を平成27年農業センサスの資料をもとに申し上げますと、3,757戸、4,048ヘクタールとなっており、生産額は28年度のJ A 柳川販売実績資料によりまして4,878,000千円でございます。また、ピーク時でございますが、生産額をもとに平成17年度をピークといたしますと、農家戸数が4,158戸、耕作面積が4,167ヘクタールで、生産額が5,410,000千円でございます。

比較をいたしますと、農家数、耕作面積、生産額は減少傾向にございますが、柳川の農業については、肥沃な土壌と気象条件に恵まれ、土地利用型農業である米、麦、大豆を中心に園芸施設野菜やレタス、オクラなど露地野菜などの農産物の生産が盛んな地域でございます。基幹である稲作は福岡県下第2位、小麦は県下第1位、さらに大豆は県下第1位など県下トップクラスの生産を行っております。

また、新規就農者は年々増加しており、平成25年から56名の就農者となっておりますし、国では農地の流動化を進めるため農地中間管理機構を整備し、農地の担い手への集積を推進しています。現在、市内農地1,132ヘクタールが農地中間管理機構へ貸し付けられており、福岡県全体の実績の4分の1を占めています。

近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあり、生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農作物づくりが欠かせません。このため、関係機関とともに明確な産地づくりの方針を定め、農産物の高付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

水産振興課長（中村正光君）

荒巻議員の直近の漁家数、生産額、それらのピーク時との比較及び見解についてお答えします。

漁連のデータをもとに、平成以降のデータによりまして、ノリ養殖については、平成3年度生産が一番のピークでありました。漁家数、生産額を平成3年度と比較しました。すると、

漁家数は837戸が平成29年度440戸へ397戸減少しております。生産額で比較しますと、平成3年度約149億円が平成29年度約131億円へ約18億円減少しております。漁家数の減少幅が大きく、生産額の減少幅は少ないと思われます。これは、廃業された漁場、つまり小間数でございすけれども、生産漁家が行使し、1漁家当たりの漁場、小間数が拡大されたことからよるものと考えられます。しかし、ノリ養殖につきましては、ここ4年連続高単価で推移したため好成績となっております。ノリ漁師さんは大変満足しているというところでございます。

また、ノリ養殖以外の水産業につきまして説明します。

ノリ以外と申しますと採貝、あと刺し網漁でございます。アサリのピークは平成7年でございましたので、平成7年度と比較しました。平成7年度268戸から平成29年度191戸へ77戸減少しております。

生産額につきましては、農林水産統計年報のデータから申します。生産額で比較しますと、平成7年度約24億円が平成29年度に約14億円へ約10億円減少しております。やはり魚介類の漁獲量を見ますと、魚類は年々減少しています。これも有明海の資源量が減少していることが第1の理由と考えられます。また、資源管理が一部で行われてこなかったということも理由の一つと考えられます。しかし、平成27年度よりアサリの資源量が大幅に増大し、福岡有明漁連による資源管理と共販体制が整ってきているというところであります。その結果、アサリにつきましては、約2倍の価格で取引されているところでございます。

先日、若手のノリ業者で構成する有明海区研究連合会のメンバー これは各漁協の若手の代表、研究会長であります と一緒に朝倉市の被災地に福岡有明のりを届けてまいりました。被災地の朝倉市長を初めたくさんの方々から、被災者に対してノリと一緒に元気と勇気をもらいましたと大変感謝されてきております。

また、我々の長年の要望でありました、おにぎりに使用されるノリの原料原産地表示の義務化が昨年決定されました。このことで、業務用のノリについても国産か外国産かが表示され、差別化が図られるところでございます。

さらに、販売対策を強化する目的で、柳川産ノリのブランド化を重点的に取り組むため、外部からの人材を導入して地域おこし協力隊を採用しております。今回は特に、経験豊富な販売のプロフェッショナルであります専門家に来ていただいております。柳川産ブランドノリの販路拡大について一緒に頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

詳しくありがとうございました。

やはり工業に関しましては、最後におっしゃいましたルネサスの撤退が大きいんですけど、近々、平成28年度は平成26年度の底からすると少し持ち直しているということ、これ

は商業においてもそうですが、ただ、ピーク時と比べるとかなり生産額、売上高、出荷額、売上高、両方ともかなり落ち込んでおりますので、これに関しては本当に日々御尽力いただいているかと思えますけど、さらなる御尽力をお願いしたいと思っております。

それと、農業に関しましては、大体1割ほどの減ですが、営農組合化も進んでおりますし、少しずつ体力はついているのかなと思えますけれども、それでもやっぱり売上げがふえるような取り組みをお願いしたいと思えます。

あと、ノリは非常にいいということですし、また、採貝に関してもこれから復活を期待したいと思っております。各担当の方は引き続きよろしく申し上げます。

それで次に、(3)のほうを先にお尋ねします。新たな支援策ということで、これは10年前に設立されて成果を上げている静岡県富士市産業支援センター、通称 f - B i z (エフビズ) をモデルとして、全国各地で何々ビズと呼ばれる中小企業の支援拠点が広がっております。

公募した人材が売上げ拡大や販路開拓などの相談に無料で応じ、経営者らに寄り添いながら改革に取り組む。設置する自治体は、地元企業の経営力の底上げによる経済再生に期待を込めておりますが、柳川市として取り組む考えはいかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長(古賀和明君)

それでは、お答えをしたいと思います。

荒巻議員のほうからは、静岡県富士市のエフビズの話が今出たように思いますけれども、まず、福岡県のほうでは売上げ拡大、経営改善、資金調達の方法など専門家を窓口といたしまして福岡県よろず拠点支援センターという、そういったものが設立をされております。

そういった中で、荒巻議員の御質問にお答えをしたいと思うわけですが、静岡県富士市におきましては、売上げを拡大したい、経営改善したいという、そういうことで中小企業者の相談をワンストップで行う産業支援センター f - B i z (エフビズ) というものを平成20年度に設置いたしております、年間4,000件以上の相談を受けていると、そういうことでございます。

また、天草市においても、天草市、商工会議所、商工会、天草信用金庫が一体となりまして、起業創業・中小企業支援センター「アマビズ」というもの、そういったものを設置いたしておるようでございます。

そういった中で、柳川市といたしましては、県、商工会議所、また商工会と、そういったものと連携を深めていながら、新しい体制づくりも考えていきたいと思っておりますし、荒巻議員の支援拠点については、調査研究といった形で今後しっかりと頑張っていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

6番(荒巻英樹君)

全国で20カ所ほどができた、これからですが、例えば一例ですが、愛知県の岡崎市は、岡崎ですからオカビズですよね。これ、お米屋さんが相談に行かれました。通常の銘柄が並んであって、ブレンド米というのもありますよね。そこで、オカビズの提案は、お米のバーテンダーと銘打ってはどうか、そういうアイデアですよね、それが毎月数十件単位で新顧客を獲得ということで、相談した御本人も驚いたということですが、そういった、本当にちょっとしたヒントというのかな、ちょっとした工夫で売り上げアップにつながっておりまして、相談されたところの7割は売り上げが上がったということで聞いておりますし、近々ですと、先ほどおっしゃいました天草のアマビズ、そして直方市のエヌビズ、壱岐市のイキビズ、大村市のオービズ、人吉市がヒットビズと今度できるみたいですが、そういったもの。エフビズが一番行った方がいいでしょうけど、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

あと、おっしゃった福岡県のよろず支援拠点ですね、これはもうエフビズを逆に国がまねてやった分で、広く浅く、効果は、エフビズと比べるとやはり表面だけまねしてもうまうまいかないということで、各県47都道府県にありますよろず支援拠点に関しては非常に、今のところは芳しい評価は得ていないみたいでございます。

最後に、エフビズの視察が一番ですが、エフビズじゃなくても、近所の何とかビズをぜひ視察していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

議員御指摘のそういったエフビズでありますとか、アマビズとか、そういったものについて近隣の市町を含めてしっかりと調査研究をまずさせていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

荒巻議員、残り時間が1分でございますので、簡潔にまとめてください。

6番（荒巻英樹君）

もう最後です。要は、100人の企業を誘致するよりも100社に1人ずつ雇用をふやしてもらおうということを目指して、ぜひ頑張ってくださいと思います。

終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午後0時 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番高田千壽輝議員の発言を許します。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

こんにちは。12番高田千壽輝です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。大変皆さん、おなかがいっぱいになって眠たくなる時間帯ですけど、よろしくおつき合いをお願いいたします。

最近、国際的なニュースは、初の米朝首脳会談に尽きると私は思っております。私の記憶では、北朝鮮の最高指導者が共産国以外で会談するのも初めてだと思います。これを機会にして、拉致問題が解決されることを大いに期待しております。

日本国内では、悲惨な事件、事故が起きています。特に新幹線における事件には憤りを感じます。私の個人的な意見ですが、加害者には少しの同情もありません。また一方では、女性をかばって亡くなられた男性には、その勇気をたたえ、心から冥福を祈りたいと思います。

本市では今、麦の収穫も終わり、田植えの準備も始まり、田には水張りがなされています。今期の秋には豊作になるように願うものであります。

市長も冒頭に報告されました地元にとって念願の浦島橋のかけかえ、供用が始まり、以前は大型車が通ると歩行者は大変危険でしたが、歩道も整備され、安全に子供たちも通学されるようになりました。ただ、以前からあった横断歩道が廃止されたことにより、商店街に行くのに利便性が悪くなったと懸念しており、再三、地元の区長会は警察に要望されましたが、難しいということの一言で大変残念であります。

ここ10年、私が住んでいる中島地区はまち並みが激変しております。久しぶりに里帰りした人は、実家がわからないという言葉も聞いております。以前は一人一人が通れるような道ばかりでしたが、今は救急車両も当然通ることができ、もし火災が起きたら延焼が心配でしたが、その心配もなくなりつつあります。合併前にされた事業のおかげだと感謝しております。住環境は安全・安心を確保されることが、人が生活する上で一番だと思います。今後もさらなるインフラの整備をお願いするものであります。

質問は自席にて一問一答でお願いいたしますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

12番（高田千壽輝君）続

壇上でも申し上げました大和町の国道208号線の歩道再整備はされていますが、現在の進捗状況をわかっただけでお願いいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

高田議員の質問にお答えいたします。

大和町地区の国道208号線の歩道につきましては、通学路でありながら、歩道がないとこ

るや、あっても歩道幅員が狭く、歩行者、自転車の通行に非常に危険な状況であります。

現在、国道208号の大和町区間では、総延長4,770メートルございますが、平成29年度末までの整備済み延長が約2,100メートル、未整備延長が2,670メートルであり、そのうち、平成30年度現在、国土交通省より進めていただいている事業計画決定延長が1,570メートルであります。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私もほとんどその道路を利用しております、大和中学校を起点にして南側は整備ができていますよね。でも、反対に北側のほうは余り整備が見えてこないというか、そういうことがあります、何かその辺で進まない原因とかがありますか。

都市計画課長（高須 亨君）

国道208号の塩塚信号交差点南側につきましては、地権者、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、用地の御相談ができ、迂回路を設置し、水路のボックスカルバートの設置工事を進めていただいたところでございます。

大和中学校北側の整備につきましては、大和中北信号交差点から北側の平川石油北側まで、この240メートルを平成28年度に事業着手していただき、昨年度は平川石油南側の高橋の地質調査と橋梁の予備設計を実施いただきました。本年度につきましては、物件調査、詳細設計等を行い、早期整備を図りたいというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

なぜこういう質問をするかというと、本当に中学生の通学道路なんですよ。

先ほど言われましたけど、新しく整備できた歩道は自歩道で、自転車は中学生も通っているんです。ただし、狭い区間、そこは13歳未満と70歳以上の自転車の人は通行できませんけど、中学生は歩道を通行することができません。国道を通ることになりまして、大変危険でありますので、生徒たちの通学に関して安全を守るという形で早期に本当は整備していただくことが一番いいんですけど、その辺に関して、まだいろんな問題もあると思いますけど、どれぐらいの期間を要するか、大体わかったら答えられますか。

都市計画課長（高須 亨君）

現時点で工事完了までの期間については申し上げることはできませんけれども、現在、大和町地域で4区間の工事に着手していただいております。これにつきましては、事業進捗が進みますように柳川市としても国のほうにお願いをしているところでございます。

また、一番早く着手いたしました塩塚信号前後につきましても、事業が進むように、今、国のほうにお願いをしているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

なるだけ早期に整備が完成することをお願いいたします。

それから、南側ですけど、大和中学校からの南、第1期分というか、中学校から甲斐田メタリックスのところまでは整備が終わっておりますけど、その先、甲斐田メタリックスから小浅までの整備計画はどうなっておるか、お聞きします。

都市計画課長（高須 亨君）

先ほどとダブりますけれども、大和中学校北側の240メートルの区間と塩塚信号交差点前後の豊原小学校から亀崎米穀店西側の市道までの480メートル、そして、大和学校給食共同調理場の西側からマミーズ中島店東側までの370メートルの区間、そして、浦島橋から西側450メートルの間、計4区間、この約1,500メートルを国土交通省により事業を進めていただいております。

この4区間の事業を今後も進めてまいりますけれども、まずは一番早く事業着手をしておりました塩塚信号交差点前後の480メートル区間、これにつきまして早期完成を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

以前に私も一回質問したことがありましたね。やっぱり甲斐田メタリックスから小浅までがまだできないとあって、今、答弁では塩塚のほうが優先的だと言っておりますけど、こういうのは事業着工にまだかかられないんでしょうか。かかる時期とか、そういうのがわかっていたらお答えしていただきたいんですけど。

都市計画課長（高須 亨君）

先ほど申しましたけれども、工事完了についても今の時点では申し上げられませんけれども、国の予算等でどの地区からどういうタイミングで着工できるかということにつきまして、現在のところで申しわけありませんけれども、いつ着工ということはわからない状況でございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

いつからと言われるのが一番地権者の人たちは困るんですよね。大体事業計画にのっていると。地権者の人たちは移転先も考えなければいけないんですよ。すぐ始めますから、はい、どいてくださいといっても、そんなに簡単にどくことができないんですよ。だから、やっぱりある程度の時期的な計画を地権者の方たちには早急に知らせていただかないと、地権者の方たちも、もしそこで歩道だけの土地をとられると、また生活できるんだったらいいですけど、もし生活できなくて移転しなければいけないという人たちは代替地を探したりしなければいけません。そういうことがあって、その時期もわからないといたら、皆さん計画がで

きないんですよね。

だから、本当にそういう時期だけでも早急に地元の人たち、地権者の方たちにはお知らせするべきじゃないかと思うんですけど、そういう時期も本当言ってわからないんですか、どうですか。

都市計画課長（高須 亨君）

今、議員がおっしゃいますように、土地をお願いする場合には、当然代替地、移転先等のことも考えなければなりません。議員言われましたように、こちらのほうも国のほうに働きかけまして、できるだけ早い時期にそういった説明会ができるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12番（高田千壽輝君）

地権者の中には、まだ土地の代替ができていない方たちもおられるんですよね。そういう人たちは、かなりの同意書をもらわなくてはいけない人たちもいるんですよね。

我々地元でも、裁判によって解決するまで2年間かかった経緯もあるんですよね。そういう土地もなきにしもあらずなんですよね。だから、それから決まって、また裁判を起こして2年間経過がかかるといったら大変なことですから、それ以前にそういう問題が解決できるようにしていただかなければ、いざとなったとき、本当にまた工期がずっとおくれていく可能性がありますので、その分、前もって地権者の方たちにはそういうことをしていただくよう呼びかけとかを国にできないんでしょうか、その辺をお聞きします。

都市計画課長（高須 亨君）

今、議員言われましたように、先ほどの答弁と重なりますけれども、地権者の皆さんに影響が出ないように、できるだけ早く呼びかけ、説明を国のほうに要求していきたいというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

もう呼びかけて、答えとしては呼びかけるしかできないというような感じですね。実際に動に移してほしいんですよね。名義とか、そういうのが簡単にできない地権者の方たちもあるので、そういう方たちが早目にそういう対策をとられるように、国のほうに支援とか、そういうのをしていかなければいけないと思います。

私が聞いた話では、5代前までさかのぼって印鑑をもらいに行かなきゃいけないというような地権者があるんですよね。だから、そういうところにいざ今度、立ち退きしてから契約してくださいといったって、名義がかわっていないからできないんですよね。だから、それを前もってできるように私はしてくださいと言っているんですよね。だから、ただ早くできるように国のほうに働きかけますではなくて、本当実情に合わないんですよね。だから、そういうことを私は聞いているんですけど、再度また、そういう動きを国のほうにしてくれる

ように、じかに言ってもらえるかどうかをお聞きしたいんですけど。

都市計画課長（高須 亨君）

整備区間、また、整備時期につきましては、先ほどからの繰り返しになりますけれども、国のほうに要求、要望をしているところでございます。

また、具体的に言いますと、29年度までに鷹尾地区の730メートル区間の事業が完了予定でありましたので、引き続き、中島郵便局南側からの220メートル区間、この事業化を国交省に要望するために沿線地権者の同意徴集を行っていただいております。

一部地権者の同意をいただいている箇所がございますけれども、今年度中に歩道整備についての説明、御理解をいただきまして、平成31年度の事業化を目指したいというふうに考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

何か私が質問した答弁とは別のような呼びかけで、次にする質問を先に答えられたような気がしてなりませんけど、確かにさっき言われていました郵便局から浦島橋の先の歩道が整備されている区間の地権者から同意書を国のほうがとられていますよね。皆さん同意書を渡して、時期がたったらそのときは協力しますよというような気持ちがあるけど、それが何年でもかかったら、もうでけんばん、俺は協力せんばんとか、やっぱり言われるんですよ。もう年とって、ここから出て、どこさん移転するかとか、そういう話になるんですよ。

だから、熱いうちに鉄は打てというような言葉もありますので、やっぱりそういう行動をなされたら早急に事業に着手していただくようにしていかないと、時間がたてば協力したくてもできないという事態になるんですよ。だから、その辺を私たちは早くしてほしいというつも質問しているけど、答えは国のほうに要望しますという言葉だけしかないんですけど、ほかに何か答弁があったらお願いします。

都市計画課長（高須 亨君）

当然国のほうにも今まで何回も御説明しておりますけれども、要望のほうは引き続きやってまいりたいと思います。また、その間に地権者の皆さん方に対しては、柳川市のほうから事業進捗の状況などをこれまで以上に詳しく説明ができたというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

12番（高田千壽輝君）

何か同じ質問をして、同じ答えしか返ってこない。少しは進展するような答弁があるかと若干期待しておりましたけれども、何年前に質問したときの答弁と同じ答弁でしたけど、なるだけ早く安全に歩道が整備されることを地元の人たちとか、また、通学する生徒たちが危険に遭わないように、早期に完成していただくことが一番大切だと思うんです。ちょっと骨折るかもしれませんが、国が予算をつけてくれるのが一番でしょうけど、まず、つけて

いただくような体制をしていただきたいと思いますよね。

この先は、市長がいかに関のほうに足を運んで早期に工事を着手していただくかというのが問題になると思いますけど、この件に関して市長、何か一言ありますか。

市長（金子健次君）

今、福岡国道事務所に安部所長がいらっしゃいますし、また、九州地方整備局には増田局長もいらっしゃいますので、努めているんな形でいるんな願い事については好意的に柳川市のことは考えていただいておりますし、予算面についても、浦島橋も長く期間がかかりましたけど、工事着工から本当に短い期間の中でできました。それも今の歴代の福岡国道事務所の所長の力と、そして、九州地方整備局の力だというふうに私は思っております。

そういう面では、確かに地元のいろんな同意というのは必要ですけれども、同意が得られれば、そういうことの予算面については私も要望してまいりたいというふうに考えております。議員の御協力もよろしく願いをしておきます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

市長、さらに国のほうとの折衝を重ねていただいて、早期に完成するようにお願いしたいと思っております。

続きまして、次の質問に行きますけれども、これは前回は質問しておりましたが、ピアスの跡地の問題であります。

私は前回、ピアス跡地のことについて、建物は早期に解体したほうがいいんじゃないかという質問をしておりました。そのときも解体の方針で行いますという答弁をいただいておりますけど、実際解体されるめどとか、そういう時期的なものがわかっているんだったらお答えしていただきたいと思いますと思っております。

財政課長（島添守男君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地の解体に向けた取り組みとして、昨年度は土地の地歴調査及び土壤汚染状況調査を行い、その結果を踏まえて、周辺住民の方の地下水飲用状況調査を実施いたしました。

また、これらの調査結果により、土壤汚染対策法第14条に定める区域指定の申請を福岡県に行いまして、昨年12月に形質変更時要届出区域の指定を受けております。

そして、平成22年度に作成していましたがピアス跡地アスベスト除去及び建物他解体工事設計書について、設計単価の見直しと解体工事の施工を土壤汚染対策法及び施行令を遵守した上で行うための設計書の変更業務を委託し、本年3月に完了しております。この設計に基づき、今年度、解体を行う予定でございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

今年度に解体されるということで理解してよろしいんですね。その時期というのは、時期もいろいろありますけど、今年度中には解体が終わるんですかどうですか。

財政課長（島添守男君）

先ほど申し上げました設計に基づきまして、建物解体につきましては、9月の補正予算に関係経費を計上したいと、このように考えています。

補正予算の議決をいただきましたならば、解体工事の入札を実施し、12月議会で解体工事の請負契約締結の議決をいただいた上で、来年の6月ごろになろうかと思いますが、解体を終えることを計画しているところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

一応解体工事は今年度中に着工するけど、時期的には2年度にまたがるということで理解してよろしいんですね。

また、解体した後のことを私はお聞きしますけど、市としては、この跡地を利用した活用案はあるんでしょうか、その辺をお聞きします。

財政課長（島添守男君）

ピラス跡地の活用につきましては、これまでも申し上げてきましたように、市の活性化に寄与するような用途に活用するという方針で取り組んでおります。

具体的な活用方法につきましては、市議会の皆様と十分協議をしながら、建物解体と並行して検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

あの土地は大変いい土地というか、利便性もよくていい土地だと思うんですね。ぜひ市が実のあるような活用をしていただきたいと思っておりますけれども、前回の質問のときには何か民間が買いたいとかいう申し入れがあっているとか、そういう話もありましたけど、現在、その状況はどうなっておるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

財政課長（島添守男君）

ピラス跡地の売却についての企業からの問い合わせということでお答えしたいと思いますが、27年度以降、具体的な名称は申し上げられませんが、開発業者などから8件の問い合わせがあつておるところでございます。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

先ほど開発業者と言われましたら、多分ぴんとくるのがあそこら辺を分譲して売るんじゃないかと。だから、私は市のこういう土地ですね、一等地、そして準工業地と指定もされております。一番いいのは、どこかの企業が来てくれて、即操業できるんですよ。あの土地

は地目変更も何もしなくていいんですね。すぐ事業ができるというような土地だから、実際は事業所がどこからか新しく来てくれたら一番いいと思うんですね。

もし民間に売るにしても、転売を目的とした民間には私は売ってほしくないと思うんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

私どもとしても、市の活性化に寄与するというこの一点でピアス跡地の活用については考えておりますので、もしそういう場面に達したときは、十分な売却の条件とか、そういうのを定めた上で売却しなければならないというふうに考えております。

市の活性化に寄与するという観点から、民間企業への売却の可能性というのも含めて検討したいと思いますが、先ほど申し上げたような条件等については、こちらからきちんと掲げようような内容で売却については進めていきたいというふうに思います。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

私も民間業者が買って、そこで何かをする。商売なら商売でもいいですよ。そこに店を開いて何かをするというんだったら、それは本当に活性化することに寄与するけど、先ほど言ったように不動産の目的で、一旦買って後で転売するというような仕方をされるような業者には売ってほしくないということを言いましたけれども、念を押しますが、その辺に関してはどうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

繰り返しになりますけれども、市の活性化に寄与するという観点から、恐らく議員と思いは一緒ではないかというふうに思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

12番（高田千壽輝君）

思いは一緒というなら、そういう転売を目的とするような民間の事業所には売却しないということで理解したいと思っております。

あの土地は、先ほどもいう指定がついている土地であって、本当に工場が来ても即稼働できるような、地目変更も何もしなくていいというようなあれですから、本当は新事業者が来てくれるのがいいと思いますけど、皆さんも市長も初め、そういう面では御苦労されて、特にいっぱい企業を誘致してはいらっしゃると思うんですね。

この問題に関しても、今の経済状況から新規の事業所が来るという状況はなかなか難しいと思うんですね。でも、やっぱり我々としては、新しい事業所が来てくれるのが一番いいんですね。そこで雇用も生まれることが一番いいことだと思いますけど、来る相手さんもいろいろ都合があると思います。

まず、市長にお聞きしたいんですが、市長が理想とするあそこの活用策は、空論でもいい

んですけど、理想とする利用活用があったらお聞かせください。

市長（金子健次君）

私が市長に就任しましてから、ピアス問題というのは時間がかかりました。来年6月ぐらい全てのもので問題解決して解体をするということで、今、島添課長が申しあげましたけれども、本当に時間がかかったことについては大変申しわけなかったというふうに思います。

ピアスの本社にも何回となく行って、発生する問題についての補償費等もいただきましたし、慎重に、かつまた、合併時の大和町から持ってきておられた財産でもあるし、今後の活性化のためにというのは、今こうだこうだということはないんですけども、今、島添課長が言うような形の活性化に向けた取り組みを議会と一緒に、思いは高田議員と一緒にじゃないかなと私は思っておりますけれども、そういうことで考えているところです。

以上です。

12番（高田千壽輝君）

思いは一緒だと言われますが、私の思いは、新しい企業が来て、そこで開業していただくことが私の願いでありますので、市当局にはさらなる事業所誘致に励んでいただきたいと思っております。

これに関しては、我々議会もそういう意見は皆さん持っていると思いますけど、議員も即、そういう新しい事業所が申請してくるんだったら、皆さんももろ手を挙げて賛成していただくと私は確信しております。さらにまた市長、大変ですけど、そういう要望活動をよろしくお願いしておきます。

済みません。最後にちょっと前後しますけど、建物の解体、またはアスベストの処理には公的に何か補助はあるんでしょうか、その辺をお聞きしたいんですけど。

財政課長（島添守男君）

解体に際しまして、元利償還金に対する交付税措置のない起債事業はありますけれども、補助事業はございません。

以上でございます。

12番（高田千壽輝君）

あくまでも柳川市の単費で解体処理をしなければいけないということですね。多分解体作業そのものには金額はそうでもないかもしれませんが、アスベストの処理には大変金額がかかると思って、何かこういう補助があったら本当にいいなと思っておりますけど、ないということだったら仕方ないと思っておりますが、金額とかはまだわからないですよ、そういう設計ができないとですね。

この件に関しては、本当に活性化できるような土地活用をしていただくようにさらにお願ひして、質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

午後 1 時31分 休憩

午後 1 時41分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、私のきょうの質問は、1つが高齢者の生きがい対策について、それと2つ目が福祉委員の現状と課題について、そして3つ目が両開地先の干拓についてであります。

まず最初に、高齢者の生きがい対策についてお尋ねしたいと思います。

平成29年度高齢社会白書によると、平成28年10月1日現在の我が国の総人口は1億2,693万人で、65歳以上の高齢者人口は3,459万人で高齢化率は27.3%となっています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、すなわち平成37年には高齢化率は30%になります。人口として3,677万人になると推定されています。これに対し柳川市においては、平成27年度に高齢化率は30%以上となり、全国平均より10年早く到達しています。平成37年には高齢化率35から36%になると予測されています。2040年には柳川市の人口は5万人を割り込み、高齢化率は38.5%になると予想されています。

こうした中で、多くの高齢者が健康で生きがいを持って生活をしていただくことは大変重要なことではないかと思えます。田園地帯にある柳川市においては、行政区は322あるようですが、多くの行政区の周辺には田んぼが存在していると思われれます。そういった田んぼの中には放置されたり、余り活用されていないものが少なからずあるように思われれます。そういった田んぼを地域住民の活動の場として活用できないものかと思えます。

市町村が主導的に、地域の利用されていないような田んぼを率先して地域住民の活動の場として提供しているような優良事例がないかと、全国の農林水産省の出先である各地方農政局に対して電話でお聞きしたところ、ほとんどの農政局からは、そのような事例はないというようなことでありました。しかしながら、今後、人口に対する高齢者比率が高まる中においては、高齢者の生きがい対策は喫緊の課題であると思えます。

高齢者の人たちは子育ても終わり、仕事は退職し、生活費は年金などで賄い、1日の時間は十分にある生活を10年、20年と続けていかなければなりません。ある人は一日中テレビの前に座り続けて1日を過ごしておられる方もおられまじょうし、毎日散歩の時間を設けて健康の維持を図っておられる方もおられます。また、グラウンドゴルフ、ペタンク、水中歩行

などスポーツに汗を流しておられる方、あるいは趣味である事柄で楽しんでおられる方、また一方では、元気なうちは仕事を続けたり、地域のためにいろんな団体でのボランティア活動を続けておられる方もおられます。いろんな立場の高齢者がおられますが、多くの場合、1日の中での時間をもてあまし、どのように過ごしていくか悩んでいる高齢者の方が多いのではないかと思います。

こうした中で、柳川市は田園都市として多くの集落の周囲には田んぼが散在しています。そういった田んぼの中には、耕作されなかったり放置された田んぼが少なからずあります。こうした田んぼを地域資源として高齢者や地域住民の方々が家庭菜園として活用できるようなシステムづくりを市や社会福祉協議会、農協、各農事組合、各営農組織及び農地中間管理機構が中心となって進めるべきではないかと思います。まずは特定の地域を指定してモデルケースを立ち上げ、実地研修しながら問題点を探り、解決していきながら柳川市全体に広げ、高齢者のみならず地域住民の活動の場として提供していくべきだと思います。この点について、市の見解を求めたいと思います。

あとの質問については自席からしますので、議長の取り計らい、よろしく願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

伊藤議員の質問にお答えします。

表題が高齢者の生きがい対策としての御質問でしたので、そういう観点から考えてみますと、家庭菜園で楽しみながら野菜などをつくることは、畑の手入れのために体を動かしたり、何をつくろうかと考えたりもしますので、健康の維持や生きがい対策につながるものだと思います。

また、活用されていない田んぼの有効利用の方策の一つとしてもよいアイデアではないかと思えます。

しかしながら、いざ具体化しようと考えてみますと、多くの課題が浮かびます。高齢者だけの福祉施策とするのか、または広く市民を対象にすべきではないか、税金を投入するやり方でいいのか、費用対効果や利用者負担のあり方はどうするか、管理運営の主体はどこが担うのか、既にある民間の貸し農園はどうなるか、農地貸し借り上の法的な問題はどうかなど、幾つか課題が浮かびます。

また、三橋町中山にある市のふれあい農園も1区画30平米で使用料が年間3千円と低額ですが、32区画中、現在2区画が借り手がなくてあいている状況にもあります。

しかしながら、家庭菜園はいろんな世代の方にとって楽しみ、学びの場になりますし、地域づくりにもつながるもので、いい御提案をいただいたと思っております。

市内8小学校の学童農園も作物を自分でつくったり、それをいただく喜びや感動を与えてくれる教育の場として成功していると聞いております。

そういうことから、高齢者の生きがい対策ということでの質問でありましたが、全ての世代にも関係しますし、市のいろんな部局も関連があります。これからいろんな角度から検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、福祉課長のほうから答弁がありましたけれども、やはりそういった農地を活用して地域住民、あるいは高齢者の生きがい対策に活用するには多くの課題があるということはわかりますので、そういった課題をやはりある程度解決できるようにするような一つのモデル地区を指定して、やはり試行錯誤しながら田んぼの活用に対してはシステムづくりをしていただければと思っております。

私が代表理事をしている農事組合法人水郷柳川では、約100ヘクタールの農地を預かり、主に担い手であるオペレーター十七、八名程度でそれぞれ独自に、あるいは組織として農地の管理を行っています。そのうち10アールから20アール程度を地域住民や元気な高齢者の方々に提供し、家庭菜園として活用していただき、土に親しんでもらい、作物を育てる喜び、収穫する喜び、自分がつくったものを食べたり、あるいは他人にお裾分けする喜びを味わっていただけるよう組織として何らかの手伝いができないかと考えています。

そのためには、ある程度の行政の後押しが必要になるのではないかと考えられます。地域におけるそのような取り組みがなされるようになるには、各地域の営農組織、行政、農地中間管理機構、社会福祉協議会、地域の区長会等の密接な連携が必要になるものと思われまます。地域資源である田んぼを地域住民や高齢者の活躍の場として活用することに柳川市として前向きに取り組んでいただきたいと思います。この点について、市長の見解を求めたいと思えます。

市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

時々私も矢ヶ部校区の学童農園の収穫時にお邪魔して御挨拶をさせていただいておりますけれども、子供たちが農学博士ということで農家の人たちに感謝状をやるんですね。素晴らしいことだなと思って、そういう尊敬の念を持ってですね。

私は非農家ですけども、そういう作物を育てる喜びというのは、もし、そういう機会があって、そういう場所があって、いろんな諸問題があると思えますけれども、それを解決してクリアできれば、やっぱりそういう面では行政が積極的に手伝ってもいいじゃないかという考え方を私は思っています。

今回御提案いただく分については、担当部署と十分協議をしながら、将来の高齢化社会に対応できるような施策としてはいいんじゃないかというふうに思っておりますし、また、汗を流すことによって健康的でもあるし、今言われるように、少々変形したキュウリでもおいしい

だろうし、自分がつくったキュウリというのは何でもおいしいだろうし、そういうことを積極的に検討するように指示をしたいというふうに思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

市長のほうからある程度支援をしていきたいということでございますので、私たちの営農組織としてもその方向で行政とまた一緒になって努力をしていきたいとしますので、こういった全国的には余り行政が主体的になってそういった高齢者の生きがい対策等についてやっている事例はないということでございますので、先進事例としてやはり柳川市が取り組んでいただければと思っておりますので、一緒にやっていけたらと思っております。

高齢者の生きがい対策については終わりました、次に、福祉委員の現状と課題についてお尋ねしたいと思います。

私の地元の社会福祉協議会総会に出席したところ、ある区長さんから、福祉委員の実態はどうなっているのかよくわからないという発言がありました。また、多くの住民にとっても福祉委員の存在や役割を理解している方は少ないのではないかと思います。福祉委員の立ち上げの経緯、選出基準、任命者、資格、任期、役割手当、報酬等についてお尋ねしたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

福祉委員の経緯ということから何点かお尋ねですが、福祉委員は柳川市社会福祉協議会が平成24年度から設置を進めてきたものであります。法令などに基づくものではなく、市社協が地域福祉の推進のために制度化して進めているものです。

今回、福祉委員について質問をいただいたということで、市社協のほうでも福祉委員についてお知らせする、発信するいい機会を与えていただいたものと思っております。本日は、市社協とよく打ち合わせの上でお答えをさせていただいております。

さて、立ち上げの経緯といいますか、その背景には、少子・高齢化や核家族化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者などがふえ、また、子育てに悩みを抱えている方や障害がある方など、何らかの支援を必要としている方も少なくないことから、問題が大きくなる前の早期発見がより大切になっていることがあります。

そのような中、市内各地には民生児童委員が配置をされております。要援護者への見守り活動など行われておりますが、1人で複数の地区を受け持つ場合も多く、担当区の課題や情報を全て把握することは難しくなってきました。

そこで、地域のアンテナ役として、民生児童委員と連携しながら、地域の見守りや困っている人などの情報提供を担っていただく福祉委員を行政区ごとに設置し、地域の福祉課題の早期発見、対応につなげる仕組みを構築するとともに、住民同士の助け合いや支え合いによ

る福祉活動を目指していこうとされたものです。

福祉委員は、行政区長や地区社協会長の推薦により選出をし、柳川市社会福祉協議会会長から委嘱をされます。選出は、各行政区より1名以上をお願いをされており、地区社協に所属をし、地域に認められた福祉ボランティアとして位置づけられます。現在、市内で420人が委嘱をされています。

福祉委員の資格はということですが、日常的に自分が住んでいる地域への目配りや気配り、見守りなど福祉活動に対する御理解、御協力をいただける方であれば、特別な資格は必要ありません。

任期は2年です。手当、報酬はなく、ボランティアで活動をしてあります。この場をかりてお礼と感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

福祉委員の方々は、現在420名程度おられるということでございます。主に法令に基づくものではなくて、ボランティア中心だということでございます。

きょうも大阪では大きな地震が起こっております。地震はいつ何どき起こるかわかりませんし、そのときになって慌てふためいて、どうしたらいいかというような状態ではやはり困りますので、日ごろからそういった緊急時に対するやり方、仕方を、訓練をしておくべきだと思っております。そういった意味で、民生委員なり福祉委員の活動することは非常に大事なことじゃないかと思っております。台風であれば何日か前から来そうだとか、そういったある程度の気持ちの余裕も持って受けられますけれども、地震ということに関しては、やはり急遽いつ何どき起こるかわからないものがございますので、そういったいつ起こるかわからないものに対しても、やはりある程度の訓練等を実施すべきじゃないかと思っております。

そういった意味で、福祉委員の役割と活動事例についてお尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

福祉委員の役割と活動事例ということでございますが、福祉委員の役割は、簡単に言いますと大きく分けて4つあるというふうに言われています。まずは地域での困り事の発見、見つけるという役割です。2つ目は、見つけた情報、困っていることなどを民生委員や区長、行政や社協に提供、伝達する、知らせるということです。3つ目は、把握している要援護者等に対する目配り、声かけ、見守り活動など、支えるということ。そして4つ目は、地域の福祉活動に参加、協力する、地域とつながっていくということでございます。

福祉委員の具体的な活動例を幾つか申し上げますと、民生委員と連携し、地域で心配だと思われる方を訪問する。ひとり暮らし高齢者宅の新聞がたまっていないか、夜電気がついていないか、洗濯物が干してあるかなど生活反応をさりげなくチェックをする。お隣の体の不自由な高齢者宅のごみ出しを手伝っている。御近所のお年寄りの話し相手になる。御近所の子

供の泣き声がひどいなど気にかかることを区長や民生委員に連絡する。高齢者のふれあいサロンや子育てサロンに参加したり協力する。地域の行事やイベントに参加協力し、地域住民との交流を図るなどであります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、福祉課長のほうから答弁がありましたように、やはり核家族化の進展、それに高齢者単独世帯、または高齢者だけの夫婦の世帯、そういった世帯がやはり多くなってきておる中では、福祉委員の役割は重要じゃないかと思っております。こういったことはやはり行政区長、または民生委員の皆さんと、それとまた地域住民の皆さんと連携をとりながら、いついかなるときでも対応できるような訓練等を実施して、地域住民の皆さんの目に見えるような形での活動をしていっていただきたいと思っております。

次に、福祉委員が活動中にけが等の事故に遭った場合の補償関係はどのようになっているか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

福祉委員さんが活動中に事故に遭ったときのお尋ねですが、活動中に万が一けがや事故に遭われた場合は、市社会福祉協議会の負担でボランティア保険に加入されてありますので、その保険の補償の範囲内で補償をされることになっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

一つの大きな問題として、やはり個人情報の問題があります。福祉委員が活動中に知り得た個人及び家族の情報についての守秘義務はどのようになっているのか、また、民生委員さんたちには情報が開示されるけれども、福祉委員には余りそういった情報は開示できないというような問題もあるようでございますが、その辺のことについてお尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

守秘義務についてのお尋ねですが、福祉委員さんが活動中に知り得た個人及び世帯の情報を当事者の許可なく関係者以外に漏らさないという守秘義務はあります。また、それは退任された後も同様であるというふうにされています。

福祉委員には毎年、市社会福祉協議会で研修がなされておりますが、昨年度には福祉活動における個人情報及びプライバシーの取り扱いについてという内容で弁護士を講師に研修も行われているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった研修が大体年間にどれくらい行われているのか、わかりますか。

福祉課長（平田敬介君）

平成25年度からの研修の一覧をお聞きしておりますが、平成25年度、26年度、27年度、28年度は年3回テーマを決めた研修が行われております。29年度は2回の研修が行われております。先ほど弁護士による研修もありましたが、25年度の研修を御紹介しますと、始まった年でしたので、住民が主役の支え合いのまちづくりという講義形式の研修を大谷短大の教授の方からしてあります。2つ目には、市社会福祉協議会の取り組みそのものについて研修をされています。それから、3つ目には、福祉委員として活動する場合の留意点について、市社協より研修がされています。そのような研修が年に2回から3回あっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今2回から3回ぐらいの研修会があつておるといふことですが、やはり福祉委員のスキルアップのために行政も社協のほうも努力をしていただきたいと思ひます。

次に、福祉委員には報酬はないとのことですが、福祉委員としての活動中に必要な実費に対する負担はどのようになつてゐるか、お尋ねします。

福祉課長（平田敬介君）

お尋ねのとおり、福祉委員は無報酬のボランティアですが、活動時の緊急な対応に伴う実費が必要になつたときは、市社会福祉協議会から支給をされます。

例えば、見守り訪問をしていたときに、相手の方が急に具合が悪くなつたと、病院へ連れていこうといふことでタクシーで連れていったといふような場合は、そのタクシー代などの実費が緊急対応に伴う実費として支払われます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

この件の最後ですが、福祉委員の個人情報に対する取り扱ひはどのようになつてゐるかといふことで、福祉委員と民生委員との違いはどのように理解すればいいのか、お尋ねします。

福祉課長（平田敬介君）

まず、福祉委員自身の個人情報はどう取り扱われているかといふことが1点目と思ひますが、福祉委員に委嘱をされますと、市社会福祉協議会で福祉委員さんの名前と行政区と電話番号の3つの情報ですね、3つを記載した名簿を作成し、各地区の民生児童委員協議会と地区社協の代表者の方に渡されておられますので、それらの組織の中では福祉委員さんが誰であるかといふ情報は共有されてあると思ひます。

それから、福祉委員と民生委員さんの違いはどうかといふことですが、民生委員は法律に基づき、担当する地域において援護が必要な子供や高齢者、障害者、低所得者などを把握し必要な相談、支援を行うほか、福祉行政の制度利用に必要な証明や事業実施の協力をします。

それに対して、先ほど申しましたとおり、福祉委員は法令や条例に基づいた制度ではなく、市社協会長より委嘱をされた福祉ボランティアであります。民生委員のような証明とか相談、

そういうものの役割はございません。

ただ、民生委員と福祉委員は上下の関係ということではなくて、ともに地域福祉を推進するよきパートナーであり、活動する際はお互いの役割を十分に理解し、常に連絡をとりながら進めていくということが望まれております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ある民生委員の方から、行政からいただいた情報を福祉委員の方に見せてもいいかと言ったら、それはやめてくださいというような指導を受けたと。それなら、どの範囲内でその情報を選択して福祉委員に知らせるかというのが大きな悩みだというようなことを言われておりましたので、その辺のやはり民生委員さんに対しての指導とか、そういったことについてもやはり行政のほうからある程度の指導をしていただければと思いますが、その点について何か。

福祉課長（平田敬介君）

いわゆる要援護者の情報を民生委員さんがお持ちであるということを民生委員さんが福祉委員に知らせることが行政のほうから余り好ましくないと言われてたというようなことだと思いますが、民生委員さんが抱えてある情報もいろんな情報があります。ひとり暮らしの高齢者とか高齢者のみの世帯ということであれば、外から見てわかる情報なので、お互いに共有しやすい、お知らせしやすいと思いますが、中には障害者であったり、精神障害者であるというような情報をお持ちであった場合に、そういうところまで全てを出すというのはなかなか難しい、それこそ個人情報の扱いで難しいということがあると思います。もう一つは、要避難行動支援者の名簿の扱いもよく出てくる話でありますので、そういう名簿については本人さんに開示していいか同意をきちんととって、同意された情報については共有していくということ是可以すると思いますので、今、その要援護者台帳の取り扱いも見直しといえますか、きちっとするように進めているところであります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

福祉委員さんたちの研修、また、民生児童委員さんたちの研修もやはり大事なことで、そういった心配がないような研修をして、そういった委員さんたちに徹底をしていただきたいと思います。

3番目として、両開地先の干拓についてお尋ねいたします。

有明海の平均干潮位はマイナス1.89メートルで、満潮位との差は5.55メートル。時に、干満の差は最大6メートルに達するといえます。これほどの干満差は国内では類がありません。この日本最大の干満差を引き起こす要因は、有明海の地形にあります。有明海は、巨大な内海の地形で、その入り口は島原半島の先端で4キロという極端な狭窄部となっており、そこ

から湾奥部の佐賀県白石町住ノ江までの奥行き90キロとなっております。この独特の地形により、有明海の固有振動数、静振といいますが、静振周期と潮汐周期が共振に近い状態となり、極端な干満差を発生させるそうです。有明海には筑後川など多くの河川があり、火山灰を含む微細な土が流入し、日本一の干満差、潮汐作用や内海であることなどから、干拓が形成されるという特性があります。その特性から一世代に一干拓、あるいは50年に1干拓とされています。

昭和30年代は食料不足の時代で、全国において干拓事業は盛んに行われました。そうした中で、柳川市の両開地先には食料増産の目的で干拓が計画されました。しかし、当時有明海の海底の下には5億トンの優良炭が眠っているということが海底ボーリング調査等でわかり、予算がついていた両開地先の干拓事業を急遽中止して石炭採掘に向けて動き出したと聞いています。両開地先の干拓が中止になったことで、その予算を大和干拓に流用し、大和干拓は昭和33年に着工。塩塚川及び矢部川の河口に広がる干潟地を延長5,473メートルの堤防で囲み、331ヘクタールを干拓し、昭和45年9月に完成しています。昭和30年代当初に計画されて予算化されていた両開地先の干拓が中止された正式な経緯、干拓を計画された経緯、規模、費用、中止の理由などについてお尋ねいたします。

水産振興課長（中村正光君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

両開地先、現在の橋本町干拓の地先に干拓計画ということでございますけれども、干拓計画について国の機関に問い合わせいたしまして、問い合わせしましたけれども、わかりませんでした。

19番（伊藤法博君）

私も高田町にある有明海岸保全事業所かな、これは九州農政局の出先でありますので、そこにお尋ねしたところ、そこに聞いてもやはり同じような答えでございました。ただ、私が現在、柳川北部土地改良区の理事長をしておりますが、前の理事長で、また前農協長であり、また柳川市役所の職員でありました山田清治さんという方がおられまして、その人の話では、当時、九州農政局長であった山崎平八郎さんのもとに古賀慶蔵市長のかばん持ちで九州農政局に行かれて、そして、干拓をやめて炭鉱開発のほうに進むと言われたら、山崎局長から、俺がせっかく予算を取っておるのに、やめるとは何事かというふうなことでお叱りを受けたと、その当時、市長のかばん持ちで随行していった本人がそういったことを言われておったのが、きのうのように思い出されます。

それで、現在の両開地先の状況、干潟の状況ですね、そして、ノリ小間の状況、魚介類の生息状況、干拓地の排水状況及び高潮塩害被害はどのようになっているか、お尋ねいたします。

水産振興課長（中村正光君）

現在の両開の地先の干潟、ノリ小間、魚介類の生息についてお答えいたします。

現在の橋本干拓地先には、干潮時には干潟があらわれ、そこにはムツゴロウやクチゾコ、クルマエビ、シバエビ、サルボウ、アサリ、ハゼクチなど多様な魚介類が生息しています。

また、ノリ養殖が盛んに行われております。

そして、観光資源としても、くもで網やむっつけなども行っています。

以上です。

水路課長（松永 久君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

両開地先の干拓地の排水状況はということでございますが、両開地区の干拓地としては、橋本開と明治・長栄開がございます。

まず、橋本開につきましては、満留波樋管から塩塚川に自然排水をしております。

次に、明治・長栄開につきましては、長栄排水機場から長栄樋管を通して、沖端川に強制排水をしているところでございます。

以上です。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員の塩害被害の御質問にお答えいたします。

筑後地区農業共済組合に問い合わせをいたしましたところ、最近では平成24年度に台風16号の影響により、水稲、大豆の品目で、倒伏、一部塩害の被害がっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、水産振興課長のほうから、干潟については干潮時には干潟が出ると。そうすると、ノリ小間については大体海岸堤防からどの程度の距離から小間が張られているかどうか、お尋ねします。

水産振興課長（中村正光君）

両開干拓の地先からノリ小間までの距離というお尋ねでございますけれども、一番近いところで150メートルです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

150メートル、そんなに近くから張ってあるということですかね。後でよございますけれども、そのノリ小間の張られている状況等について、やはり資料をいただければと思います。

将来的に柳川市が何らかの目的を持って両開地先での干拓事業を計画した場合、その干拓事業の申請窓口はどこになるか、お尋ねします。

水産振興課長（中村正光君）

一般的に公有水面を埋め立てる場合、公有水面埋立法に基づき実施者が県の港湾課に申請

いたし、許可を得る必要があります。その際、環境保全への配慮がなされていることや、漁業権者が同意しているかの確認が必要と思われます。

橋本干拓の地先を埋め立てる場合、そこには一般海域ということで、つまり海でございます。海になりますので、県の港湾課と相談することになります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

干拓事業の規模、方法にもよりますが、有明海における水産業、特にノリ養殖、採貝漁に対する影響はどのようなものが考えられるか、お尋ねいたします。

水産振興課長（中村正光君）

採貝漁に対する影響については、埋め立てによる地形変化の影響で流れなどが変化し、周辺の漁場が影響を受けることが予想されます。具体的に申しますと、周辺の漁場で魚が減少しないのか、あるいは干潟でアサリなどの貝類が減少しないのか、潮流が変わることで潮の流れが変わるのではないかと、そういった心配があります。

さらにノリ養殖業については、埋め立ての場所や規模によっては影響を受けることが考えられ、潮の流れの変化によって栄養塩の供給や病害の発生に影響が出る可能性が考えられます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

河川漁港の整備及び河川漁港のしゅんせつについて合併後行った事業、費用についてお尋ねします。

水産振興課長（中村正光君）

合併後の漁港の整備についてお答えいたします。

両開漁港を平成25年から28年度にかけて約6億円で整備し、久間田漁港を平成28年、29年、2カ年間で約72,000千円で整備いたしました。そして、中島漁港団地整備に伴う漁港工事を平成18年度から27年度にかけて約5億円で整備いたしました。

次に、合併後の漁港のしゅんせつについてお答えいたします。

国の補助で大規模しゅんせつを実施した漁港は、平成17年度に久間田漁港約50,000千円、両開、皿垣開漁港を平成17年度から毎年平成29年度まで事業費おおむね年間に、1年間では80,000千円から110,000千円でしゅんせつを実施しております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

かなりの金額をやはり今使って、いろいろ漁港の整備、しゅんせつに取り組んでおられるということです。ノリ加工施設の集約化、団地化、これは騒音、塩害、環境汚染問題の解決はどのように解決されようとしているか、お尋ねします。

水産振興課長（中村正光君）

市といたしましては、集落内にある個々のノリ加工所の集約化及び団地化の推進を目的といたしまして、平成16年度から中島漁港の背後地に漁業団地を計画いたしておりました。ノリ共同加工施設だけでなく、支柱置き場、あるいは網洗い場も整備してまいっております。中島漁港の漁業団地では、ノリ共同加工施設を10棟分計画いたし、現在そのうち8棟が整備されております。残りの2棟分につきましても、今年度整備され、計画どおり完成する予定でございます。

また、そのほかにも、平成24年度には沖端漁港の背後地にノリの共同加工施設が1棟分整備され、平成29年度には皿垣開の背後地に4棟分整備されました。また、平成31年、来年度予定ですけれども、沖端漁港の背後地に3棟分の整備計画もあります。柳川市全体では18棟が整備され、合計74経営体が協業化されます。その加工場からの排水は全て直接河川へ流されるため、塩害の被害や環境面での問題も生じないと考えております。このように、今後も市としましては、ノリ加工施設の集団化と団地化を集落から離れた漁港区域の背後地に集めていくことで、騒音、塩害、環境問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、水産振興課長から、18棟、経営体として74経営体、これは現在計画されている分までのやつでよろしいですか。そうすると、それ以外の全ての経営体のどれくらいが今現在計画の中で含めて、何割程度がそういった団地化なり集約化されているかということはわかりますか。

水産振興課長（中村正光君）

来年の平成31年の計画予定分も含めて18棟が整備された場合には、柳川市全体の 来年3棟分を含めて合計18棟。含めた合計で全体と割合を比較しますと、約20%弱、18%強ですか、整備されるということになります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ここ一、二年のうちに大体20%が整備されるけれども、まだあと80%のそういった経営体がやっぱり現状のまま、そういった集落内に存在するというところでございます。

柳川市には900キロメートルを超えるクレークが市内を縦横にめぐっていて、その維持管理には多大の費用と労力が必要になっております。その中で、現在、特に大きな悩みの種となっているしゅんせつ残土の取り扱いです。その実態はどのようになっているか、お尋ねいたします。

水路課長（松永 久君）

しゅんせつ残土の取り扱いで、その実態はどのようになっているかという御質問でござい

ますが、現在のしゅんせつの方法といたしましては、市で所有している仮置き場にしゅんせつ土を仮置きしまして、しゅんせつ土の土質改良を行い、公共施設の造成や国、県、市の公共工事などに活用しているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

そういったしゅんせつ残土置き場に、そういうしゅんせつ残土を集めて土壌改良を行って、そういった建設現場で使うということであるとの答弁でございますが、多くの区長さんたちのやはりしゅんせつをするのはいいけれども、そのしゅんせつ残土を持っていく場がないということで非常に困ってあるというのが現状ではないかと思えますし、まだまだ過去何十年分かのしゅんせつ残土が処理しきれないで置かれているのも現実ではないかと思っております。そういった問題も今後クリークが、掘割が存在する以上、長い年月にわたって悩みの種となって存在するわけでありませう。

次に橋本、明治・長栄開の高潮対策の現状についてお尋ねします。

建設課長（待鳥 哲君）

伊藤議員の高潮対策事業についての御質問にお答えします。

両開地先の柳川海岸は、福岡県の海岸高潮対策事業として、台風などの高潮による浸水被害の軽減、解消のため、堤防のかさ上げや補強などの工事が行われております。

この事業は昭和43年度から着手され、平成36年度完了を目指し、事業を実施されており、総事業費は185億円を見込まれております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

明治・長栄開の高潮対策については、まだ平成36年度までぐらいいはかかるということでございます。

次に、むつごろうランドを核とした柳川第2のエンジン構想が進められていますが、現状の計画では私は推進力が弱く、いまいちインパクトに欠けているのではないかと思います。柳川第2のエンジン構想の拡充強化が求められています。これについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

むつごろうランドを核とした柳川観光第2のエンジン構想の拡充強化についての御質問ですが、柳川観光第2のエンジン構想は、日本一の干満の差を誇る大自然「有明海」を観光資源と捉え、海岸に面したむつごろうランド周辺とひまわり園を拠点に、地域の魅力を磨き上げ、現在の歴史、文化を中心とした市街地観光と一体的に連携させ、本市を訪れた観光客の滞在時間を1時間でも延ばし、宿泊者増、地元消費の拡大につなげていくという滞在力の強化でございます。

具体的な整備につきましては、地元の皆様とワークショップを重ねて進めてまいっております。ハード面だけではなく有明海しかできないムツゴロウつり、また、くもで体験、また地元で、今組織で活動していただいておりますむつごろう会において、地元の農産物の巨峰であります巨峰の観光農園の収穫体験、直売を行って好評を博しているところでございます。

また、下水道施設、それから建設予定のクリーンセンター、また、JAカントリーエレベーターなど環境、社会学習の場としても今後期待できるというふうに思っております。このようなことから、現計画をしっかりと実施して、地域の活性化を目指したいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今現在のある現状の形でやはりそれぞれ努力をして、第2のエンジン構想に羽ばたくような状況を醸し出していただきたいと思います。

以上、今るる両開地先の干拓について質問をしてきましたが、四、五年先の目先のことでなく、10年先、20年先の柳川市の取り組むべき課題についても常日ごろから思いめぐらし、課題解決のために鋭意努力することは必要なことだと思われれます。観光、水産業、防災を中心とした干拓計画についても、多くの課題解決のための一つの提案であると思います。多くの困難があることは理解できますが、両開地先の干拓は多くの矛盾を止揚した形で解決するものではないかと思えます。市長の見解を求めたいと思えます。

市長（金子健次君）

先ほどからやりとりを聞いていまして、非常に干拓事業というのは大変な問題だと、諫早干拓にしてもいろんな問題が、潮流の問題、漁業権の問題、そういうことを考えますと、非常に大変な問題だなというふうに思っています。

伊藤議員のほうはそういう夢の部分をご話いただきましたけど、そういう今日のいろんな経過を踏まえて今の有明海の両開の地先のノリの養殖はやっておりますし、ここ4年間にそういう方向の生産高も上がってきておりますし、漁家の人は少なくなってきておりますけれども、1人当たりの1戸数の漁獲の生産高も上がってきておりますので、今後、大きな課題という形をきょうはとらせていただきたいと思えますけど、非常に難しい問題ではないかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

突拍子もないようなことであると思えますけれども、諫早干拓のような複式干拓ではなく、やはり地先干拓というような従来の干拓の方法であれば諫早干拓のような大きな問題にはそうならないだろうと思っておりますし、また、昨今の新聞によりますと、野菜を原料とした野菜シートが作られて、やはり今後養殖ノリの板ノリに対して、そういった対抗馬になる

んじゃないかと非常に危惧をしております。そういったことも含めて、今後将来的にわたって検討していかなければならない課題だろうと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時37分 休憩

午後 2 時47分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、18番樽見哲也議員の発言を許します。

18番（樽見哲也君）（登壇）

18番樽見哲也でございます。今回は2つの質問をさせていただきます。

まず初めは、避難所におけるペットの対応について、次に、道の駅についてであります。

自席から一問一答で質問いたしますので、よろしく願います。

18番（樽見哲也君）続

まず最初に、避難所におけるペットの対応についてであります。

柳川市で犬を飼ってある家庭はどのくらいあるでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

樽見議員の御質問にお答えをいたします。

生活環境課にお聞きしましたところ、柳川市での犬の登録数は平成30年5月末現在で2,952頭ということになっております。

以上です。

18番（樽見哲也君）

3,000件近くありますね。

それでは、猫は登録しないからわかりませんよね。

総務課長（松藤敏彦君）

議員おっしゃるとおり、猫についての登録はございません。

18番（樽見哲也君）

ここに生活環境課から年に1回送られてくる狂犬病の注射の御案内ですか、これには1頭につき3,150円、登録手数料が1頭につき3千円と書いてありますが、これは登録するのは希望者だけですか。ペットショップで注射したり、フィラリアの薬とか、動物病院というのは別になっているわけですか。

総務課長（松藤敏彦君）

生活環境課にお聞きしましたところ、ペットの病院とかで狂犬病の注射等を受けられた際も市のほうに御報告があっているというところでございます。

以上です。

18番（樽見哲也君）

わかりました。

それでは、私があるホテルに宿泊した際、ホテルの入り口の近くにログハウスといいますが、そういうのがあって、お聞きしたらペットのための宿泊施設であるということそのホテルの方が言われました。

それで、災害時の避難の際に柳川市内の避難所においてのペットの受け入れはどうなっていますか。

総務課長（松藤敏彦君）

現在、柳川市では、ペットの避難所への建物内への受け入れについてはお断りをしております。避難所には動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方のほかに、動物に不用意に手を出しかねないような幼い子供なども避難をされてまいります。かまれるといった事故や鳴き声への苦情、それとか体毛やふん尿処理など衛生面でのトラブルになることもございますので、建物内への受け入れについては行っておりません。

もしペットと一緒に避難をしてこられた場合につきましては、建物の軒下や駐輪場などの雨をしのげる場所にゲージに入れていただくか、リードでつないでおいいただくか、お願いをしております。

以上です。

18番（樽見哲也君）

はい、わかりました。

ちょっと調べてみたら、県内でのペットの泊まれる宿は、百道のヒルトン福岡シーホークを初め、5件ほどありました。ペットも家族の一員ということで、避難を一緒にしたいという人がたくさんおられるようでございます。柳川市の全部の避難所は21カ所ですかね。

総務課長（松藤敏彦君）

柳川市の1次避難所については21カ所でございます。

18番（樽見哲也君）

そのうち半分とは言いませんが、市内に3カ所なり5カ所なり、駐車場が広い避難所がある場所にプレハブを置いていただけたら、そこに一緒に避難して、中には入れられなくてもそういうことができないかなということはどうにかできませんか。

総務課長（松藤敏彦君）

市内の3から5カ所の避難所に、ペット用のプレハブを駐車場に設置できないかという御質問でございます。

プレハブレンタル会社のほうに問い合わせをしました。ペット用のレンタルについては、なかなかプレハブのレンタルは難しいという回答でした。また、災害が発生している際、緊急に設置を依頼された場合は、在庫の都合があったり、また、運転手の手配がつくかどうかは保証できないというような回答でございました。

プレハブにつきましては、台風時の風速や洪水時の浸水に耐え得るだけの基礎工事も行いませんので、二次災害も懸念をされるところでございます。そういったことから、プレハブ設置については、慎重に対応しないといけないというふうに思っております。

以上です。

18番（樽見哲也君）

プレハブのレンタルは、でも選挙のとき、簡単に貸すもの。それはちょっと私も調べてみます。

それと、ペットを入れるゲージとか食料の世話はもちろん飼い主が行うことであり、場所だけを提供していただいたら避難もしやすいと。避難の場合が自主避難のときではなく、避難勧告とか避難指示のときだけをお願いしたいというふうに思っております。

最近、いつからこんなにペットブームになったか知りませんが、ペット用の室内カメラ、スマホから見れるということで、テレビでコマーシャルをしたり、何かいっぱいペットのことをいろいろされております。

最後に、市長も長年犬を飼ってありましたので、ペットが家族の一員としての認識があたりだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

市長（金子健次君）

そうですね、樽見議員と同じような形で、小さい犬ですが飼っておりました。14年9カ月で昨年亡くなったんですけれども、本当に家族が亡くなったような感じでございます。

恐らく山口のリゾートホテルのログハウスというのは強固な建物で、あそこに泊まれるということで、台風の時もしのげるハウスではないかなという感じがいたしました。

選挙のときに簡易に建てられるというのは、台風の40メートル、50メートルでは飛んでしまいますので、恐らくそういうことはすぐ簡単には設置できないというふうに思います。

避難所の開設の場合は、柳川市で考えられるのは台風のときの避難、水害の場合と地震の場合ですね、突如この前も熊本地震の関係、きょうも大阪であっていますのも、2人亡くなって、100名近くがけがをされたということで報道が流れていますけれども、そういうことも今後想定をされますし、プレハブについては難しいと思いますが、全国的に調べてみますと、そういうペットを守るために災害時どうしたらいいだろうかということで、長期間、避難所に避難しなければならないと、そういうときには対策を講じなければならないというふうに思っております。

ペットの数も、これも小さな犬だけではなくて猫もおりますし、猫を飼っている人も犬と

同じような形でかわいがっておられると思いますので、そういうことで十分、全国の先進地と申しますか、調査しながら、いろんな対策を講じたいと思います。

ただ、好きな人がいても、嫌いな人もいらっしゃるし、いろんな形で、避難所で一緒に生活することは非常に難しい問題かなというふうに思っているところです。いろんな角度から鋭意検討してまいりたいと思います。

以上です。

18番（樽見哲也君）

ありがとうございました。まずは1カ所からでもいいですから、どここの体育館の駐車場にはペットと一緒に避難できますよということから始めて、そうすると、そこに別々、自分は体育館、小屋に避難させて、安心して避難できるかと思しますので、ぜひお願いします。

続きまして、次に、道の駅について質問させていただきます。

この質問は、去年、29年3月議会で質問させていただきました。もう1年以上過ぎましたが、このときの市長の答弁で、鋭意前向きに検討するという答弁をいただいております。

その後、大和南インターから柳川西インターまで7.7キロの中で場所くらい探されたのか、お尋ねします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

まず、道の駅につきましては、観光客の誘致でありますとか特産品のPR販売につながり、地域の活性化に大きく寄与するものと考えているところでございます。

これまで、この1年間の中で、私もはまずうきは市の道の駅でありますとか、みやま市の道の駅、民間が設立をいたしておりますみづまの駅というものもございまして、そういったところを視察いたしまして、道の駅の駅長でありますとか市の担当者、そういった人たちと懇談をしながら、道の駅の運営形態や経営状況、道の駅が抱える課題等、そういったものについて情報交換を行ってきたところでございます。

先ほど樽見議員のほうから道の駅の場所の検討は行っているのかと、そういう御質問があったかと思いますが、議員のほうからも言われましたとおり、昨年9月に有明海沿岸道路が開通をいたしまして、また、国道443号線バイパスの西への延伸も計画をされております。今後の人と車の流れの変化といったものを十分見きわめながら、関係機関と協議をしていく必要があると、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

18番（樽見哲也君）

はい、わかりました。まあ頑張っておられます。あと一步。

お隣のみやまの道の駅、これはすごいですね。17年度売り上げ過去最高、985,706千円、毎年利益の一部をみやま市に寄付していて、累計額はことし3月で1億円を突破したと。教

育振興にも活用されているということでございまして、福岡県をいろいろ私も見てみますと、久留米、うきは、宗像も頑張っておられます。

また、佐賀の白石もインターのそばにできるということで、ちょっと情報を取りました。福富インターをおりてすぐの辺みたいです。

そういうことで、道の駅は国、県、市の事業でやるということで、財源の内訳は私は国が一番多いだろうと思いますけど、そこら辺はわかりますか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、議員のほうから道の駅の整備について、財源の内訳はどうなっているのかという御質問でございました。

一般的なお話をさせていただきますと、まず、道の駅の整備につきましては、市町村単独型というものと国との一体型という2つがございます。

市町村単独型では、用地取得、駐車場やトイレ、地域振興施設の整備に至るまで全て市町村の負担となると、そういうものも1つございます。

それと、国との一体型ということにつきましては、道路利用者の便益のための用地や駐車場、トイレ及び交通情報などの情報発信施設の整備は国が負担をすると、地域振興に資する領域については市町村が負担と、そのようになっているようでございます。

ちなみにでございますけれども、みやま市の道の駅を例として具体的にお答え申し上げますと、平成23年度当初の総事業費は549,017,902円ということになっております。財源の内訳といたしましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、これが314,239千円、福岡県が147,847,800円、みやま市が86,931,102円となっているところでございます。

以上でございます。

18番（樽見哲也君）

はい、わかりました。

じゃ、国と一体型で進めていくということで、地元は立派な代議士もおられますし、ぜひそこら辺をお願いいたしまして、国と一体型で道の駅を早くつくりたいということで思います。

本当に柳川市は、観光地として公衆トイレが不足しています。観光をされる前後にトイレ休憩や農水産品などの売り上げを求める場として、ぜひ早急につくっていただきたいということで思います。

それと、まちの名前は言いませんけれども、隣も場所を探しているいろいろ動いて、これで早く向こうが決まれば、また柳川は簡単にはできない、なかなか難しいと思いますので、これは一日でも早く国、県と話したりしないと僕はまた、おくれますか、「あんら」ち言わやんですよ。そういうふうにあります。

それで、ぜひ市長、よろしく申し上げます。何かございましたら申し上げます。

市長（金子健次君）

道の駅については、みやま市さんも最近また急に車の駐車がふえているということで、売り上げも非常に多くなっているということです。

先日のニュースでは、うきは市の道の駅が流れておりました。県下で一番多いということでございます。柳川市の場合には、観光面の貸し切りバスの駐車、そしてまた、トイレの休憩等もあるし、道の案内もあろうかと思えます。今、徳益のところから443号が延伸を計画して、法線が大体でき上がっておりますので、その整備が進むことによって並行して、国からの助成を受けられるような形をしなければなりませんので、私も少し勘違いしてしまっていて、10キロ圏内には道の駅はつくられないという話を聞いておったんですけども、それを国のほうに聞いたら、そういうことはない、必要性があれば補助金は出しますよということでございましたので、いろんな角度から鋭意検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

18番（樽見哲也君）

ぜひよろしく申し上げます。

終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、樽見哲也議員の質問を終了いたします。

次に入ります。

第6順位、1番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

1番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

1番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、きょうの最後になろうかと思われませんが、一般質問をさせていただきます。

壇上からは8分間しゃべらせていただきます。

昨年8月30日に、中央教育審議会初等中等教育分科会が教職員の長時間労働に対し歯どめをかけると、学校における働き方改革に係る緊急提言をまとめました。このことは当然ながら、学校教育のトップであります教育長を初め、関係者の先生方は御承知のとおりであると思います。

その中で1番目に挙げられているのが、校長及び教育委員会は学校において勤務時間を意識した働き方を進めること、つまり、むやみやたらな長時間労働はさせてはならない、させるなということでもあります。

具体的には、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、無制限無定量の執務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大の効果を上げられるような働き方を進める必要がある。このため、特に校長や服務監督権

者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るためにも取り組みを一層進めるべきであるとあります。

本市の学校でも、先生は長時間労働は当たり前であって、地域の方たちから学校の体育館でバドミントンをして帰る夜の10時ごろに先生は帰っておられましたと、嘖然たる面持ちで話されたこともあります。察するに、ほとんどの先生が身も心もくたくたであって、子供に対して健全な、まともな教育なんてできるわけがありません。

そんなことを言うたっちゃ、私たちは先生たちに対していつも早く帰りなさいと言っていますよと。何ちゅうたっちゃ、あなつつあん、先生が早う帰らっしゃれんもんじゃいけんと反論されるかもしれません。いや、確かに前に反論されたこともあります。そんなこんな、あってはならない長時間労働が常態となっているわけですから、許されるはずはありません。私はそう思います。

先生だって人並みの家庭があります。連れ合いもおられます。かわいいかわいいお子さんを育てられている方もあります。父の帰りをまだかまだかと、母の帰りをまだかと待っておられる家族があります。

幸いにして、教育長はほんの3月まで市内の小学校の校長先生でありました。その点、市内の小・中学校の実態は殊のほか知り尽くされていますから心強いものがあります。どうか学校生活での貴重な経験を生かされまして、しっかりと現状を把握されまして、文部科学省が示した指針に基づき、定時退校及び学校閉庁時刻制度の実施、学校閉庁日の設定を実効あるものにしていただき、柳川市内の小・中学校が鈴かけとなることを心から期待して願います。

私は、今回の一般質問では、最初に柳川駅西口のタクシー乗り場の位置変更を、次に葬儀不安者への援助策、支援策を、3番目として中学校の雨天時の教室は滑って危ない、最後に学校給食での食物アレルギー対策はどうなっているのか、以上4項目においてあらかじめ通告をしています。

あとは自席で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願いします。壇上からは終わります。ありがとうございました。

1番（矢ヶ部広巳君）続

1番目に柳川駅西口のタクシー乗り場の位置変更について質問をいたします。

タクシー乗り場を、おりたところにできないかということでもあります。もう一つは、タクシー乗り場がさてどこにあるのか、非常にわかりにくいといった声であります。バス乗り場の近くかなと探してもそこにはない。何と左手の少し離れたところにタクシー乗り場があります。

雨の日、大きなかばんなどを提げていれば、タクシー乗り場まで行くまでに靴の中まで雨水が入って、靴下もびしょぬれになってしまうこともあると。観光地にこんなところはあり

ませんよと。どこの観光地にも駅からおりたところの一番近いところに、しかも、誰が見てもわかるようなところに大きくタクシー乗り場と看板がありますよと。これは、せっかく柳川市へ来てくださった大切なお客様が運転手さんへ言われた生の正直な声であります。似たような苦情は市には届いていませんか、お尋ねをいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

平成27年3月に供用開始をいたしました西鉄柳川駅西口の駅前広場の改修前の状況を申し上げますと、バス、タクシー、自家用車の通行区分はなく、大変混雑していた状況でございました。また、タクシー乗り場につきましては、2カ所に分かれておりました。現在は1カ所に統一させていただいております。

西鉄柳川駅西口を整備するために行いました配置計画につきましては、タクシー事業者並びにバス事業者と何度も協議検討を重ねてまいりました結果、現在の位置で確定させていただいたところでございます。

また、交通結節点としての面から考慮した結果、通勤通学での利用が最も多く、公共交通機関としての利用者の多いバス、これを駅に近いほうへと配置いたしております。また、交通規制の問題もありますので、警察との協議も実施してきたところでございます。現在は、市内タクシー事業者合同での乗降場、待機場として申請を受け、御利用いただいております。

議員御質問の市にタクシー乗り場は駅が一番近いところに設置をという声が届けられていないかとの御質問でございますけれども、タクシー会社の運転手の方から御意見をいただいたことはありますが、先ほど述べましたとおり、同様の説明をさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

1番（矢ヶ部広巳君）

午前中だったと思いますが、副市長の答弁の中にもありましたように、柳川市は観光客150万人を目指して、一人でもふやそうとしているということを言われました。確かに今まで柳川市はそういうところで、ホテルの誘致とか、あるいは西鉄と連携したキャンペーンなど、あらゆる努力をされていることは十分知っております。感謝もしております。

かてて加えて、市長はおもてなしを大きなキャッチフレーズとされています。御所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

西鉄柳川駅は、市民の方々、周辺市町の方々の通勤通学などの移動手段としての利用だけではなく、本市の玄関口として、また、本市の顔として、多くの観光客の皆さんをお迎える場所となっております。

先日までは、自由通路の天井にはハナショウブを絵柄としたタペストリーをつるしており、観光客の皆様のお目を楽しませていただきました。また、西日本鉄道とともに毎年5月にはおもてなし大作戦として、柳川を訪れていただく観光客と触れ合い、平成30年度からは西鉄沿線エリアキャンペーンとして、柳川の魅力向上施策や国内外への情報発信を強化いたしまして、地域力や集客力の継続的強化に取り組んでおります。

また来年、平成31年春には、西日本鉄道で初めて車内で食事ができる、食材は沿線のやつを利用するということですが、観光列車の運行も開始される予定であります。さらに多くの観光客に訪れていただくことになると考えております。

130万人の観光客をさらにふやしていく、150万人に向けて、今後も本市を挙げて、住んでよし、また訪れてよしのまちづくりを目指して、真心のこもったおもてなしの心で市民の皆様のお協力のもと、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

今回、大河ドラマの招致については、明智光秀に敗れることになりましたけれども、何年後には私は実施できると思います。そういうものも含めて、おもてなしの心の醸成をもっともっと深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈りを申し上げます、所信を述べたいと思います。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ運転手さんたち、実際のタクシー会社の運転者さんとも今後もさらに話を聞ながら、私は進めていただきたいと心からお願いいたします。

1番の項はこれで終わります。

次に、葬儀不安者への援助策、支援策をということであります。

世の中は超高齢化が進んでいます。しかも、少子化が拍車を加えています。それだけではありません。核家族化が当たり前、核家族化が当然な社会となっています。そこで生まれたひずみ、ゆがみが、一昔前ではとても考えなかった、思いもつかなかった自分の葬儀は出してもらえるだろうかという不安であります。

そんなことまで行政が知ったことかと拒絶反応を示されるかもしれません。いや、そういう私自身も心の片隅に少しだけですが、気持ちがあります。そういうことは事実であります。とはいっても、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らしてある方にとっては、せっぱ詰まった深刻な悩みであることも事実であります。その点はどうかひとつ御理解をください。

そこで、公営の葬祭場の復活をいかに考えてあるか、お尋ねをいたします。

福祉課長（平田敬介君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

お尋ねは、平成26年3月に事業を廃止した柳川市葬儀取扱所の復活についてのお尋ねだと思いますが、この葬儀取扱所は昭和42年6月に柳川市三橋町大和町厚生事業組合によって事

業が始められました。平成17年の市町村合併で新市に事業が引き継がれたものでした。

しかしながら、市内には民間事業者の会館が徐々にふえまして、葬儀の形態も自宅葬から式場での葬儀が多くなってきました。それとともに、市の葬儀取扱所の利用も減り、また、職員3名の方全てが60歳以上になる時期であったことなどから、平成26年3月をもって廃止をしました。

現在も市内には十分な数の民間事業者がありますし、市の葬儀取扱所にかわる受け皿にもなっていることから、復活するという考えはございません。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

それは、確かに最終的には財政的な問題もあろうかと思えます。それもわからないではないですが、ならば次の手を考えるのがこれもまた行政の務めであります。その点についてお答えをお願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

先ほども申し上げましたが、市内には十分な数の民間事業者がありまして、葬儀費用が低額なプランも選択できるということから、公営での存在意義も薄れているのではなかろうかと思えます。

ただ、おっしゃるように、少子化、核家族化の中で自分自身の葬儀がどうなるかという、経済面よりもそういう悩みと申しますか、心配を抱えてある方が今後ふえていくだろうというのは考えられますので、そういう方たちに対する相談なりの支援については考えていく必要があるのではないかと感じております。

なお、全く身寄りがなくて葬儀を行う人がいない場合は、市で、福祉課のほうで火葬し、埋葬することはあります。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

ところで、この10年間の年度別の死亡者の数はどうなっていますでしょうか、お答えください。

福祉課長（平田敬介君）

過去10年間の年度別の死亡者数についてお答えをします。

平成20年度が787人、21年度は889人、22年度が867人、23年度が885人、24年度が949人、25年度が917人、26年度が914人、27年度が844人、28年度が924人、29年度が906人です。10年間平均してみますと、年間約888人の方が亡くなられております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ほぼ900人の方が毎年亡くなっていると。ざっくり年に1,000人亡くなっているとした場合

に、1人につき仮に100千円を補助したと見積もって、年に1億円になります。この100千円を大きいと見るのか小さいと見るのかは別といたしまして、他の自治体でこういう死亡者に対して補助しているところがあるかないのか、もしあったら金額は幾ら補助しているのか、そういうのがわかりましたらお答えをお願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

亡くなられたときの葬儀に対する補助はよその市であるのかということですが、まず、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が亡くなられたときは、葬祭費として30千円、また、社会保険の被保険者が亡くなられたときは埋葬料として50千円が支給されます。

しかし、お尋ねは、そのような保険からの葬祭費など以外に別に補助をしているところはないかということだろうと思いますが、補助金を出している事例を私も調べてみましたが、私が調べた範囲ではちょっと把握できませんでした。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

国保からは30千円、そのほかで50千円出ているということではありますが、当然葬儀を送り出すということは、30千円、50千円でできるはずはありません。当面、柳川市として今の状態は無理なら、将来、何か考えてみたいという気持ちはどうでしょうか。よかったらお答えをお願いいたしたいと思います。

保健福祉部長（原 忠昭君）

矢ヶ部議員御質問の葬儀費用に対する補助の件についてお答えをいたします。

もし高齢者自身が亡くなった場合に、子供が遠くに住んでいて迷惑をかけたくない、葬儀費用で重い負担をかけたくない、あるいは後を見てくれる親族がいないなど、少子化や核家族化の影響で葬儀について不安を持たれる方もふえてくるのではないかと思います。

もちろん葬儀の費用面を心配されている方もあると思いますが、人生の最後を迎えるに当たって、認知症になって自分の意思を伝えられなくなったらどうしようとか、病気で延命治療はしてほしくないとか、土地や財産の相続、葬式やお墓のことなど、いろんなことを漠然と不安に思っている方も多いと思います。

葬儀費用に対する独自の補助は将来的にも難しいものがあると思いますが、福祉課で昨年度策定をいたしました高齢者保健福祉計画では、高齢者の誰もが住みなれた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができるやさしさと思いやりのまち柳川を基本理念として掲げております。

高齢者の方が心豊かに安心して暮らすことができるよう、葬儀等に関する不安も含め、いろんな相談に対して、福祉課を初め関係各課が連携をし、支援してまいりますので、遠慮なく御相談をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

1 番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁は、つまり、別にさっき言った30千円、50千円以外はないと。しかし、そういう面で困ってある方は福祉課のほうに遠慮なく言いなさいと。そしたら、それなりの指導をしますよということであるわけですね。はい、わかりました。

それ以上無理なことを言うわけにはいきませんが、これは通告をしておりませんので、したがって、答えられる範囲で答えられればありがたいわけですが、有明葬祭場の一部事務組合議会は火葬料を今後有料にするとかしないとか、まさか有料にするという気持ちはないと思います。そういう声は今上がっておるのか上がっていないのか、お答えできればお願いします。だめならだめでいいです。

市長（金子健次君）

有明生活環境施設組合の検討委員会で、今、御協議をいただいているところでございます。全県下のいろんな調査をいたしまして、みやま市と柳川市は現行では取っておりません。

それで、今回どうするかということで検討して、執行部案としては御提案をしておりますけど、継続的なことで有料という形の提案をしております。

ただ、額的には他を比較したところで低い金額を提示させていただいておりますので、きょうの段階では、額的に検討委員会で御協議いただくということでございますので、これだけで勘弁していただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

柳川の場合は幸いにして、例えば、きょう亡くなったら、きょうがお通夜であしたが葬儀、あるいは亡くなったときが夕方だったら翌々日は間違いなく火葬されます。ところが、東京なんかは1週間も10日も待っておかれるわけです。その間、ドライアイスで保管してもらったり、金もばさらかかかるとい状況ですけども、幸いに柳川はそういうことはないですけども、やっぱり火葬の金を今後有料にするということは私はどうかなと思えますが、気持ちとして市民の声は、大概の人が、それは火葬料までわざわざ今ごろ取らんちゃよかやっかんとは私は必ずなると思うし、提案者の主張は市民からひよっとするならたたかれるかもしれせん。その辺はひとつ慎重に審議をしていただきたいと私は思います。もう答えは要りませんから。

それでは、次の3番目の雨の日の教室は滑って危ないということについて質問に入らせていただきます。

これは、小学校ではそういうことはないと思えますが、中学校では雨の日、廊下がぬれて水浸しになって、滑りそうで危ない、転びそうだと、生徒さんからそんな声を耳にします。実情をお答えください。

学校教育課長（田中勝裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

市内の中学校において、雨天時に廊下がぬれて滑るといったことでの御質問でございますけれども、確かに雨天時に廊下がぬれて滑るケースがあるといった声はお聞きしております。以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

もし転んで大けがでもしたら大変な問題になるわけでありますから、今までにこのことについてどのように対応されたのか、お伺いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

雨天時に廊下がぬれている場合などにどのような対応をしているかということでございますが、このような学校内における児童・生徒の安全の確保につきましては、児童・生徒に対する安全教育と施設管理に係る安全管理の両面から対応をとっているところでございます。

まず、安全教育の面では、小学校、中学校においては、雨天時に限らず、常々廊下は走らないという指導を行っており、特に雨天時には廊下が滑りやすくなっていることに注意を促す校内放送をしたり、担任による直接指導を行うことにより危険回避を図る教育を行っているところでございます。

また、安全管理の面からは、教職員が校内の巡回をたびたび行いまして、廊下がぬれている場合などは雑巾やモップで拭くほか、児童・生徒が外から入る出入り口には足拭き用のマットやバスタオルを置くなどの対応をしているところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

天気予報によりますと、あしたから天気が梅雨に入るだろうと、本格的な梅雨に入るとも言っています。となれば、じめじめした湿気の多い日も続くと思われれます。大事に至る前にしっかり対策をとられるようお願いをいたしますが、お答えをください。

教育部長（田尻主範君）

雨が多い梅雨に入っているが、大事に至る前にしっかりと対策をとってもらいたいという御意見をいただきました。

本市においては、幸いにも廊下で転んで大けがをするようなことは最近は起こっていないとお聞きしております。

しかしながら、議員おっしゃいますとおり、大事に至る前に本市の児童・生徒の安全を確保するための対策をしっかりとることが重要であると考えております。

本市では、先ほど課長も答弁しましたとおり、児童・生徒に対する安全教育と施設管理に係る安全管理の両面において、万全を期しながら、各学校、細心の注意を払って努力しております。

繰り返しになりますが、今後も引き続き廊下は走らないという指導を徹底するとともに、

雨天時の危険に対する注意喚起を行うなど安全教育を充実させ、児童・生徒に対する意識づけを図ってまいります。

また、雨天時には教職員による校内を巡回する回数をふやし、危険箇所の早期発見、早期対処に努めるとともに、出入り口へのマット設置、また、安全管理の充実に努めてまいります。

以上でございます。

1 番（矢ヶ部広巳君）

子供は宝であります。言うまでもありません。じいちゃん、ばあちゃんに言うなら、孫はとてもしゃないが、もう宝の宝でありますから、ひとつそういうことがないようによろしく願いをいたしまして、この問題は終わります。

最後になります。食物アレルギー児童への対応についてであります。

食物アレルギーの生徒さんは、現在、幾つの学校で何人おられるのか、よろしく願いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

平成30年度に本市の小・中学校において、食物アレルギーに対しての個別対応をしている児童・生徒数でございますが、小学校は17校で51人、中学校は6校で27人となっております。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ということは、小・中学校は市内に26校あるわけですが、そのうち小学校が19校、そのうち17校は食物アレルギーがおられると、2校だけがおられないということですね。中学校は6校ですから、どこの学校もおられるということでございます。

次に行きますが、今までにアナフィラキシーを起こした生徒さんは幾つの学校で何人おられるのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

今までにアナフィラキシーを起こした生徒の状況についてのお尋ねでございますけれども、まず、アナフィラキシーとは、アレルギー物質を食べたり、体内に吸い込むことによって、極めて短時間のうちに複数の臓器にアレルギー症状が出て、血圧の低下や意識障害を引き起こすこともある、そういった症状でございますが、過去5年間でよろしいでしょうか。過去5年間で申し上げますと、アナフィラキシー的な症状を起こした児童・生徒は2学校で2名でございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

2 学校は、小学校、中学校の別でいったらどうなりますか。

学校教育課長（田中勝裕君）

小学校が1校、中学校が1校でございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。小学校、中学校で1校ずつあったと。

それでは、現在、エピペン保持者の数はどうなっておりますか。

学校教育課長（田中勝裕君）

本市の小・中学校でアナフィラキシー症状の進行を緩和し、ショックを防ぐ治療剤でありますエピペンを保持している児童・生徒の数は、小学校が5校で9人、中学校が6校全てにございまして、11人でございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。そんなにおるわけですかいね。驚いております。

ある県で、生徒さんが学校を休んだ。そのとき、給食が余ったわけですね。はい、食べる人と言ったところが、はい、私がとって食べた。たまたまその人が食物アレルギーであった。それを気づかずにうっかり先生が食べさせた。ところが、けいれんを起こして、それを打ち損ね 打ち損ねというか、まさかそういうことじゃないという思いで渡したところが、とてもじゃないが、一番あってはならない悲しい事故が起きた。そういう痛ましい事故があったわけであります。

そこで、柳川市内の場合、余った給食、それはどうされているかについてお答えください。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本市において、欠席等で余った給食の処理はということでございますが、残滓として戻ってくる場合もありますし、ほかの児童が食べる場合もございます。ほかの児童が食べる場合は、食物アレルギーの児童・生徒が食べないように徹底をいたしております。

なお、議員おっしゃる事件の後、本市におきましては、学校給食における食物アレルギー等の個別対応について一部見直し等を行い、学校へ周知を行っております。

内容といたしましては、アレルギー対応給食を配食する際には、対象となる児童・生徒ごとに学年、組、氏名、除去対象食材が明記されましたアレルギー除去食専用容器に入れて提供いたしております。また、除去食の場合、おかわりはできないことを徹底しております。

あわせて、アレルギーを持つ児童・生徒自身がアレルギーに対する正しい理解をすることが大事です。そのためには学校と保護者がしっかりと話し合うことが大事であり、保護者に対し、家庭での事前指導で子供自身にアレルギーの原因物質であるアレルゲンについて理解をさせることや、おかずのおかわりをしないことを理解させることをお願いしております。

また、食物アレルギーの児童・生徒は、アレルギーの度合いが変化することがございます。このようなことから、食物アレルギーの児童・生徒については、学校、家庭、給食の調理現場と連携を密にとりながら、細心の注意を払っております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

アレルギー症状を起こさないためには、原因食物、つまりアレルゲンを避けることが唯一の方法であることは、それは当然言うまでもありません。しかしながら、アレルゲンの高いと言われる鶏卵、牛乳、ピーナツ、小麦、甲殻類と言われるカニ、エビを避けることは不可能であります。そこで、当然ながら、アレルゲンを避けた献立を栄養士の先生は考えておられると思います。

ところで、上部機関によるそのような勉強会が定期的に行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

食物アレルギーに関する研修会の開催につきましてお答えをいたします。

福岡県の主催で、栄養教諭や学校栄養職員を対象に毎年研修会が開催されており、本市からも出席をいたしております。

なお、市におきましても、調理員に対して夏季、冬季の休暇中に衛生管理研修会を開催し、食物アレルギーについても研修を行っているところでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

学校現場におけるアレルギー疾患に対する取り組みとして、先生方に緊急時の対応の研修会等は実施されているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

本市において、先生方に緊急時の対応の研修会等は実施されているかということでございますが、本市における緊急時の対応に係る取り組みとしましては、教育委員会において、学校給食に係る危機管理・緊急時対応マニュアルを作成し、マニュアルをもとに各学校においてエビペンの使用方法や実践等の研修を行っているところでございます。

また、研修以外の取り組みとして、各学校において養護教諭がアレルゲンや主治医、緊急時搬送希望先等の情報を網羅しました児童・生徒ごとの個別取り組みプランを作成し、一人一人に応じた対応に活用いたしております。

この個別プランにつきましては、食物アレルギーの児童・生徒はその度合いが変化することがあるため、学校、家庭、給食調理現場が密に連携しまして、必要に応じたプランの修正をし、常に最新の状況を反映した実効性のあるプランにしております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

それでは、最後に伺います。

本市で過去にエピペンを打ったという事例があるのかどうか、お尋ねします。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

本市において、エピペンを打ったことがありますかということですが、これも過去 5 年間ということでお答えさせていただきたいと思います。

平成27年 2 月に 1 回、市内の小学校で打った事案がございます。

なお、この事案におきましては、エピペンを打ったことによりまして、症状が重篤化する事態を防ぐことができたところでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

エピペンを打ったというの、エピペンは当然先生が一人では打たれませんから、必ず生徒をちゃんと押さえとかんとですね。そういうことで、常に先生たちはそういうことがないように目を配っていただくことを心からお願いいたしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時49分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成30年6月19日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番	梅 崎 和 弘
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
都	市	高	須		亨
廃	棄	松	尾		強

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	15 番 緒方 寿 光	1. 都市計画道路（柳川庁舎から西へ）整備事業の進捗と、今後の方針は 2. 農業振興策は (1) 「新規作物導入」へ向けての現況と課題、今後の方針 (2) 「戦略的6次産業」の推進と本市の方針は 3. 本市の「姉妹都市」との交流事業と、今後の具体的方針は
2	10 番 佐々木 創 主	1. グローバル社会における柳川農業と食の安心安全
3	7 番 熊 井 三千代	1. 高齢者のフレイル対策の推進について 2. 食品ロス削減と生ごみの削減について 3. 公用車への「ドライブレコーダ」導入について
4	8 番 白 谷 義 隆	1. 教職員の長時間労働について 2. 公共施設における洋式トイレの設置状況について 3. 遊休地の現状とその活用策について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。質問に入ります前に、昨日の大阪での震度6弱の地震により亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈りいたします。また、けがをされた方々、避難をされてある方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

早速、市民の皆様からいただきました多くの貴重な意見、また、提案をもとに一般質問を行います。60分間の限られた時間です。内容のある議論を強く望みます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。また、議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。

今回の私の質問は大きく3つです。

まず、質問の1つは、柳川庁舎から西への都市計画道路整備について、これまでの進捗状況と今後の具体的方針をお聞きします。

この道路整備につきましては、これまでたびたび質問を行ってまいりました。しかしながら、いまだに道路詳細設計後の住民説明会は開かれていないようであります。また、地元住民の皆さんや昭代地区の住民の皆さんから、一体この都市計画道路整備はどうなっているのかという多くの質問をいただいております。さらには、この道路整備推進については金子市長の公約の一つであったとも記憶をしております。

そこで、これまでの進捗状況と今後の整備方針を具体的に質問します。

2つ目の質問です。市の農業振興策を2点、率直にお尋ねいたします。

初めに、市の今回の新規作物の導入について、新規作物の作付をされた農家の方々より、現時点においてリーフレタス作付を行い出荷したが、採算が合っていない、全くの赤字だという厳しい意見をいただいております。

そこでまず、市として新規作物を導入されての現況とその課題、さらに、市の今後の具体的方針についてお聞きいたします。

農業振興策の2点目の質問は、戦略的6次産業の推進の提案と市の施策について、そして、方針について質問をいたします。

特に、市は今から1年前の平成29年6月に第2次総合計画を策定され、農業発展のための政策、つまりはブランド確立による稼ぐ農漁業への転換をうたわれ、平成31年度に農業生産額を55億円とする目標値を掲げてあります。現在がおよそ48億円程度の生産額ですので、この目標値を達成するためには、これからおよそ1年9カ月間でおよそ7億円の増加が必要であります。

そこで、このことが絵に描いた餅にならないように、今後、市の農業生産額の増大や6次産業化などを通じた関連所得の増大に向けての具体的施策を市長にお聞きします。

3つ目の質問です。今からおよそ45年前の昭和48年に柳川市と提携されたオランダの姉妹都市でありますプレーデルウィーデ市とのこれまでの交流事業と今後の本市の具体的方針について率直にお聞きします。

これから先の具体的な質問は自席から一問一答方式で行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。引き続き自席より私のほうから質問をいたします。

15番（緒方寿光君）続

初めに、早期整備の必要性をたびたび質問してきましたが、先ほど申し上げましたように、柳川庁舎から西の都市計画道路の進捗状況と方針について質問をいたします。

この道路整備につきましては、私自身たびたび質問させていただいております。具体的に

は平成28年3月議会においては質問をさせていただいて、担当課長のほうから答弁をいただいております。答弁内容は、申し上げますと、平成25年9月議会後の10月に地元説明会を開催し、当該道路の建設推進の報告を行ったということでありました。そして、平成27年1月より関係課と事業課で課題検討会を4回行い、平成27年3月に関係行政区長に取り組み状況を報告したということでありました。そして、景観への影響の件では、広く意見をまとめるために平成27年度に学識経験者、関係行政区長、観光協会、沿線住民、地権者、柳城中PTA、柳川高校、伝習館高校の生徒に参加してもらって、道路整備での景観をテーマに談話会を4回開催したということでありました。そして、道路完成は事業着手から10年ほどかかると思うと、この時点で答弁をいただいております。さらに、地権者、地元住民との合意はできたのではないかと考えているということでありました。そして、金子市長からの見解をいただいております、一日でも早い完成を目指して、関係機関に要望活動を行っていくということでありました。市役所に用地の交渉支援チームを整えて、当該道路の早期完成を目指し取り組むということでありました。そして、昨年6月議会の一般質問でも取り上げさせていただいております。

早期の整備が強く望まれている柳川庁舎から西への700メートルで、私が記憶しているところは、道路予算総額でおよそ15億円ということであったんでしょうか、記憶をしておるわけですが、間違っておれば御指摘をいただきたいと思います。また、先ほど冒頭でも申し上げましたように、現時点におきまして地元の住民の方からどうなっているのかと、整備は全然見えないじゃないかという厳しい意見をたびたびいただくわけでございます。昭代地区の住民の方々からも率直に整備状況が見えないじゃないかと、整備する覚悟はあるのかというような厳しい意見を私のほうにいただいております。

そういった中で、特に、平成29年度から30年度の今日までに1年経過しておりますが、現時点での整備の進捗状況を率直にお聞きいたします。よろしく申し上げます。

建設部長（松永泰治君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年の6月定例議会で、平成29年度に福岡県において事業着手が決定したことを答弁させていただきました。その後の1年間の進捗状況といたしましては、三橋筑紫橋線の沿線区長の皆様へ福岡県の事業として着手したことの報告を行い、道路詳細設計、橋梁の詳細設計及び一部地形測量を福岡県において実施していただいたところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

率直に申し上げまして、これまでに庁舎から西側の地域において緊急時の緊急車両が入れなかったケースがあったということも聞いておりますし、市長におかれましては、災害のないまち柳川へという公約をうたわれておりまして、特に、これは市長が申されましたが、大

災害、また、通学路、危険道路など、日常に潜む危険から市民の生命と財産を守るため災害に強いまちづくりをするということでありました。現実として、現地を見せていただいておりますが、狭隘道路がかなりあると感じております。先ほど申しましたように、災害時において果たして緊急車両の進入ができるのか、対処ができるのか、大変危惧をしているところであります。

そこで、再度質問をさせていただきますが、まず、設計をある程度起こしたのであれば、やはり住民の皆さんに説明会を早期にやる必要があると、そういう声も多くいただいておりますが、まずはそこについてどのような考えをお持ちなのか、執行部のお考えを聞かせていただければと思います。

建設部長（松永泰治君）

今年度の整備計画としましては、6月初旬に道路交差点部等の警察協議が終了しましたので、6月20日に沿線の行政区長の皆様に事業の説明、6月29日に地権者の皆様方への説明会を開催する予定であります。その後、地権者の皆様との立ち会いにより境界確認を行った後に用地測量を実施し、また、道路用地となる対象者の皆様方の建物等の物件調査を一部実施する予定であります。

平成31年度以降の整備計画につきましては、国の予算配分状況等もありますが、引き続き物件調査や地権者との用地交渉に入っていく、ある程度の用地取得ができれば、文化財の発掘調査後、部分的な工事に着手していくことになるかと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私がお聞きしましたところ、質問をやりとりさせていただきましたが、既に警察協議は終了しているということですので、やはり早目早目に住民の皆さんにお知らせをしながら一つ一つ進んでいただきたいと思いますと考えております。

そして、この地域においては、景観について慎重にやってくれと要望されている方々もいらっしゃるみたいですので、ここも含めて、やはり市のほうからある程度提案を固めて、説明をしながら積極的に進めていくということが必要だと私は考えております。

市長におかれましては、公約としてこの都市計画道路の整備推進を掲げられてあるわけですが、いま一度、特に柳川庁舎から西に向かっての道路整備についての見解、今後の方針をお持ちであれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきます。

今日まで、今、建設部長が御説明しましたとおりですけれども、若干市民が期待をするような形になっていないというのが、いろんな事情がありまして、福岡県や、また福岡県議会

等にも十分要望いたしました。そういう中において、今日までやっとできたという形になっております。

この分については、先ほど申し上げましたように、先ほど緒方議員が言われるような形で、これについては大変重要な道路でもございますし、都市計画道路三橋筑紫橋線は本市にとりまして、防災の面、また、地域の生活道路、県道柳川城島線の渋滞解消に期する大変重要な道路と位置づけをしておるところでもございます。また、観光面に関しましても、十時邸や小野邸にも近く、まち歩きのコースなど、新たな観光資源としても活用を考えられます。

この三橋筑紫橋線の早期完成を図るには、地権者の皆様の御理解、御協力が不可欠であるところでございます。また、事業主体であります福岡県と本市が一体となりまして、難しい問題にも取り組まなければならないと考えておるところでございます。本市の関係部署に丸となって取り組むよう指示をいたしておりますので、議員の皆様の御協力もあわせてお願いをしておきたいと思っております。

時間がかかるかもしれませんが、確実に完成に向けて邁進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

特に、私自身、地元の地権者の方から生の声を聞かせていただいております。率直に地権者の方々みずからが生きているうちに道路整備をぜひ完了していただきたいという強い意見をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、この道路が完成しますと、やはり物流の流れも物すごくよくなると思っております。都市計画道路としては一番重要な路線だと私は考えておりますので、早期の整備をですね、災害時の対応、緊急車両の進入が滞りなくできるように、そして、景観をしっかり考えていただきながら、一日でも早く整備完成を強く強く要望させていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、農業振興策について質問をいたします。

2点あるんですけども、まず初めに、市としての新規作物導入の現況、課題、そして、今後の具体的な方針についてお聞きをいたします。

特に、これも昨年6月議会だったと記憶しておりますが、頑張る農業応援事業費ということで3,640千円の予算をつけていただいております。私自身は大変うれしいと、前にどんどん進めていただきたいという気持ちを持っております。そして、その事業内容は、県、JA、農業委員会、集落営農組織等の担い手、市場などによる研究会を設立して、大規模な新規作物作付に取り組むということでございました。その答弁は農政課長にいただいております、柳川の風土に合った新規作物の調査、研究、試作などを行う研究会を立ち上げて積極的に取

り組んでいきたいという強い意志を示していただいております。

そこで、これまで1年が経過したわけなんです、この研究会での協議内容、今、全体の新規作物導入の作付状況、概要、課題等々、今、把握されてあるということであれば、ぜひ教えていただきたいと思います。簡単で結構ですので、お願いいたします。

農政課長（木下 隆君）

柳川市新規作物等研究会のこの1年間の協議内容並びに新規作物などの現況とその概要についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、平成30年度産より主食用米の生産調整が国主導から地域主導へと移行し、あわせて国の水田農業に対する支援策が変動する中において、高収益な園芸作物などをさらに振興し、高水準な農家収入の確保が求められております。

そこで、農業関係者が集まり、安定した農業所得向上を目的に新規作物の導入及び既存品目の拡大などの検討、調査、研究を行うことを目的に、柳川市新規作物等研究会を組織しました。この研究会委員の構成については、会長の佐賀大学農学部准教授の辻先生ほか、県南筑後普及指導センター、市議会、市認定農業者連絡協議会、J A 柳川担い手連絡協議会の方など、16名で構成されております。

次に、昨年度の協議内容を申し上げます。

平成29年度で6回の会議が行われました。第2回、第3回の会議で各委員が考える新規作物などの品目を御提案いただき、作付スケジュールや調査項目を検討した後、第4回の会議において、初期投資が少なく、つくりやすいリーフレタス、本市は大豆産地でもあり、枝豆として収入を得ることができ、畑から枝のまま出荷できる選別体制がある極早生枝豆を試験栽培することが決定されました。さらに、この品目については29年度中に作付可能であることから選定したところでございます。その後、第5回の会議でリーフレタス産地の視察の件や平成30年度試験栽培品目の協議、決定を行い、現在へと至っております。

試験栽培スケジュールですが、事前に試験栽培への取り組み希望者を募り、説明会を行いました。リーフレタスは3月10日ごろ定植し、4月に収穫を行い、報告書受領、聞き取り検討を行い、極早生枝豆は3月定植、6月に収穫を行い、報告書受領後、聞き取り検討を行う予定でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁いただきましたが、もう一つ突っ込んで継続して質問させていただきますが、特に、リーフレタスにおきましては、今回の出荷価格では、出荷時期によって異なるわけなんですけれども、特に、リーフレタスを生産されて出荷された農家さんから生の声を聞いておりますが、採算がとれなくて全く赤字だったというようなことであります。例えば、具体的に言いますと、春先については4キロ詰めの段ボールの出荷価格が1箱500円前後であったと。

そうすると、資材代、労務費、そして、雇用する賃金などを計上した場合に、補助金はいただいているということだったんですが、採算がとれないということでありました。8反つくってある農家さんでは、リーフレタスだけでも全て収支決算を出してみたところ、純粋に1,000千円の赤字だったということでもあります。

そのような中で、新規作物の導入について挑戦することはいいことだと思います。挑戦しなければいけないと思いますが、やはり有利な販売先等々、そういう出荷・販売価格、ここはどういうふうに協議されて、吟味されて今回の作付に至ったのか、そこを聞かせていただけないでしょうか。こういう現況があるものですから、ぜひ教えていただきたいと思えます。

農政課長（木下 隆君）

リーフレタスを試験栽培するに当たっての出荷・販売先、出荷時期、出荷金額の見込みの協議内容についてお答えをいたします。

まず、出荷・販売先の決定については、平成29年11月17日に辻会長、関係機関と事前協議を行いました。決定の要因としては、野菜価格が下落しているときでも市場より高値で買う取引先を探してくれたり、少量の取引にも応じてくれるというメリットがあったこと、そして、既にほかの野菜において取引実績のあるJA全農ふくれんVFセンターを出荷・販売先の候補として第3回会議で諮り、決定をしていただいたところでございます。

また、出荷金額については、平成29年12月20日開催の試験栽培取り組み者説明会の中で、過去3年間の販売単価実績を月の上旬、中旬、下旬に分けお示しし、10アール当たり50千円の委託料とともに、試験栽培の条件を御提示した上で取り組みをいただいているところでございます。昨年の同時期の販売単価がキロ当たり190円でしたが、ことしの実績は126円となっております。安値の理由を市場関係者に聞き取ったところ、昨年冬から続いた葉物野菜の異常な高値の影響で、春先の葉物野菜の価格低迷につながっているとのことでした。

リーフレタスは秋から翌年春の出荷シーズンに合わせ、三、四回の植えつけ、収穫が可能であり、厳冬期出荷によるワンシーズン通した収支の調査を行う予定にしております。若手農業者の新規参入が多く、雇成型大規模栽培をすることにより高収益を上げている事例が多数あることや、施設園芸に比べ初期投資が少なく、新規就農者向けの品目として期待できること、ラッピングや出荷調整の手間が非常に少なく、圃場での箱詰めが可能で、カットせずに使えることなどから飲食店を中心に需要が伸びております。また、夏場にはオクラ、冬場はレタスの作付が行え、田畑の周年での活用モデルになり得るのではないかと考えております。

また、冬レタスは国の指定産地を受けており、価格補填制度に加入ができる品目で、一定の価格から下がれば補給金を受け取ることも可能ですので、営農組織内で取り組んでもらえ、組織の収益増にもつながるメリットがあるのではないかなどの協議が行われております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

る説明をいただいたわけなんです、私の考え方を率直に申し上げますと、やはり新規作物を導入するというのであれば、100%とは言いませんが、やはり6割から7割ぐらいの量は契約栽培で価格を最初に決めて、流通を決めて、作物の導入に当たっていくというようなことを検討すべきだったんじゃないかと思います。

今回、この状況を見ながら、次の作物、小豆等々を考えてあるということでしたが、今後の新規作物の導入に向けてどのような考え方をお持ちなのか、市の見解をお聞きしたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

今後、新規作物導入に当たりということでお答えをさせていただきます。

これからも引き続き新規作物等研究会を中心に、これからの試験栽培として季節的な市場価格や生産コストの分析を行い、試験栽培する農家が赤字にならないよう配慮し、その結果をもとに、今後、市としてどの品目を推奨していくのかを決定し、その振興策をつくり、面積拡大につなげていきたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

この新規作物導入について、何か市長の御見解等々ありましたら聞かせていただければと思います。簡単で結構ですので、お願いいたします。

市長（金子健次君）

簡単に言うと短くなるんですけども、レタスの問題ですけども、私自身も合併する前の三橋町役場の税務課長時代、もう三十数年前ですけども、そのときに三橋レタスといって、JA三橋の方がその作物を推奨されまして、かなりヒットいたしまして、レタス御殿という10,000千円台の所得が出たという記憶がございます。そういう意味で市場調査もいたしますし、そのときカット野菜とか、いろんな形を覚えたんですけども、それが最高で、ずっと落ち込んでいるという状況も私自身もわかっております。

新規作物については試行錯誤しながら、今回、3,640千円の予算でいろんな形で研究をしていただいて、試験的な一つの一時期の過程というふうに思っていますので、これからも緒方議員のほうもいろんな形で御提言をいただければというふうに思っているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ取り組み、今回の課題をもとに、修正できるところは修正していきながら、やはり本格的な新規作物を確立するということを願っておりますので、

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の農業振興策についてお聞きをいたします。

これは何かと申しますと、6次産業の推進をこの柳川市ですべきではないかという提案でございます。特に、昨日、質問があり、答弁もあつたと思ひますけれども、平成17年の54億円の農業生産額がピークだつたと聞いております。現在は48億円前後ということでございますので、6億円減少しているわけでございますが、この6億円をどういうふうにして増大していくのかと。先ほど冒頭でも述べさせていただきましたが、やはり新規作物の導入を確立しながら、6次産業化に向けて走る必要があるのではないかと。そして、昨日、樽見議員からも質問があつておりましたが、道の駅ですね。道の駅に限定はしませんが、やはり農産物の直売所、ここについても柳川市は拡充すべきではないかと私は考えております。成功事例は昨日も話がありましたように、みやま市、大木町、大盛況でございます。この柳川においては、第1次産業、農業が基幹産業といいながら、なかなかそこまでのストーリーができていかないということでもあります。

そういった中で、やはり若者も離れていく。農業もやらずにほかに出ていく。そして、後継者もなかなか育つてこないという中においては、昨年掲げられました柳川市総合計画の中において、目標値として31年度55億円にするということも掲げられておりますので、2年弱でこれをやるということでございますけれども、具体的にどういうふうな施策をもってやろうとするのか、ここを柱を立ててやるべきだと思つております。当然のことながら、6次産業化に向けて走るということは、市長が以前から申してあつたように、柳川ツーリズムをやるだとか、さまざまな若手が就農するためにいろんな導入も考えているだとか、当然のことだと思ひますけれども、やはり特産品もつくりながら、対外的にも売っていくと。そして、柳川は柳川で新規作物の導入を確立しながら、稼ぎながらそういう方向性を導き出していくと。総合的に6次産業を戦略的に今から考えなければ遅いと思ひます。

これを柳川はやる必要があると私は考えておりますが、市の見解、そして、今後の具体的な方針を聞かせていただきたいと思ひます。

産業経済部長（成清博茂君）

本市の農業の課題について御質問にお答えをします。

議員がおっしゃるとおり、農業所得の向上が土台となり、就農意欲、また、農地の維持へつながるものだと考えております。農家所得を向上させるためには、やはり米、麦、大豆に高収益型農業を組み合わせた複合型農業の展開が必要だと考えます。新規作物等研究会では、オクラ、菜花、実エンドウなどを組み合わせた露地野菜の組み合わせなども研究をし、できるだけ初期投資が少なく、新規就農しやすい品目の提案なども協議をしております。

また現在、農業形態といたしまして、個人の農家、また、集落営農組織として営農を行つていただいております。その組織も24の法人が誕生をいたしております。現在では米、麦、

大豆の生産が主なものでございますけれども、今後はより収益のある農作物も生産し、収入増につなげていただきたいというふうに思っております。そのためにも、今、新規作物調査研究を行っている作物等を組織で取り組んでいただき、収入をふやしていただく手段としても検討をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。部長から答弁いただきましたように、私自身もそう考えます。米、麦、大豆、当然大事な作物だと思っておりますけれども、やはり面積を拡大しなければ収入はなかなか上がっていかないという現況の中で、多くの生産組合があるわけですので、やはりそこで組織的に、その作物にかわる高収益の作物を研究していただきたいというぐらいの覚悟を持って一步前に踏み出していただきたいと、そう考えております。そういった意味では、生産組合が基盤になるわけですので、そこと調整しながら、当然、農協とも連携しながら、組合長にも積極的に働きかけをして、組合長の話も聞くという連携をしながら、腹を割って前に進まなければ、今の現況だけを見ますと、この先、なかなか農業で所得が上がる可能性は少ないと、そう考えております。

そして、市長が日ごろから言われておりますが、やはり柳川は年間110万人以上の観光客がおいでになってあります。ウナギ飯を食べて川下りして、よそに泊まる、よそに行くではなくて、やはりその観光客の足をとめるぐらいの、道の駅とはいませんが、堤防の駅、それは何でも結構でございますので、やはりそういう経済的に柳川市が潤っていく、そして、観光客の皆さんからも喜んでいただく、できるだけそこに滞留していただく時間をふやす、そういう施策においても、この農産物の直売所、販売所というのは柳川にとっては物すごく有効な手段ではないかと私は考えております。

そして、今、浅草には「まるごとにつぼん」、このテナントも出してあるわけでございますが、もっと積極的にそういうところでも情報をどんどん出していく、そういう総合的な考え方を持って前に進まなければ、単発で道の駅どうのこうのと言っている時代ではないと私は思っております。農業とタイアップしながら、漁業と連携しながらそういう販路をつくっていく、道の駅をつくりながら前に進んでいくというようなことをしなければいけないのではないかと考えております。

みやま市の道の駅に行ってみました。駅長からお聞きしました。フードコート云々、いろいろ挑戦をされてありますが、やはり今現在でも利益は出ているのに甘んずることなく、次の挑戦をやっていくというようなスタンスを構えながら、この柳川市、第1次産業の活性化に向けて取り組んでいただきたいと考えておりますが、市長の見解が何かありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

いろんな形で御提言をいただきまして、ありがとうございます。農業は大変厳しい状況下にあるわけですが、JA柳川、柳川農業協同組合自体は頑張っているというふうには思っております。日本一のカントリーエレベーターが間もなくでき上がりますし、そういうものについても、その採算があるというようなことを組合長は考えて、役員の方は考えてつくられてあるわけでございますし、今、48億円ぐらいの数字ですが、それをいかに伸ばしていくかということは常々私たちも、今、成清部長がお答えしましたように、これからもいろんな形を鋭意検討していきたいというふうに思っています。

幸いにいたしまして、1次産業の漁業の関係については4年連続130億円以上のノリの確保ですね、養殖ノリができたということは大変よかったなというふうに思っておりますし、今後、農業についても頑張らなければならないというふうに思っております。

道の駅でございますけれども、道の駅については、きのう樽見議員のところでお答えしましたように、必要性は感じておりますし、できれば443号の延伸分の道路が完成したあかつきには、いろんな形で、国の助成、県の助成、また市の負担という形をとらなきゃなりませんので、国が助成する場合は道路が必ずついていかなければならないという条件があります。10キロメートルの面というのはクリアできるというふうに思っています。ただ、私は一番肝心なのは、地場の人たちですね、スーパーやいろんな形の分も採算が合わなければなりませんので、そういう意向も含めて、どういう道の駅のあり方がいいのかどうか、そこら辺も含めて鋭意検討しなければならないというふうに思っているところでもございます。

いろんな先進地の成功例も私もいろんな形で見聞させていただいておりますし、緒方議員の意見もきょうは御提言いただきましたので、これから十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。ぜひ今後とも積極的に前に前に推進をしていただきたいと、そう考えております。よろしく願いいたします。

最後の質問になります。姉妹都市のブレードルウィーデ市との交流事業、そして、本市としての今後の方針についてお聞きをいたします。

先ほど冒頭に質問もさせていただきましたが、今から45年前に姉妹都市の提携を結ばれたということですが、姉妹都市を結ばれた経緯と、そのブレードルウィーデ市の概要と申しましょうか、そして、これまで柳川市がどういうふうなアプローチをして、どのような交流の実績があるのかどうかを率直にお聞きしたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

御質問のオランダのブレードルウィーデ市との姉妹都市締結につきましては、先ほど議員が述べられたとおり、国立観光協会の関係者から日本の水の都と姉妹都市を結びたいという

相談を昭和47年4月に受け、柳川市を紹介されたものです。その後、翌年の昭和48年8月にブレーデルウィーデ市の市長から手紙と宣言文が届き、同年10月24日に姉妹都市を締結しております。

提携先の概要ということでございましたので、御紹介いたしますけれども、ブレーデルウィーデ市の概要は、農業が主な産業でありまして、大きな湖と運河の多い田園都市であります。特に、ギートホールン地区は網のように運河が走りまして、船が唯一の交通手段であります。農業、結婚式、葬儀など、全て運河を通って行われ、オランダのベニスと呼ばれる水の都であります。その後、2001年に隣接する3市が合併いたしまして、ステーンヴェイケルランド市という名称になっております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、これまで姉妹都市の提携をされて、交流実績と申しましうか、その成果と申しましうか、そこをぜひ聞かせていただきたいと思ひます。

特に、大川市につきましては、御存じのとおりだと思ひますが、イタリアのポルデノーネ市ですか、ことし4月に倉重市長が子供たちに組子のセットを贈呈されたり、小・中学校の給食にイタリア料理を出すなどの事業をされております。そして、ミラノで開催をされた世界最大級の家具の展示会、ミラノサローネ、これも市長と議長が視察をされて、交流を図ったりしてありますが、柳川市につきましてはどのような交流をされているのか、お聞きしたいと思ひます。

企画課長（池末勇人君）

姉妹都市とのこれまでの交流実績とその成果という御質問ですけれども、姉妹都市を締結いたしました昭和48年以降、数回の手紙のやりとりによる交流が行われていたほかに、柳川市からは締結の際に当時の古賀市長が訪問したことを初め、その後、助役や商工会議所の皆さんなど、合計3回の公式訪問を行っております。

逆に、ブレーデルウィーデ市からは本市へ訪問されたことはありませんが、ブレーデルウィーデ市の子供たちから送られてきた手紙や絵の展示、また、オランダ大使館より日本との国交400年を記念いたしまして、チューリップの球根が平成8年から5年間、毎年400個ほど送られてきております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

実質、本格的な人的交流だとか青少年の交流事業だとか、そういうものについては今の時点ではほぼないのではないかと考えております。その点についてはいかがでございますよ

うか。

企画課長（池末勇人君）

今、議員の御質問の点につきましては、今のところ実質的な交流はあっておりません。

以上です。

15番（緒方寿光君）

これは私の考えなんですけれども、やはり姉妹都市提携を中途半端にしたままではなくて、やはり先方に対してもアプローチしながら、本気で交流する腹づもりがなければと申したら先方に失礼かもしれませんけれども、形だけ残しておっても私はどうなのかなと思います。やはり今のこの時期において、姉妹都市提携を結ばれたということであれば、先方も掘割が物すごく美しく、運河も物すごくきれいだということも聞いておりますので、柳川でも今、「柳川掘割物語」の映画をどんどん見ていただけたりしているものですから、やはりお互いの共通項目で掘割の再生に向けての取り組みをお互いに連携してやっていくなど、そういう本腰を入れた交流をすべきではないかと私は考えておりますが、この点について何か見解がありましたら教えていただきたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

今後の姉妹都市との交流ということになるかと思えますけれども、先ほどもお答えいたしましたとおり、ブレードルウィーデ市との交流は本市からの訪問や手紙のやりとりなどございましたが、平成13年に合併をいたしましてステーンヴェイケルランド市となつてからはお互いの交流がほとんどなくなっております。そのため、ステーンヴェイケルランド市長に宛てまして、姉妹都市の関係継続の意思確認の文書を平成18年に送っておりますけれども、回答がなかったため、在オランダ日本大使館経由で交流の意思がなければ解消はやむを得ないという本市の考え方を伝えてもらっております。それに対しまして、ステーンヴェイケルランド市より姉妹都市解消に関する書簡を送付するとの回答が大使館経由でありましたけれども、いまだに書簡は送られてきていないという状況です。

以上です。

15番（緒方寿光君）

状況はわかりました。ありがとうございました。

その状況を今後柳川市としてどうするのか、やはりここは結論を出していいのではないかと。45年も経過しておりますので、実のある交流をすべきではないかというふうな考えを持っているわけなんです。市長の今後の方針だとか見解とか、今現在の姉妹都市提携についての見解とか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

オランダのブレードルウィーデ市が合併をされて新市になっているということで、いろんな形の書類等についても送っても音沙汰なしということになっているというふうにお聞きし

ております。当時の柳川市長の古賀市長がヨーロッパに行かれて押印もされて調印されたというふうに思っておりますけれども、そのまちとの関係はきちんと整理をしたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

今後は日本語ツーリズムの関係でもありますし、台湾の関係、また、先般おいでになりました柳川高校附属中学校のあるナコンシータマラート副市長がぜひおいでいただきたいということでございますので、来年3月にはぜひ市長においでいただきたいと言ってございますので、都合がつけば市議会の議長と一緒に向こうのほうに訪問して、いろんな交流を深めていき、私はどちらかという、最初に姉妹都市提携よりも、ずっと熟した段階でしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っておりますので、そういうことを含めて、これから先の東南アジアに向けた取り組みも交流を深めていきたいというふうに考えています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

市長からお話がありましたように、まず、やはり今現在の姉妹都市提携のプレーデルウィーデ市との整理をつけるということが第一義だと考えております。そして、解消ということになれば、先ほど市長からも話がありましたように、台湾ですね、昨年には市長みずから台湾、台北に行かれて、やさしい日本語の講演会のプレゼンテーションですか、そこまでされているわけでございますし、先方の日本語教育の学校関係者の方々も多く来られていたと。そして、今現在は外国人観光客15万人のうちに8万人、台湾からお越しいただいているということでもございます。そして、佐賀空港からプログラムチャーター便は台湾に出ているわけなんです、7月末には本格的なチャーター便が飛ぶことになりますので、やはりここも地の利は物すごくできたのではないかという感がしております。ここも一つ、提案としまして、今後、姉妹都市の提携に向けての一つの相手先ではないかと考えておるところでございます。

そしてもう一つは、先ほど市長からもお話がありましたように、柳川高校の附属中学校がタイ南部のナコンシータマラートにあるわけでございます。先日、お聞きしましたところ、校長先生初め、留学生の方々が市においでになったと。柳川市全体でグローバル教育ですか、グローバルな学園構想を目指しているんだと、応援をしてくださいというような要請にも来られて、市長みずからも市役所挙げて応援をしていくという御答弁もされているようでございます。そして、教育長におかれまして、やはり子供たちがグローバルになっていくいい機会ではないかというお話もしていただいているわけでございますので、この人材の交流を本格的にやるということであれば、これは私の考えなんですけれども、やはり姉妹都市の提携ぐらいは考えていかないと、本格的な行政、市民、企業の交流を進める上では、この姉妹都市の提携というのは非常に基盤になるわけでございますので、行政の後押しがあれば今以

上に人的な交流もできていくし、グローバルな人材も今以上に育っていく可能性は高いのではないかと考えておりますが、最後になりますけれども、もし何か教育長のお考えがありましたら、特に、人材の育成を含めまして、青少年の交流等々を含めて、この柳川高校のグローバル学園構想、この件を含めまして結構でございますので、見解と考え方を聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長（沖 毅君）

私からは、柳川高校が推進されておりますグローバル学園構想に関しまして、市内の小・中学校児童・生徒のグローバル化という視点からお答えをさせていただきたいと思います。

国際化が進んだ現在の社会の中、子供たちが国際感覚を身につけるためには、感受性が強い小・中学校の段階で日本以外の文化に触れることが大変大切だというふうに思っております。そういった面からも、柳川高校で学ばれる多くの留学生と柳川の子供たちが触れ合うことができるなら、柳川の子供たちにとってかけがえのないものになってくるというふうに思います。

柳川高校では現在、国際科を中心に、校内で他の学科との交流を図る取り組みを進めておられるということでお聞きしております。柳川市教育委員会としましても、柳川高校と連携し、小・中学生がグローバルな視点を育む取り組みを進めていきたいというふうに考えております。留学生との交流を検討していきたいというふうに思います。

具体的な検討はこれからですが、校長会と協議の上、来年度からでも交流ができるように、積極的に取り組んでいこうというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

先ほど教育長が言われましたように、今後も本格的に青少年の人的交流が積極的に幅広く行われることを祈念して、そして、この柳川市からそういうグローバルな人材がどんどん世界に羽ばたいていくというぐらいの構想をもって大いに施策に向かっていただきたいと思います、そう思っております。

残り8分なんです、これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。佐々木創主でございます。昨日発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によって亡くなられた方、被災された方、心から御冥福とお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

きょうは空調が壊れております。先輩議員から汗をかかないように熱くなるなというアドバイスもいただきましたので、できるだけクールに質問をさせていただきたいと思っております。

ことしは平成30年であります。平成の世となって30年目の年となるわけですが、明治維新から数えると150年という節目の年であります。そして、来年4月30日をもって今上陛下が位を譲られ、5月1日に現在の皇太子殿下が天皇陛下に即位され、平成の世が終わり、新たな元号の時代が始まるわけであります。まさに時代は節目に差しかかっております。

この30年の間に私たちの生活を取り巻く環境は大きくさま変わりをしました。スマートフォン、パソコンによってボタン一つで世界中の情報を瞬時に知ることができるようになり、買い物ができ、知人、友人のみならず、世界中の人たちとつながることができるようになりました。そして、自動車の自動ブレーキ、自動運転、人工知能、AI、ロボット、30年前と比べると隔世の感があります。そして、国と国との垣根が取り払われ、人と物がより自由に行き来できるようになってきました。私たちの暮らしに必要な衣類、日用品、食品と、あらゆるものが国際色豊かになってきました。そのかわり、国内産業はあらゆる分野で厳しい国際競争にさらされ、その結果、淘汰されていくもの、経営の合理化、技術革新で乗り切っていくもの、変革が余儀なくされてきています。

その中で、1次産業、農林漁業を取り巻く環境も激変しております。1993年のガット・ウルグアイ・ラウンドの合意以降、外国からの米の輸入が始まり、安い外国産米がスーパーマーケットで見られるようになりました。米以外にも肉、野菜、果物、魚介類、国際色豊かになっています。しかし、食品の偽装事件、農薬漬けの野菜、遺伝子組み換え作物、私たちにとって最も重要な食料の安心・安全が注目されるようになりました。その結果、国内産が見直されるようになり、さらに、地産地消、オーガニックといった言葉がもてはやされるようにもなっています。日本の農産物、食品はその安全性と品質の高さから、国際的な評価も高まり、重要な輸出品ともなっています。

そこで、本日はグローバル社会における柳川農業と食の安全・安心というテーマで質問させていただきます。

言うまでもなく、農業は柳川市の基幹産業であります。まず初めに、その柳川市における農産物の種類、生産量、売上高についてお尋ねをいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

柳川で生産されている農産物、生産量、売上高についてお答えいたします。

まず、柳川で生産されております農産物につきましては、米、麦、大豆、ナス、イチゴ、トマト、アスパラ、ニラ、レタス、オクラ、実エンドウ、ソラマメ、トウモロコシ、菜花、ブロッコリー、ヒシ、ブドウ、イチジク、花卉、それと牛肉などがあります。

その生産量、また、売上高ですけれども、28年度のＪＡ柳川の販売実績資料で申し上げますと、米が生産量5,500トン、売上高1,072,000千円、麦が生産量約9,500トン、売上高480,900千円、大豆が生産量2,600トン、売上高456,000千円となっております。

続きまして、野菜の主なものにつきまして、平成28年度のＪＡ柳川園芸部会のデータで申し上げますと、ナスが生産量2,763トン、売上高1,090,790千円、イチゴが生産量592トン、売上高825,590千円、トマトが生産量942トン、売上高268,410千円、アスパラガスが生産量218トン、売上高237,100千円となっております。また、オクラが生産量202トン、売上高138,690千円となっております。

米、麦、大豆、野菜、果実、花卉、畜産、全ての柳川の農産物の売上高といたしまして4,878,130千円となっておりますのでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

やはり売上高でいえば、米、麦、野菜類でトップがナスの10億円、そしてイチゴですね。ふるさと納税も非常に好調ということでございますが、先ほど来、昨日も、そういう中で、平成17年度最高の売上高、それにいかに近づけて活性化していくのか、新しい作物の開発等々、いろいろ議論をしていただいておりますが、先ほど壇上で申し上げたように、最近、日本の農産物、非常に国際的な評価が高いと、じゃんじゃん売り込もうと。ブランドになっておると。

柳川の農産物で輸出されておるものはありますか。

産業経済部長（成清博茂君）

柳川の農産物で海外へ輸出されている品目ということでございますけれども、イチゴと、また、その加工品でありますアマネロが九州農産物通商株式会社を通じまして、シンガポールとか香港とかに輸出をされているとお聞きをしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

みやま市にある、ある民間企業が冷凍ナス、あと、たこ焼きですか、ベトナムに工場をつくられて、非常に好調だという話も聞いております。これは民間企業が独自にやっておられて、非常に大きな工場をベトナムにつくられておるといことなんですが、先ほど御答弁いただいた柳川の農産物、米、麦、大豆、それと野菜、花卉類、それを生産いただくのは専業

農家、それと、集落営農組織なわけでございますが、専業農家の数、それと、その方々の主な生産物、売上高 売上高といいますか、大体専業農家で1件当たり、米、麦、大豆とイチゴとか野菜をつくってあると思います。平均的に年間どれくらい売り上げを上げておられるのか、教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

専業農家の数ですけれども、平成27年農業センサスによりますと286戸となっております。生産物につきましては、米、麦、大豆の土地利用型、また、施設園芸のみの方、また、土地利用型と施設園芸を組み合わせで取り組んでいる方がいらっしゃいます。

ただ、専業農家の1戸当たりの収入等はなかなかわからないんですけれども、それぞれの農業のパターンで収入を申し上げたいと思いますけれども、土地利用型で米、麦、大豆のみの生産において、米を8ヘクタール、麦を15ヘクタール、大豆を7ヘクタール作付した場合、交付金等を含めまして総収入が約20,000千円となっておりますところでございます。

また、土地利用型と施設園芸の複合型で、例えば、アスパラガスを30アール、米2ヘクタール、麦2ヘクタール、大豆1.6ヘクタールを作付した場合に、交付金も含めて約13,000千円程度の収入がでございます。

また、施設園芸としてイチゴだけを25アール、2反5畝を作付した場合、総収入額は約12,600千円の収入が見込まれるところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それでは、今度、兼業農家の集合体である集落営農の数と主な生産物、それと売り上げ、1軒当たりとかはわかりませんね。結構です。お願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

現在、集落営農組織の数としては33組織でございます。そのうち24組織が法人化をされてい

ると。
耕作面積については、およそ2,488ヘクタールということになって、生産物につきましては、基本的に米、麦、大豆ということでございます。

1戸当たりの集落営農の収入については、ちょっと今のところつかんでおりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いずれにしても、米、麦、大豆、それと、野菜、果物類はどちらかという専業農家が中心といいますか、そういう形になっておるようでございますが、成清部長の御先祖は明治干拓を開かれて、大家族、私、昔の白黒テレビで、一家が何十人、じいちゃん、父ちゃん、子供、食事をされている風景を見たこともございますし、非常に有名な方でございますが、聞

いたところによると、ただ、米だけ、麦だけではなくて、子供それぞれにつくる作物、例えば、おまえは野菜の何をつくりなさいと、おまえはミツバチをきなさいとか、いろいろ分業体制、多品目栽培をやっておったというふうに先日お聞きをいたしました。まさしくある意味、私はそれが集落営農。集落営農の中で米、麦、大豆に偏るのではなくて、遊休地であるとか人員、その辺を、やっぱり有効な土地利用と分業体制、多品目栽培、その経営的な感覚を持ってやっていく、それも一つの今後の集落営農のやり方ではないかなと。

専業農家の場合は家族経営、何人かは従業員を雇っていらっしゃると思いますけれども、やはり人的な限りがある。それに比べて、集落営農組織というのは相当な人数の方々が加盟をされて、マンパワーはあるわけですから、そういうことも今後の一つの方向じゃないかなと。私の生まれ育ちました両開、私が小学校に入るころは、ちょうどプリンスメロン、突然、あちこちのおっちゃん、おばちゃんたちがプリンスメロンの栽培を始められて、非常に好調だったと。あそこは潟土でありますから、塩分があり、現在のブドウではありませんが、やはり土壤に合った作物、あそこはフルーツランドみたいなことも考えながらやっていく。あるやめられた三橋の先輩議員が、三橋の東部は非常に砂が多い、水もいいと。米は下のほうと比べ物にならんばんというようなことも聞いたこともございます。そういった意味で、土地に合った作物を選定しながら、それも経営感覚を持ってやっていくということも私は重要じゃないかなというふうに思うわけであります。

そこで、まず中心は米、麦、大豆ということでございますが、その作付される品種、どういふものがあるか、教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

柳川で生産されている米、麦、大豆の生産品目、品種ということでお答えいたします。

まずは米の品種ですけれども、元気つくし、ヒノヒカリ、夢つくし、ヒヨクモチでございます。それと、麦の品目につきましては、シロガネコムギ、それとミナミノカオリ、大豆の品目につきましては、フクユタカが生産をされております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その品種というものは、誰が開発して、誰が権限を持っているんですかね。誰でも使ってもいいんですかね。海外に持って行って栽培してもいいんですかね。ちょっとその辺の根本的なところを教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

これにつきましては、県のほうで開発をいたしております。種苗法におきまして、25年の期間が特許期間というか、専門的に使用できるようになっておりますので、その期間は許可がなければ使用できないというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうすると、今おっしゃっていただいた元気つくしだ、夢つくし、フクユタカ、福岡県が開発をして権利として持ってあって、福岡県内の農家、JAを通じてだと思いますが、集中的に県産米として、よくめし丸君とかいって、元気つくしのコマーシャルもやっておりますが、東京はあるかどうかわかりませんが、47都道府県それぞれが独自の品種を開発して、いろいろやっておられるという時代になったわけではありますが、じゃ、農家は、私の小さいころは米をつくっておりましたので、自分のところで種もみ、前年のやつをとっておいて、それを発芽させて、苗にして、代かきして植えると。今はどうなっておるんですか。

産業経済部長（成清博茂君）

種子の調達につきましては、今は全量更新ということになっておりますので、農家が前年度分を蓄えて種子に使うことはできないということはないんですけども、基本的にJA全農ふくれんのほうから全量更新ということで指導されて 指導というか、そういうことで種子の調達をやっているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

基本的には自家、育苗といいますかね、それだけの品質の保持というのか、精度を高めるという意味合いもあって、県からJAを通じて調達するということなんですが、もちろん先ほどの話じゃありませんが、国内産ですね。ましてや県内産と。そうすると、野菜等の種子、苗というのはどうやって調達しているんでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

野菜等につきましても、全農ふくれんを通じまして種子、苗の調達をやっているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

全農はわかるんですが、じゃ、全農が全ての種、苗を開発して持っているということですか。全農はどこから調達しているんじゃないんですか。

産業経済部長（成清博茂君）

今、議員おっしゃいましたように、全農を通じて購入しているわけですけども、その種の調達先は、ほかの種子会社等もあるというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

私が知る範囲内では、例えば、あまおうはまさしく県のブランド、県の農業試験場かどこかわかりませんが、開発して、栃木のとちおとめですか、何か東のとちおとめ対、西のあまおうというようなテレビもあっておりましたが、とにかくそういう開発もしてある。

ただ、私が聞くところによると、日本の種、苗の流通量の8割は外国から来ておるといふに聞いたことがございます。確かな数字かどうかわかりませんが、野菜とか花卉、この辺については世界的な巨大企業が存在し、やはりスケールメリットではありませんが、そのシェアをだんだん拡大していっているということでございますが、じゃ、海外というと、やっぱり安全面、安心面が非常に気になるんですよね。よく遺伝子組み換え食品とか、本当に大丈夫かと。米、麦、大豆、そして、野菜、花卉類、遺伝子組み換えの種というのはあるんでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

遺伝子組み換えの国内での流通はございません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

断言されたんですが、ただ、人間が、私たち人が直接口にする米であったり、大豆であったり、野菜であったり、そういうものには遺伝子組み換え食品は法律上、流通できないはずだと思うんですが、飼料用であるとか、油の原料の大豆とか、菜種とか、カンショ類とか、そういったものは栽培しているんじゃないですか。

産業経済部長（成清博茂君）

国内での遺伝子組み換えの農産物は栽培していない。ただし、海外からの輸入によって大豆、トウモロコシ、菜種、綿花等は、基準に合致したものについては遺伝子組み換えの分も輸入がされておるといことです。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

私が聞いた範囲内じゃ国内でもつくっていると聞いたんですが、それはちょっと不確かな情報ですから、きょうのところは部長の答弁を優先させていただきたいと思いますが、特に、先ほど冒頭言ったように、農薬、食品偽装、産地を偽装するとか、いろんな事件が起こって、本当に大丈夫かと。消費者の目も非常に厳しくなりますし、超大手スーパーが中国産米を日本米というようなことも聞いたことがありますし、その辺のところの安心・安全をいかに確保するのかということが重要なんですが、先ほど地産地消という話をしたんですが、じゃ、柳川で栽培される農産物の地産地消の取り組みを教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

農産物の地産地消の取り組みということでございます。

J A 柳川農産物販売所がありますふれ愛の里、また、A コープのにじの里で直売等を行っておりますし、また、学校給食でも柳川産米のヒノヒカリを提供させていただいております。また、オクラ等の収穫体験、昨年から両開のほうで地元のむつごろう会が巨峰の観光農園等を実施しておりますし、収穫体験、または直売を行っていただいで、好評だということでご

ざいます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

昨日、遊休地を市民農園等々に活用もしたらいいんじゃないかという話もありましたが、私も農業者じゃありませんが、両開の橋本でジャガイモをつくっております。とにかく両開のジャガイモはうまか。しかし、その両開の中でも旧堤防の南側ですね、橋本のやつは特にうまいということで、いろんな方と一緒にジャガイモをつくっております。確かにうまいと思いますし、人にあげると喜ばれます。そういった意味で、なかなか難しい部分はあると思いますけれども、やっぱり我々市民の健康、そして、昔の言葉に八里四方に病なしと、東西南北八里、32キロ以内の水ととれるもんを食うとけば病気にならんというような先人の言葉もありますので、その辺のところの推進をぜひともお願いしたいと思います。

それで、安全面の話に戻りまして、残留農薬等々、いろんなやつがあります。ただし、現在は科学技術が相当進んでおりますし、国際競争にさらされる農業、その中でいかにローコストで安定的に低廉な価格で供給するか。農薬抜きでの営農というのは考えられない。これは家庭菜園でもそうですね。

しかし、一つ気になる農薬があるんですが、ネオニコチノイドという農薬が話題になって、それで、柳川ではこの農薬の使用はされているのでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

ネオニコチノイド系の農薬の使用ということでございますけれども、農薬については、農作物の病気、害虫、雑草から守る目的で使用され、品質のよい農産物の安定供給に欠かせないものでございます。使用できる農薬は農林水産省が登録をして、その登録された農薬のみが使用されます。

現在、ネオニコチノイド系農薬につきましては、米、麦、大豆のカメムシなどの病害虫防除の目的でスタークル、また、アドマイヤーなどの農薬を使用法遵守の上、使用しております。また、野菜についても病害虫防除の目的で同様に使用してあるとお聞きをいたしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その基準に沿ってということなんですが、例えば、健康とか生態系への影響はないということ考えていいのでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

農薬の影響についてでございますけれども、使用量、また回数、時期などの使用方法を間違えますと、やはり環境への影響を及ぼす可能性があるというふうに思います。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、品質の高い農産物を安定的に生産するためには必要

だと思われまので、法令、使用方法を遵守いたしまして、周りの環境に影響のないよう配慮して使用していただくようお願いしているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ネオニコチノイド、ちょっと調べてみたら、既存の農薬と違い、神経系統に働きかけて、したがって、効用期間が長いと。ということは、農薬を振る回数が少なくて済む。農家の皆さんの手間も少なくて済む。しかし、ミカン園とか、そういうところで養蜂家が何十という養蜂箱を据えておいたら、これを振ってミツバチが全ていなくなったと。その因果関係は科学的に立証されておりませんので、わかりませんが、ただ、使用方法、使用量といえますかね、その辺に問題があったんじゃないかなという指摘もございました。知ってのとおり、受粉の媒介動物のミツバチがいなくなれば、地球上のいろんな草花、果物、花卉類、そういったものが受粉もできない。実もつけない。実をつける野菜の大体32%がミツバチの媒介と。世界の植物、栽培されておるものの90%が受粉の媒介によって効果を得られておると言われておりますので、その辺のところを指摘もあっておりますので、安定的にしっかり営農していただくためにも、その辺の適正な使用をぜひ御指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、最近、非常に話題になっておって、私、全然知らなかったんですが、昨年4月ですか、種子法という法律が廃止されたと。やたらといろんな関係の書類等々に出てくるようになって、話題というか、ただ、マスコミは全然報じないんですが、この種子法という法律、どういう法律なのか、答弁をお願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

種子法について御説明させていただきます。

主要農作物種子法、通称種子法は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他の措置を行うことを目的として昭和27年に制定されております。米や大豆、麦といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律でございます。都道府県による普及すべき優良品種の選定、その原原種及び原種、一般種子の生産と安定供給に都道府県が責任を持つことが定められている法律でございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

昨年廃止されて、この4月から施行されておると。それで、いろいろ騒ぐ向きもあるんですが、この廃止されたことによる影響、農家、消費者、それと安全面、どういったものが考えられるでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

種子法の廃止による影響についてでございますけれども、現在のところ福岡県においては

主要農作物種子法廃止後も引き続き優良品種の安定供給に取り組むことになっております。しかし、仮に種子を公的に守る政策が放棄されるとなると、主要農作物の種子の安定生産、安定供給に支障が出るのではないかと、また、一部企業による種子開発や品種の独占、稲などの種子が多国籍企業に独占される、多国籍企業に日本の食料を支配されることにつながり、これらの企業の世界食料支配戦略に加担することになる、また、食料主権が脅かされかねない、地域の種子の品質向上や安定供給のシステムが崩れかねない、種子の価格上昇、公的資金の支えによる品種育成がなくなれば、現在300種ある各地の米が消えるおそれもある、また、民間による種子の私物化が進むのではという懸念を訴える意見もあるとお聞きしております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

そうですね、いろいろ懸念する声があって、やっぱり一番は、この種子法があって、法律の裏づけがあるからこそ、先ほどの元気つくし、夢つくし、コシヒカリ、全国の品種、これは私たちの税金から種子開発に費用が投入されておるんですよね。だから、法律がなくなると、我々の税金を投入しなくなるんじゃないかと。そうすると、その分のコストが種にはね返って、それが結局、消費者、我々の買う米の価格にはね返るんじゃないかということで、全国の都道府県、農業団体が非常に心配をしておると。何でこんな法律を廃止してくれたんだという声が全国各地から上がっておると。革新ではなくて、保守系の団体から上がっておるという話を聞いたんですが、そうすると、民間が参入すると。民間がいろんな種子を開発する。そうすると、現在、例えば、柳川の農家、県内の農家、ことしは何をつくると。夢つくしをつくるとか、元気つくしとか、ヒノヒカリとか、コシヒカリとか、いろいろありますが、これは誰が決めるんですかね。県全体で決めるんですか、柳川だけで決めるんですかね。決定権者は誰なんですかね。

産業経済部長（成清博茂君）

基本的には農家だというふうに思いますけれども、やはりJA柳川のカントリーエレベーターの利用等もありますので、やはりJA柳川と生産者と何をつくるかというのは協議していかれると思いますけれども、やはりこれまで県のほうで開発をしてきた分につきましても、JA柳川なり生産者の中で協議しながら、県産米をどのようにつくっていくのかという協議を行っております。

種子法が廃止になった影響でどうのこうのというのは、なかなか今の現時点では言えないんですけれども、県のほうにおいては、しっかり安定供給をするということを知事も申し上げられておりますので、それをしっかり守っていただき、国のほうにも要請をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

わかりました。当然そうあるべきだと思いますし、ただ、集団があると、中にはへそ曲がりというか、やっぱり全員がなかなか同じ方向に行かない。どんな組織でもそうなんです、じゃ、例えば、ある農家が、いや、俺は夢つくし、元気つくしはつくらんと。あるA社が開発した種がほんによかと、俺はそればつくりたいと、それは可能なんですかね。

産業経済部長（成清博茂君）

可能かといいますと、できないことはないというふうに思っております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

現在でも壽限無か何かという酒米をつくって、それを地産地消じゃないんですが、お酒にして、壽限無という名前だったか、ちょっと忘れましたが、そういうブランドのお酒を販売しておるといふに聞いておりますので、当然、農家が違う品種を、福岡県が奨励している品種以外のものをつくりたいといった場合は、できるということなんでしょうね。

そういう法律が施行されたと。民間参入を促すと。ただ、民間参入といいながら、この種子法が存在しておった昨年以前、民間は相当参入しているんですね。キリンビールだ、三井化学、住友化学、三菱化学、日本たばこ産業、ほとんどが撤退してしまった。なぜか。これは公的資金を投入している各県が開発した米。しかし、種子の開発には莫大な資金が必要と。公的資金が投入されている各県の開発品種、結局、種子の価格面で全くかなわんということで撤退していったと。ただ、先ほど申し上げたように、心配する声が上がっておるように、この根拠法がなくなると、公的資金の投入がなくなるんじゃないかと。だって、民間の参入を促して、国家戦略、戦略物資にこの米、麦、大豆の種をしていくんだという政府の方針なんですね。そうすると、民間参入、そんなら価格面しかないわけですから、本当に大丈夫かと心配する向きがあって、いろんな関係者から声が今ごろになって相当上がってくるようになったわけでございます。

そしてもう一点、民間が参入して、都道府県レベルと民間が同じ土壌に立つと。そうすると、やはり経営感覚を持った民間企業ですから、効率でありますとかコスト面とか、そういったものに非常に優秀ですから、そうすると、民間のほうにだんだんシフトしていくんじゃないか。そうすると、民間が主流になってしまうと、やっぱり倫理観というか、安全面よりも、そういうコスト面が優先されていって、安全面がないがしろにされるんじゃないかと危惧する声も当然出てきておるわけでございます。

その中で、私が一番気にするのは、国内産業、国内の企業ならいいんですが、外資系ですね。ホームセンターに行くと、ラウンドアップを売っております。私も使ったことがあります。このラウンドアップを製造しておるモンサント社というアメリカの企業、ここは遺伝子組み換えの世界の流通の90%をつくる種子会社で、ラウンドアップをかけても枯れない大

豆の種で、だつと飛行機でまいて、だつとラウンドアップをかけて、雑草は生えんけれども、その種だけが芽が出てきて収穫できる、そんな企業ですね。とんでもない企業。そういう外資系が入ってきたときに、しっかり法律に縛られて、倫理観のある国内種苗メーカーでさえ淘汰されてしまうんじゃないかと。このモンサント社は既にラウンドアップをかけても枯れない稲を開発しておると言われております。インドの綿産業が、これではたがたになった。そういう企業が来るかもしれない。別に不安をあおるわけじゃないんですが、やはり先人がしっかり品種改良を重ねながら、そして、我々の税金が投入されて守られてきて、品種を開発されてきた、この日本の固有種が守れるのかと、これは非常に私も危惧を覚えますし、心配します。

そういった意味で、これは国の法律の問題ですが、ただ、我々国民一人一人の消費、価格、それと安全面に関係する話でありますから、だから、全国の地方でも話題になっておる。

市長、今議会の初日に行政報告で九州市長会、福岡県市長会が開催されたと。参加もされた。これは話題になりませんでしたか。

市長（金子健次君）

私の記憶ではないようですが、ちょっと定かではありません。

10番（佐々木創主君）

話題にならなかったと。マスコミも報道しませんしね、ほとんど知りませんでした。私はあるきっかけで、最近、この話を知ったんですが、この種子法が廃止されたのが昨年4月、あの森友問題、がっちゃん、あ、あの混乱の中で通っておるとですよね。施行がことし4月。いまだに森友、加計、責任問題、何ばしよつとかと。本当ですね、しっかりした審議、国民のためになるのか、本当に十分な議論を尽くしたのかと言いたくなるんですが、これに賛成した与党議員でさえ、最近、後悔をしておると。ちょっと新たな法律でもつくらんといかんというような動きもあるというふうに聞いております。

この1年間の中で、消費者、特に全国の都道府県、いろんな農業団体がいろんな活動をされて、声を上げられております。そして、全国の市町村議会からこの影響を懸念して、国に意見書を提出する動きも広がっております。柳川市議会においても、ぜひこういう問題をしっかり吟味し、議論していくのも議員一人一人の責任ではないかなというふうに私は痛感したわけでございます。ぜひ議長におかれましては、よかったですらお取り計らいをお願いしまして、質問を終わります。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党、熊井三千代でございます。冒頭ではございますが、昨日発生いたしました大阪府北部地震において被災されました皆様への御冥福とお見舞いを申し上げます。

また、本市においては、通学路の安全点検をいま一度実施していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

本日は3項目についてお尋ねいたします。1回目の質問は壇上から行い、2回目からは自席より行いますので、よろしく願いいたします。

では、1つ目の質問に入らせていただきます。高齢者のフレイル対策の推進についてでございます。

現在の日本は、少子・高齢化がますます進む国です。戦後のベビーブーム世代と言われる団塊の世代は、2015年に65歳以上となり、2025年には75歳以上の後期高齢者に達します。また、平均寿命が延びたことで高齢者像や家族像も大きく変化し、今後、高齢者は健康な体を維持し、日常生活を自分の力で遂行し続けることが求められています。

2013年に閣議決定された日本再興戦略という成長戦略では、今後、特に力を入れていくテーマの一つとして、国民の健康寿命の延伸が挙げられています。そこには政府が考える社会像として、2030年の日本社会のあるべき姿は、健康寿命が推進された社会、いわゆる健康寿命社会の具体的な社会像が示されています。

我が国の高齢者はこれまでも、若い者の迷惑にならないように、若い者にはできるだけ世話をかけないようにという言葉が聞かれることがありました。しかし、少子化によって頼りにしていた若い者が少なくなり、これからの世代は本当の意味で若い者の世話になることが困難になると考えられています。これからの高齢者は健康寿命をできるだけ延ばし、何らかの社会的な役割を担い続け、いつまでも元気に過ごしていくことが、明るい長寿社会の一助となると考えられています。

では、健康寿命を延伸するためには何が必要であるか、最近、耳にするようになりましたフレイル予防だと言われております。フレイルを日本語に訳すと、虚弱や老衰、脆弱などになります。フレイルとは、加齢とともに心身の機能が低下して虚弱になり、要介護になる可能性が高い状態のことで、健康と要介護状態の間を指す言葉です。

フレイルになると食欲が低下したり、痩せてきたり、外出がおっくうになります。フレイ

ルには体の虚弱を指すフィジカル・フレイル、心や認知の虚弱を指すメンタル/コグニティブ・フレイル、そして、閉じこもりや孤食など社会性の虚弱を示すソーシャル・フレイルの3つがあります。これらを予防するには、栄養、運動、社会参加が大切とされており。

ここで注目したいのが、フレイルの前段階のプレフレイルやフレイル状態の段階にある高齢者であっても、日常生活の工夫に取り組むことでフレイルの進行をおくらせたり、健康な状態に戻ることができる点です。

本市においても、健康寿命延伸の取り組みとして、フレイル予防の推進が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問は、これで終わらせていただきます。

福祉課長（平田敬介君）

熊井議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、最近、フレイルという言葉が新聞やテレビ、雑誌などでよく見かけるようになりました。

ことし3月に開催されました柳川市健康づくり推進協議会でも、協議会の副会長である川口内科の川口先生がフレイルについての話をされました。熊井議員もおっしゃったとおり、フレイルはただの虚弱という意味だけでなく、3つの概念が込められているということでした。

1つ目は、健康と介護が必要な状態の中間の時期、状態にあるということ、それから2つ目は、最後に大事なところとおっしゃいましたが、頑張ればいろんな機能を取り戻せる可能性がある状態であるということ、3つ目は、多面的であるということ。その多面的な中には、フレイルには筋力低下などの身体的フレイル、これは先ほどもおっしゃいましたが、それが一つ身体的なフレイル、それと、社会的交流が減り、閉じこもりや孤食といった社会的フレイル、それから、認知機能の低下や抑うつ状態などの精神・心理的フレイルの3つがあると言われています。そして、その予防には運動、栄養、社会参加、この3つが重要であるというふうに話をされました。

現在、本市では介護予防事業として、65歳以上の高齢者で運動機能や口腔機能の向上、栄養改善が必要な方を対象に、元気クラブや元気が出る学校という事業名で介護予防に取り組んでいるところです。

参加者には日帰りで、音楽体操やストレッチ、認知機能訓練、口腔体操、食事、歯磨き、買い物といった流れのプログラムに参加してもらい、楽しみながら心身機能の維持向上に取り組んでもらっています。

参加対象は、基本チェックリストという25項目から成る質問票に答えていただいて、生活機能の低下が見られた方です。いわゆるフレイルに当たる方がほとんどで、プログラムも運動、栄養、社会参加を含んだメニューとなっています。今現在、フレイルという言葉は使っ

ていませんが、事業としては、まさにフレイル対策を行っているところであります。

フレイル対策を推進することは介護予防そのものですので、重要な取り組みの一つだと考えているところです。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今、介護予防として行っている事業の中に、フレイルという言葉は使っていないけれども、フレイル予防になるような項目のサービスを行っていますよという御答弁だったかと思うんですけれども、まず、市民の方がこのフレイルという言葉が聞かれたことがなかったり、理解できる方が少ないと思いますので、このフレイル、フレイル予防について理解していただけるように工夫したフレイルの啓発をまずはしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

先ほどの川口先生の話の続きですが、先生はそのときに、フレイルという言葉を使うことで、その意味や概念が広まるので、片仮名語ではあるけれども、フレイルという言葉を使って広めることが重要だということも話されました。

これを聞いたときに、今、メタボリックシンドローム、いわゆるメタボという言葉が思い浮かべました。メタボは内臓脂肪蓄積と高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わさることによって心臓病や脳卒中などの病気を招きやすい病態のことですが、今では多くの方にメタボという言葉が広まり、メタボイコール腹回りや血圧や血糖に気をつけようという意識づけになっているなというふうに思ったところです。

市の介護予防におきましても、現在、そういうフレイルという言葉を使っていませんが、フレイルという概念やフレイルに対する正しい知識を持って取り組むことが、参加する人にとっても、対策を行う側にとっても重要だというふうに思います。

厚生労働省も今年度からフレイル対策事業を本格始動する情報もあるようですので、普及啓発について検討していきたいと考えているところです。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり啓発のほうをお願いしたいと思います。

課長がフレイルについて前段階として、失礼ですけれども、しっかりお勉強して下さっていたので、わかっていただくので質問がしやすいし、前に進みやすいなというふうに感じました。

今、厚労省でもこのフレイル事業を進めていくであろうというふうな言葉を聞いたんですけれども、先進地ではフレイルにならないように早目に弱っている状態に気づき、生活を直すきっかけづくりするためにフレイルチェックを実施したり、また、このフレイルチェッ

クと予防講座を組み合わせ、フレイル予防教室が実施されているところもあります。

先ほど予防事業の中に内容は含まれていますよと言ってありましたけれども、このフレイル予防教室というふうにきっちり名前を表に出した教室、講座を開かれたほうが受け入れやすいし、取り組みやすいと思います。

また、柳川市においても、こういう事業はしっかりとこれから進めていかれると思います。こういうフレイル予防教室、いつぐらいからこういうふうなフレイルという言葉を表に出したサービスをしていただけるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

先ほど来、現在の介護予防事業にフレイル対策、まさにフレイル対策と言いましたが、その介護予防教室にもフレイルという言葉やフレイルチェックを取り入れていきたいと思っています。介護予防事業の委託業者がおりますので、その委託事業者とは早速協議に入りたいと考えているところです。

以上です。

7番（熊井三千代君）

協議に入ってくださいということですので、大体どれくらいをめどにと考えてあるのか。

福祉課長（平田敬介君）

いつになるかといえば、この場ではお約束できませんが、フレイル対策ということを前面に出す内容に切りかえて、そういう言葉を広める、啓発をする、参加者にもそういうフレイルの概念を取り入れてもらうというようなことには、今年度の途中からでも変えていきたいと思っています。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。こういう事業をしつこく、いつぐらいからですかとお尋ねしたんですけれども、やっぱり早目の実施をしていただきたいのですけれども、この事業をするためには、お手伝いをしてくださる人が重要になります。事業の開始に当たって、このチェックを行うときの測定支援や予防教室の運営支援のお手伝いをしてくれるサポーターが必要になりますので、まず、この事業をする前に、フレイル予防サポーター養成講座の開催を早い段階に行っていただきたいと思います。

また、この養成講座をすることによって、参加していただく方が正しい知識を身につけて、その身につけた方々が地域のリーダー役として、地域の方々への啓発をしていただけることが期待できると思いますので、この予防サポーターの養成講座を開始していただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

福祉課長（平田敬介君）

現在、柳川市では介護予防ポイント活動というのを推進しております。今後も健康な高齢

者の多くが支援する側になってほしいと考えておりますので、サポーター養成は欠かせないと思っております。

現在の介護予防サポーター養成講座というのを行ってありますが、講座の中では介護予防概論、低栄養、認知、口腔の4回、座学の研修を行っています。それと別に8回の実技研修を行って、サポーターとして養成しているわけですが、その中にフレイルについての研修も取り入れてやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

7番(熊井三千代君)

ありがとうございました。いい試みだと思います。全然別々にすることじゃなくて、一緒にされたほうが内容も深まりますし、養成講座を受けられた方の知識も深まるし、広くなると思いますので、その方法はいい考えだと思いますので、これはいつぐらいから取り入れていただけますでしょうか。

福祉課長(平田敬介君)

今、講座の進み具合を私が現況を把握していないんですけども、先ほどの介護予防教室の事業者との関係もございますので、これも今年度中、早目にそういうふうにフレイルを取り込んだ研修にしていきたいというふうに考えています。方向性は一緒なので、よろしくお願いしておきます。

7番(熊井三千代君)

ありがとうございます。方向性は一緒のようですので、あとは実施時期がいつになるかが問題ですので、早目の実施をしていただけるようお願いしておきたいと思います。

フレイル予防の3つのポイントは、冒頭でも述べましたように栄養、運動、社会参加です。この3つは相互に影響し合っております。フレイルは対策次第で健康状態に戻れます。まずは生活習慣を見直し、フレイルのリスクを絶つ、2つ目に、フレイルの兆候を早く発見して、早期に対応する、3つ目として、フレイルと診断されたら重症化を防ぐことです。

このフレイル予防には周りのサポートが大切ですので、家族や知人にフレイルの兆候が出ていないか、チェックし合うのも予防効果が上がると思います。

それと、食というところに注目されて、食でフレイル予防として広く市民を対象に、調理実習を通してフレイル予防を学ぶ講座も開かれている地域があります。年を重ねると、若いころに比べ摂取したたんぱく質が筋肉になりにくいいため、60歳からは食べ方を変える必要があると呼びかけて、健康寿命を延ばすためには良質たんぱく質をとり、低栄養を防ぐことが大切だという講座を開かれている地域があります。広く地元の広報を通じて啓発しておりますので、その広報を見て知ったと言って参加される男性とか、高齢者の両親がいるので参加したと言われる方もおられるようです。健康寿命延伸やフレイルに関心を持つ市民が意外に多かったというふうに講座を企画した担当者から聞かれたことは、非常に興味深かった点で

ございます。

本市においても、高齢者はもちろんであります、広く市民を対象に、フレイル予防の推進に今後も取り組んでいただきますよう期待しておりますので、よろしく願いいたします。

1つ目の質問は、これで終わらせていただきます。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、食品ロス削減と生ごみ削減についてでございます。

以前にも食品ロス削減について質問させていただきました。また、ほかの議員さん方からも、これまでには食品ロス関連の質問があっているようです。食品ロスを減らすことは、本市の生ごみ削減につながることであり、環境面や家計面にとってもプラスになる取り組みであると思います。また、国や自治体も食品ロスの削減を広く呼びかけている取り組みでもありますし、SDGs、持続可能な開発目標達成を目指す観点から、再度質問をさせていただきます。

日本は食料自給率が40%と低く、多くの食べ物を輸入に頼っております。それなのに一方で、年間約1,700万トンもの食品が廃棄されております。その割合は、消費大国アメリカをしのいで世界1位です。

前回の答弁では、本市の食品ロスの現状は、平成27年度に焼却処理した約1万6,400トンの中の、食品ロス関連が14%の約2,300トンであるとお聞きいたしました。また、削減に向けた取り組みとして、家庭内の生ごみの削減化に関心を持ってもらう取り組みや、生徒さんたちがクリーンセンターでの訪問学習の際に、日本の食料事情や多くの食べ物が捨てられている現状を見てもらい、もったいないことについて説明していくということ、さらに広報紙での啓発や、あらゆる機会を通して食品ロス削減とごみ削減化について取り組んでいくとお聞きいたしております。

そこで、お尋ねいたします。

その後の本市の食品ロス関連の焼却量と新たな削減に向けた取り組みをお聞かせください。また今後、ごみ削減の目標を定めて、目標達成に向け取り組んでいくことに対してのお考えをお聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

食品ロスの量の把握は正確にはできませんが、廃棄物対策課で推測できる範囲でお答えいたします。

廃棄物対策課で平成29年度に焼却したごみの総量は、約1万6,000トンでした。廃棄物対策課では年4回ごみの種類を調査しており、厨芥類と言われる生ごみの量は約20%でした。ですから、約3,200トンが残飯や調理くずなどのほか、食品ロスと言われる食べ残しや賞味期限切れの食品と思われます。

これらの削減に向けた取り組みとしては、昨年度は食べ残しを減らす3010運動の啓発のため、市内飲食店35件ほどを回りまして、要請行動を行っております。また、ごみの分別や減量化の啓発活動を行う3R推進員を2名、平成28年度から雇用し、公民館などで出前講座をこれまで44回ほど開講いたしております。

ごみの減量に向けた取り組みについては、本市とみやま市共同で建設を進めております新ごみ焼却場の建設費等にも大きく影響を及ぼすことから、大変重要な課題だと認識しております。

そのため、本年5月に可燃ごみ減量を目指し、副市長をトップに庁内でプロジェクトチームを組織し、取り組んでいくことにしております。

具体的な事業は今後詰めていきますが、それぞれの所管する団体の総会等の際に出前講座を開かせてもらうことや、企画課ではごみ減量に向けた特集記事等を広報紙に掲載してもらうことなどのほか、生活環境課で購入補助をしている電動生ごみ処理機の普及PR、EMバケツ教室の開催、総務課では市民協働でのアイデア募集など、廃棄物対策課だけではできない事業にも全庁的に取り組もうと検討しているところです。

また、今年度は新たに民間企業と共同で、ごみの減量化に向け、3Rの推進や正しいごみの分別方法などを掲載した啓発冊子を保存版として作成し、11月に市内全戸、約2万5,000部を配布する予定にしております。

今後、こうした取り組みの成果を検証し、改善を行っていくことは必要だと思っておりますので、来年度10%の削減目標を掲げ、努力していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今、食品ロスに向けて、ごみ削減に向けて35店舗回りましたと、また、出前講座も44回行っております、いろいろな取り組みを計画しておりますし、これからもやっていきますということで、来年度は10%目標にしておりますというお答えをいただきました。

削減に向けての目標を掲げることは、やはりそれに向かっていろんな努力をすることになりますので、それと、いろんな工夫をした啓発をやっていくきっかけにもなりますので、目標を持つのはいいことであると思いますし、啓発活動をこれからも続けていっていただきたいと思っております。

食品ロス削減の啓発や意識向上を目指し作成されたと思われる柳川市クリーン連合会のチラシでございますが、大変よくできていると関心いたしております。しかし、余り見かけないのが残念だなというふうに思いました。もう少し有効活用していただいたほうがいいのかなど。例えば、そのチラシを大きく拡大してポスターにして、事業所や飲食店にお願いして掲示していただくとか、また反対に、小さく縮小してコースターとして活用して、個人個人

の目にとまりやすくして、食品ロスの削減の意識向上につながっていけばいいのになというふうに思いましたけれども、こういうのはいかがでございましょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

クリーン連合会のチラシは、この3010運動の啓発チラシのことだと思いますが、このチラシは廃棄物対策課がクリーン連合会にお願いして作成したものであります。チラシ5,000枚とポスター200枚を作成しております。

御提案のとおり、この同じデザインですけれども、拡大してポスターにもいたしております。

3010運動とは、宴会などで乾杯から30分間は自分の席で食事を楽しみ、お開きの前10分間は自席に戻り、提供されたごちそうを食べ切るという運動のことで、昨年、庁舎や各コミュニティセンターなど27施設、それと、市内飲食店35件にポスター掲示やチラシの配布をお願いしたところでございます。

コースターにしてはとの御提案ですが、私どもも検討いたしました。しかし、コースターは使い捨てでごみになる可能性がありますし、飲食店の配膳作業に一手間ふえることで負担になるのではと推察しました。それでチラシにした次第でございます。

余り見かけないとの御指摘ですが、ことしの2月に柳川市料飲組合での役員会に出向きまして、3010運動の趣旨を説明し、再度、組合員の各飲食店にポスター掲示とチラシを配布してもらおうようお願いいたしましたし、また、幹事さんからもこの運動の声かけを実践していただくようお願いしているところでございます。また、3月には市内旅館組合の総会でも、趣旨説明等御協力をお願いし、配布をいたしております。さらに、先週12日に開催された料飲組合の総会時にもお話をさせていただいたところでございます。

今後も食品ロス削減のため、3010運動が市民の皆様に盛り上がるように手段を講じていきたいと考えているところでございます。

議員の皆さんも、宴会等に出席されることは多々あると思いますので、その際はぜひ議員の皆さんから3010運動をお声かけいただいて、この運動の振興に御協力いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。そのとおりでございます。私たちもやはり声を上げていかなければいけないと思います。料飲組合の方にお聞きいたしました。総会にも来ていただきましたし、しっかり啓発活動もしていただいたということでした。

よく考えましたら、組合に入っていらないお店もありますので、そういうところでお見かけするのがないのかなというふうに思いましたので、今後は組合に入っていらないところも、時間があつたらしっかり回っていただいて、啓発活動をしていただき

たいと思います。

コースターやったら、お店の方のお片づけの邪魔になったりもしますので、テーブルの上にステッカーみたいに置くものにするとか、いろんなそういうふうなことを考えていただいて、広くみんなの目にとまるようにしていただきたいと思います。

先進地では食べ切り協力店制度を導入して、忘年会、新年会、歓送迎会シーズン、年2回、食べ切り強化月間と設置してあるところもあります。希望する協力店には「残さず食べよう」と書かれた紙ナプキンを無償で配布されたりもしてあります。また、外国人観光客の多い地域では、協力店で使用するステッカーに英語、韓国語、中国語などで食べ切りを呼びかける、世界共通語の「もったいない」を広く訴えてある地域もあります。

そこで、削減へのさらなる啓発として、市民に対して削減の工夫の一つとして、買い物前には在庫確認をして買い過ぎないこと、使い切り、食べ切り、水切りの3切り運動や3010運動をごみ削減の学習会や出前講座で呼びかけ続けていただくこと、また2つ目としては、残った食材、料理は別の料理に活用し、食べ切る工夫をしていただきたいと思います。

今、消費者庁は食材を無駄にしないレシピとして、ウェブサイトで料理レシピサイト「クックパッド」に掲載を開始してあることも紹介していただきたいと思います。

それと、3つ目は賞味期限、あとは消費期限の違いを理解していただくなど、情報を発信し、意識啓発に取り組んでいただきたいと思います。いろんな工夫をして啓発を続けていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

食品ロスの削減やごみ減量の実現には、市民一人一人が無駄をなくし、正しく分別し、資源として再生できるものをルールに沿って正しくごみ出しをしていただくしかないと考えており、そのためには熊井議員のお話のとおり、意識啓発しかありません。出前講座なども市民からの申し込みを待つのではなく、各種団体の総会等の際にはこちらからお願いし、少しの時間でもお話を聞いていただくよう、積極的に働きかけを行っていこうと考えております。

その際には、熊井議員から御提案いただいた料理レシピサイトの紹介や賞味期限と消費期限の違いなどをお話ししていきたいと思います。

また、広報紙で特集記事として掲載することやホームページでの情報発信など、ありとあらゆる機会を利用して啓発していきたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございました。以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。答弁を聞いていますと、俄然やる気になってこられたような答弁になってきましたので、期待しております。

先進地では飲食店と利用客双方の意識向上の取り組みとして、食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らすようと、外食で食べ残した料理を持ち帰るドギーバッグの有効活用

を市内の飲食店に呼びかけたり、周知するチラシを作成し、店舗に配布されたり、ホームページからダウンロードできるようになっております。

食品の持ち帰りについては、保健所と協力してバッグの使用ガイドを作成してあります。そこには持ち帰りできるもの、できないものは店側が決めて、希望するお客さんの自己責任として、十分に過熱した食品のみを提供することになっております。

ほかにも別の先進地では、自己責任表明カードを普及させ、トラブルが生じないように試みている自治体もあります。

外国では持ち帰りは普通一般に行われている行為でございます。まずは食べ切ることが最も大事なんですけども、食品ロス削減の有効な手段の一つとして、本市のドギーバッグ利用と普及についてのお考えをお聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

ドギーバッグというのはアメリカで使われているもので、外食で食べ残したものをペットの犬に食べさせるという建前で持ち帰る入れ物のことで、大抵は人が食べるために用いられているものだそうです。

本市でもこのドギーバッグが普及すれば、食べ残しの削減に有効でしょうが、やはり食中毒やその責任の所在などが懸念されます。ドギーバッグの有効活用を呼びかけている自治体では、飲食店への指導や利用者への注意喚起など、細かいルールを定めているようです。これは飲食店の御協力と御理解が大前提でありますので、本市としては、まず、食べ物を残さない、食べ切ってしまう3010運動を普及させたいと思います。その上でドギーバッグ等の手段も先進地の事例を参考にしながら、先ほどお話ししましたプロジェクトチームで調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

最後になりますけれども、フードドライブ、フードバンクの取り組みについての見解をお聞かせください。

第2期地域福祉計画には平成31年度より新規実施の計画であるように示されておりますけれども、いかがでございましょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

フードドライブ、フードバンクは、まだ食べられる食料品を有効活用する意味で、廃棄する人や事業者から、生活困窮者や子ども食堂などへ食料品を受け渡す仕組みのことですが、運営者にも有益で焼却するごみの削減にもつながることから、すばらしい取り組みだと思います。

しかし、フードバンクを運営するにはさまざまな課題があると思われま

品を確保し、それを適切に保存、管理し、必要な人や事業所を把握し、そこに届けるためには相当のノウハウとある程度の規模が必要ではないでしょうか。

このフードバンクについては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画に平成31年度からの新規事業として計画されております。確認したところ、県の外郭団体が集めた食料品を社会福祉協議会が生活困窮者に配給するということを検討していきたいということでありました。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

社協が県と連携して行うということでありますけれども、いずれは私たち柳川市としても、こういうふうな取り組みをしていき、福祉と連携する必要があると思います。非常に難しいことではありますけれども、先進地ではこういうふうな取り組みをするところに事業費の一部を助成する制度を創設している地域もあります。できないことはいっぱい並べられますけれども、一旦、どうやったらできるのかというふうなことを考えていただいてもいいかなと思いました。

今月18日は持続可能な食文化の日です。世界には8億1,500万人が飢餓に苦しんでいます。日本のような先進国には関係ないように思うかもしれませんが、日本でも子供たちの6人に1人が貧困に直面しております。食べ物や栄養を安定的にとれない子供もいます。多くの人が食べ物は捨てられたら終わりだと思われていると思いますけど、食品ロス、廃棄は食料生産のために使われた土地や水、またエネルギー、労力などを無駄にする上に、生産から廃棄までの全ての段階で温室効果ガスを発生させています。それが地球温暖化や気候変動につながっております。これからはもったいないだけでなく、地球温暖化、気候変動につながり、自分に返ってくるよと伝えていくのも重要ではないかと思っております。

国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。今後も食品ロス、ごみ削減への取り組みを持続していただきますよう期待しております。

最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、公用車へのドライブレコーダーの導入についてでございます。

ドライブレコーダーは御存じのとおり、運転中の走行データを記録するものです。近年、悪質な交通事故の事故原因の正確な把握や犯罪発生時の捜査にも役立っているなど、動く防犯カメラとして犯罪抑止効果が期待されております。また、職員の安全意識の向上につながるとして、公用車へドライブレコーダーを設置する自治体がふえております。本市においても、交通事故発生時の原因究明や安全運転に関する啓発、また、犯罪抑止力の強化にも期待できますので、ドライブレコーダーを公用車へ導入されることを提案いたします。

そこで、お尋ねですが、まず、ここ数年で市が保有する車両での事故件数が何件発生したかを教えてください。

財政課長（島添守男君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市の公用車の事故件数ですが、平成25年度から平成29年度までの5年間で申し上げますと、平成25年度は6件、平成26年度は5件、平成27年度は4件、平成28年度は20件、平成29年度は2件で、合計37件となっています。

そのうち、自動車や自転車など車両との接触によるものは15件、ブロック塀など車両以外のものとの接触によるものが22件です。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。単純なことなんですけど、この平成28年度の20件は非常に前後の年と比べて多いようなんですけど、どういうふうに分けられていますか。

財政課長（島添守男君）

議員御指摘のとおり、平成28年度は事故が20件発生しております。

内訳を申し上げますと、車両同士の接触事故が8件ありまして、そのうち職員が加害者であるものが3件、職員同士が1件、停車中の公用車に当てられるなど、相手方が加害者であるものが4件であります。また、ブロック塀などに接触した自損事故が10件、石はねによるものや台風の被害調査の際の強風によるドアの破損など、不可抗力によるものが2件ございました。

それぞれの事故に関連性はなく、当該年度に多発したものでありますが、半数は自損事故で、十分に注意して運転していれば防げた事故であります。市としましても、毎年年末に安全運転講習会を開催するなど、職員の安全運転の推進に取り組んでおりますが、改めて注意喚起を行い、安全運転を徹底したいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ただいま言われましたように、年末に講習会をやっていると、安全運転の徹底をしているということで、29年が2件に減っておりますので、この減り方を見て、安全運転の徹底がなされたのが2件に減った効果であるのであれば、常時やっぱり安全運転の意識向上の呼びかけは重要であるというふうに私も思いました。

次にお伺いいたしますけれども、本市の公用車保有台数は、行政面積に対して、ほかの自治体と比べて多いのか少ないのか、教えてください。

財政課長（島添守男君）

柳川市の公用車の保有台数は、消防車両を除くと120台ございます。柳川市の面積は77.15平方キロメートルですので、1平方キロメートル当たり1.56台保有していることとなります。近隣のみやま市、大川市、筑後市、大木町、八女市、大牟田市、久留米市、小郡市、うきは

市の10自治体で比較いたしますと、多いところは1平方キロメートル当たり2.37台、2.00台という自治体があり、少ないところでは0.46台、0.54台となっております。

このように、自治体によって大きく幅がある状況ですが、これは面積が広い自治体だと分母が大きくなり、相対的に少ない数字が出るためと思われます。本市はこれら10自治体のうち、多いほうから5番目となっており、平均的な保有状況と言えると思われます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。台数と聞いたら、ちょっと多いかなと思いますけれども、平均であると。ここで、多いから少なくせろとか、そういうふうな単純なところで聞いたわけではありません。うちは本当に庁舎が3つに分かれておりまして、その庁舎の一つ一つが重要な業務が行われております。そのためにほかの自治体よりも台数も多くなったり、稼働や走行も多くなっているんじゃないかなというふうに思います。

こういう現状でありますので、ドライブレコーダー設置は職員の運転マナーや安全運転意識の向上、また、事故発生時の事実確認にも役立ちます。それにこの取り組みが市全体の防犯対策の一環として周知されれば、公用車へのドライブレコーダー導入は意味があると思いますけれども、いかがでございましょうか。

財政課長（島添守男君）

議員がおっしゃいますとおり、ドライブレコーダーの設置は公用車の安全運転の意識及び運転マナーの向上につながり、交通事故発生時における迅速かつ適切な事務処理にも資するものであります。また、動く防犯カメラとして犯罪、事故等の抑止機能強化を図る上でも非常に有効な手段であると考えております。

このようなことから、本市におきましても、平成27年度から公用車の買いかえにあわせてドライブレコーダーを導入しております。現在、7台には搭載しております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほど答弁いただきましたように、行政面積に対して、本市は公用車保有台数が多く、市内での稼働率も高いと、先ほども私申し上げましたけれども、であるならば、このドライブレコーダーは、冒頭に申しましたように動く防犯カメラとして非常に犯罪の抑止効果が高いと期待いたします。

最近、市民の皆さんからよくお聞きいたすところが、防犯灯はLEDに交換になったし、普及してきたのと、もう今度からは防犯カメラの設置を少し市長に考えていただかんとでけんのという声も聞かれるようになりました。

そういう意味も兼ねて、導入について財政面や個人情報保護に関すること、また、事件の捜査のために警察などに映像の提出依頼があったときの処理についての取り決めとか、いろ

いる審議すべき問題は少なくないと思いますけれども、やはりドライブレコーダーの早期導入は考えていただきたいと思います。

市長の見解をお聞かせください。

市長（金子健次君）

熊井議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、公用車へのドライブレコーダーの導入については、運転マナー、また、安全運転意識の向上、事故発生時の迅速かつ適切な対応にも効果的というふうに私も考えております。私もその効果を十分認識いたしまして、自家用車にも取りつけております。また、市長公用車にも取りつけているところでございます。

したがいまして、本市としても全ての公用車へのドライブレコーダーの設置を推進することとし、おおむね2カ年で全車への導入を図っていきたいというふうに考えております。

また、それだけではなく、職員にも市民の模範として安全運転を推進する立場から、自家用車への取り付けを促していきたいというふうに考えております。

また先日、防犯協会の総会の際、南島署長のほうから、ぜひドライブレコーダーをつけてくださいというお話もあっておりました。警察でも推進していきたいということで、言われるような防犯カメラの一つの要素でもありますので、動く防犯カメラという形でもいいと思いますので、つけたいというふうに思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。5月の調査によりますと、4分の1の人がもうつけているよと、残りの現在つけていない3分の2の方が、ここ1年ぐらいでつける方向で考えるというふうな意見が多かったようです。これからも公用車のドライブレコーダー導入によって事故が少しでも減り、また、柳川市全体で犯罪が減っていくように、犯罪の早期発見にも役立ちますので、どうか一日も早くドライブレコーダーの設置をしていただきますようによろしく願います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後1時46分 休憩

午後1時58分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番白谷でございます。今議会最後の一般質問となりますので、いましばらくおつき合いをお願いしておきます。

それでは、議長の発言許可がありましたので、早速質問に移ります。

今、学校では教職員の長時間労働が大きな社会問題となっております。文科省が昨年4月に発表した公立学校の教員を対象にした教員勤務実態調査によれば、過労死ラインと言われる月80時間以上の時間外労働の割合が、小学校で33.5%、中学校で57.6%となっております。教職員の長時間勤務の改善が大きな課題となっております。

そこでお尋ねをしますが、本市における小・中学校の教職員の時間外勤務はどのようになっているのでしょうか。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

本市の教職員の時間外勤務の実態ということでございますが、先ほど白谷議員が言われた80時間以上ということでお答えをしたいと思います。

全教職員を対象に、自己申告方式により12月1日から28日までの出勤及び退勤の時間の記録の調査を行いました。その調査の結果でございますが、月80時間以上の時間外勤務を行った教職員は小学校で7%、中学校で約36%でありました。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。それでは、もう一つ参考のためにお聞きしますが、現在国において働き方改革が進められております。その中で時間外労働の規制が議論をされております。それによると、時間外労働の上限は原則月45時間までとされており、それを超えると罰則の対象となるとしておりますが、本市において、月45時間を超える教職員の時間外勤務の実態はわかりますか。

学校教育課長（田中勝裕君）

先ほどと同様、昨年12月の状況でお答えをしたいと思います。

月45時間以上の時間外勤務を行った教職員は、小学校で44%、中学校で73%となっております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、今、80時間以上、45時間以上という実態が報告されましたが、この時間外労働

について、教育長の感想をお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

調査結果を受けての教育長の感想ということでございますが、改めまして時間外勤務の勤務時間数が長い状態にあるというふうに捉えております。12月の調査でありましたけれども、また、この4月等の忙しい時期に調査をかけますと、もっと高い数値として出たんじゃないかなというふうな捉え方をしております。

本年度に入り、学校訪問や管理職の職員から聞き取り等をしてみますと、先生方が遅くまで頑張っておられるという状況も把握しているところでございます。

この教職員の長時間労働の削減につきましては、私も本市教育委員会における今後取り組むべき大きな課題というふうに捉え、対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

8番（白谷義隆君）

私も実は本市の調査結果が文科省の調査よりかなり低かったなという印象を持っております。ただ、それでも、さっき教育長が言われたように、12月の調査ですから、4月とか夏場に調査をしたら、恐らくまだ大きく違った結果になるだろうと思います。

ですから、通告はしておりませんでしたから回答は求めませんが、やはり長時間労働の実態を把握するためには、年間を通した調査が必要だろうと思います。そうした長時間労働の実態を、まず把握することから始めていただきたいと思います。

ただ、それでも本市の12月の調査でも、要するに過労死ラインと言われる80時間を超している人が、小学校で約1割、中学校で4割いるということ自体が深刻な問題だと受けとめてもらいたいと思います。

それと、先ほども言いましたが、あくまで今、議論されている中ではあります、45時間以上の時間外勤務が小学校で50%、中学校で70%という、今、説明がありましたけど、これも実は大きな問題だろうと思うんですね。

昨年の12月に出された緊急対策の中で、教職員の勤務時間の上限を検討し掲示するという提言がされております。その中で、この月45時間を参考にすることとも書かれております。そして、このガイドラインは、ことしの夏にも示されるというような状況であるようですね。ですから、やはり思い切った長時間勤務の対策が今後求められていくと思います。

そうした中で、この長時間労働の原因と対策について考えがあれば、お聞かせください。

学校教育課長（田中勝裕君）

学校教育課からお答えをいたします。

まず、長時間労働が発生する原因はどこにあるかということでございますが、考えられる原因としましては、児童・生徒の生活環境や学習環境の実態が年々複雑化し、多様化してきたことに伴い、生活指導や生徒指導に係る時間が年々ふえ、保護者と面談する機会もふえて

きていることもあると考えます。

このような保護者と面談をする場合、家庭の事情に合わせて行う必要がございます。夜遅くしかできないケースがふえてきております。

また、一方では、先生方は翌日の授業の準備や教材の研究をするため帰宅時間が遅くなることもあります。

さらには、中学校では部活動の指導時間の影響があると考えます。特に夏場は7時近くまで部活を行い、その後、生徒の帰宅の指導、翌日の授業の準備などを行うことになり、帰宅時間が遅くなる状況もございます。

次に、長時間労働削減に向けた取り組みについてお答えをいたします。

各小・中学校から超過勤務の縮減に向けた取り組みの評価を3月に提出してもらっておりますけれども、この中で縮減効果があったと回答がっている取り組みとして多いのが、定時退校日の設定でございます。各学校では、職員会議等におきまして、定時退校日の徹底について周知を行っております。また、定時退校日当日は、職員室内の見えやすい場所に定時退校日であることがわかるような取り組みを学校ごとに工夫して行っております。そのほか、管理職から、きょうは早く帰りましょうなどと声をかけ、なるべく早く帰るような雰囲気づくりを行っております。

また、中学校の部活動につきましては、休養日を設定し負担軽減を図っております。特に定時退校日に部活動の休養日を設定すると効果的であるという回答もあっておりました。

そのほか、効果的な取り組みとしましては、校務支援ソフトの導入や会議の効率化がございました。

校務支援ソフトの導入により、教職員の児童・生徒の出席管理等の校務事務の負担を軽減しており、会議に当たりましては、役割分担をしっかりと決め、あらかじめ会議時間を設定することなどによりまして効率化を図っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。今、原因と対策についてお答えをいただきました。

それでは、今、対策について何点か説明がありましたが、原因については私たちはわかりませんので、おっしゃられたとおりだろうと思います。それで、対策について何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、長時間勤務の改善に当たって欠かすことができないのは、やはり勤務時間の把握だろうと思います。事務次官通知では、長時間勤務の管理に当たっては、タイムレコーダー等で勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを構築するよう努めなさいということで、事務次官通達はことしの2月でしたかね。ただ、同じような提言が、去年の8月にも中央教育審議会の緊急提言の中で同じようなことが言われておりますが、このタイムカードの活用

ついて、現在どのようにされて、導入はされていないというふうに聞いておりますが、今後どういうふうに考えてあるのか、お聞かせください。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

学校へのタイムカード導入につきましては、現在のところ導入をいたしておりません。働き方改革を進めていく中で、教職員の出退勤時間を把握することは必要であるというふうに考えております。

また、福岡県におきましても、本年度、県内の県立学校について予算措置をされているという情報も得ております。

これらのことから、タイムカード導入も含めまして、どのような方法が適切なのか、先行自治体等の情報を得ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今からということですけど、実はこのタイムカードの導入については、昨年の12月議会で熊井議員から同じような質問がなされております。そのときも同じような答弁でしたね。先ほども言いましたが、これはもう去年の8月のときに導入について提言をされてきております。そして、その後、12月議会で質問をされて、そして、設置に向けて検討をいたしますということでしたね。先行地域の情報を得ながら、県と協議しながら検討をしていきたいということで、実は全く同じような答弁なんですけど、私はおかしいと思いますよ。

その間、どういった検討がなされたのか、その検討の内容まで通告はしておりませんでしたが、ただ、全く同じような回答である以上は、その間、どういう検討をされたのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。わかる範囲でいいですからお答えください。

学校教育課長（田中勝裕君）

この半年間の検討ということでございますけれども、タイムカード等を取り扱う業者からの情報収集を行っているというのが一つございます。

また、県立高校や特別支援学校を管轄する福岡県、それから、南筑後管内の自治体からの情報収集に努めたところでございます。

現在把握しているところでは、南筑後管内ではタイムカード導入の具体的方針を出している自治体はまだないようでございます。

一方、取り組みが先行しています福岡県におきましては、現在、タイムカード等の導入に向けた準備を行っている段階であり、どのような方法で導入するのか、また、導入に当たってどのような問題点があるのかなど、今後、明らかになってくるものと思われま。

近隣自治体の状況は変わっていないという状況もございまして、引き続き本市においてどのような方法が適切なのかといったことを、県における取り組み状況、その進捗状況や、

これまで具体的な動きがない南筑後管内の自治体の情報等を引き続き調査しながら、検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

余り言葉尻はとりたくありませんけど、タイムカード等の導入について、そんなに方法があるとは思えませんよ。どういった方法が適切なのかと今言われましたけど、そんなにあるのかなと。

先ほども言いましたけど、事務次官通知の中で、それについてはもう触れられておるわけでしょう、具体的に、どうしなさいと。ですから、もう少し議会の中で質問されて答弁をされとるわけですから、半年たっても同じような検討しますと言われても、私はなかなか納得できないなと思いますよ。

ですから、今、ここでこれ以上言っても仕方ありませんけど、早急にそうした検討をしていただきたいと思えますけど、どうですか。

学校教育課長（田中勝裕君）

学校における働き方改革に関する緊急対策というものの、議員も御存じだと思いますけれども、これも平成29年12月26日に文部科学大臣が決定をしております。その中におきまして、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための必要な措置といたしまして、勤務時間の管理の徹底が書き込まれております。

ここでは、厚生労働省ガイドラインで、使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し適正に記録することとされておりまして、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であるということを書かれております。そういったことを踏まえまして、教師の勤務時間の管理を徹底するということになっております。

また、勤務時間の管理に当たりましては、管理職や教職員に負担がかかることのないように、自己申告ではなくて、ICTの活用、タイムカードなどによりまして客観的に把握すると、先ほど議員御指摘のとおりでございます、システムを構築するように促すというふうにされております。

この文科省が出している考え方を踏まえながらも、やはり先行する県の状況というのは気になるところでございます。タイムカードを導入するとしまして、タイムカードを通した後にもまた仕事に戻るといった状況も考えられなくもございません。そういったことがありますと、有効性が大変疑問視されますので、そういったところを具体的にどのように運営していくかといったことも踏まえて、検討しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

タイムカードを押した後にまだ残ると、何かたしか前回の答弁の中でもそういった話があったようですが、それは論外な話で、それをタイムカードの導入に当たって、そういった問題点があるという話は、それはおかしいだろうと。そのために管理職があるわけですから、ですから、きのうでしたね、矢ヶ部議員が壇上から、教育委員会は早う帰れて言いよるばってん、先生たちが帰らっしゃれんもんとかという話がありましたね。やっぱりそこら辺は教育委員会が、あるいは校長先生、教頭先生が、それをどうやってするのか、教育委員会が方針を立てたなら、それに基づいて行動をする、指導をするというのは当然の話じゃないですか。それを、今のようにタイムカードを押した後に居残りしたらいいんじゃないと、それはちょっと私はおかしいと、もちろん課長もわかって言いよってんとやろうばってん、そういう実態があるということの紹介だろうけど、それは教育委員会としては、そういうことがないように指導をしていただかんなら、それは物事全ての前提ですから、そこら辺はちょっとひとつ苦言として申し上げておきます。

それでは、次に行きますが、次に定時退校日と部活動の休養日について、先ほど説明がありました、休養日を定めているということでしたが、定時退校日や部活動の休養日は現在どのようにされているのか、お聞かせください。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

定時退校日と部活動休養日の現状はということでございますが、まず、定時退校日につきましては、本市では月2回の定時退校日を設け、全小・中学校で実施をしております。

また、独自の取り組みとして、週1回の定時退校日を設けている学校もございます。

先ほども答弁しましたように、定時退校日を徹底する取り組みも各学校で工夫しながら実施されておりますけれども、保護者等との面談機会の増加などによりまして、完全な実施までには至っておりません。

次に、部活動休養日の状況でございますが、平日の部活動は週に1回の休養日を設けると、また、土日のどちらか1日を休養日とすることとしておりまして、おおむねどの学校も原則この方針により実施をしております。

しかしながら、中体連等の大会が迫っている期間などにおいては、徹底ができていない部もあるということでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

まず、定時退校日について、月2回、あるいは週に1回しているところもあるということですが、現場のほうの話を聞いてみれば、先ほどの話と重複するんでしょうけど、ある学校では毎日10時まで残って仕事をしてあるという声在实际現場から出とるんですね。ですから、ちょっとどうしても教育委員会と現場との認識が違うようで、また、部活についても、同じ

ように、先ほど説明では平日1日と土日1日という説明でしたけど、部活については特に声があるんですが、正月を除いて一年中部活をしよると、そのために学校の先生も困るとるけど、子供たちも困るとるというような実態があるんですよ。

そのことについて、教育委員会としてそういう実情があるということは把握はされているんですかね。ちょっと通告していなかったけど、わかる範囲でいいですから、そういう声は大きくありますけど、わかれば教えてください。わからなければいいです。

学校教育課長（田中勝裕君）

今回の一般質問に際しまして、各小学校、中学校に緊急に調査をかけました。その調査の内容でございますが、部活動につきましては、平日の部活動の休養日を設定しているかどうかといった問いが問1でございます。その中で、回答としましては、完全にできているといった学校が4校、程度はともかくとしまして、まあまあできているといった学校が2校でございました。

また、週休日の部活動は、どちらが1日を休養日としているかどうかといった設問もございます。その中では、完全にできている、それとまあまあできているが、それぞれ3校ずつでございました。

以上のような調査の結果はございます。実態につきましては、しっかりと把握をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

4校が守っている、2校がまあまあと、全部で中学校6校ですから、要するに全部の学校がまあまあ守っているという話なんでしょうけど、どうも実態は違うようですので、先ほど課長が言われるように、そこら辺も実態を把握していただいて、今後、指導等はお願いをしたいと思います。

若干、学校現場と教育委員会の認識のずれはありますけど、ただ、その中でも国や県の指導では定時退校日を現在の月2回から週1回へという指針が示されております。部活についても週2日以上、要するに、できれば平日と土日のどちらかを1回の計2日と拡大するということですが、先ほどの答弁では、既に柳川市では部活は平日1回と土日1回、計の2回は休養日をしているということですけど、部活についてはそういうふうにしてあるということですから、では、定時退校日の週1回への拡大についてはどのように考えてあるのか、教えてください。

学校教育課長（田中勝裕君）

定時退校日の拡大につきましては、福岡県が作成している教職員の働き方改革の取り組み指針、ここでもうたわれておりまして、市町村も取り組むようにといったことが出ております。そういったことも踏まえまして、現行では月2回の定時退校日、これを毎週1日とする

ことを念頭に、校長会等と協議をしながら、また、福岡県近隣の状況もしっかりと確認しながら、拡大に向けて前向きに検討していきたいというふうに思っております。

なお、部活動につきましては、既にしているということでございますが、まだ徹底していない部分もございますので、その徹底に向けた取り組みを図ってきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、課長が言われるように、部活の休養日については、やはりまだ週2回を制度としては設けてあるようですが、なかなか徹底がされていないという声もありますので、重ねてになりますけど、徹底もお願いをしたいと思います。

それと次に、学校閉庁時刻と夏休みや冬休みなどの長期休業期間中に学校閉庁日を設けるように県の指針でも示されておるようですが、それについて、本市の考え方を教えてください。

学校教育課長（田中勝裕君）

まず現状を申し上げますと、学校の閉庁時刻及び閉庁日につきましては設定をいたしておりません。この設定につきましては、先ほどの福岡県の取り組み指針ですね、この中でもうたわれているところでもありますし、福岡県の状況、また、近隣自治体の状況も、決まり文句みたいに言って申しわけないんですけども、しっかりと見ながら、本市に適した方法といたしますか、時期等踏まえて、そういったところを校長会等と協議をしながら、設定に向けて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ぜひお願いをしたいと思います。

次に、スクールカウンセラー、特別教育支援員についてお尋ねをしたいと思います。

現在、各学校にスクールカウンセラーや特別支援員が配置をされていますが、支援を要する児童の増加等により、スクールカウンセラーや特別支援員の増加を求める声が上がっているようですが、よければ教育長、考えを教えてください。

学校教育課長（田中勝裕君）

まず、現状をお答えしたいと思います。

現在、本市ではスクールカウンセラーにつきましては、6中学校に8名のカウンセラーを雇用し、学校からの相談、生徒からの相談に対応しているところでございます。

また、特別教育支援員は、市内25小・中学校に合計で44人の配置を行っております。スクールカウンセラーにつきましては、近隣と比べましても充実した配置を行っているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

現状はわかりましたけど、考え方はないのかな。現状は、私、声が上がっておりますよと言いましたね。ですから、それに対しての考え方があれば、現状だけなんですか。

学校教育課長（田中勝裕君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

特別教育支援員及びスクールカウンセラーの増員ということでございますけれども、本市におきましては、先ほども申し上げましたように、他自治体と比較しましても決して少ない数字ではなく、手厚い対応をしているというふうに思っております。

また、必要に応じて、支援員につきましては増員を図ってきているところでございます。今以上の増員ということになりますと、また新たな予算措置が必要になりますし、また人材の確保というのも非常に大きな課題であります。こういったことから、学校関係機関等としっかりと協議をしながら、検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ただいま他自治体よりか手厚い対応をしているということですけど、ただ、現実にはいろいろな問題で特別な支援を必要とする児童・生徒がふえているという声があるわけですね、現実には。ですから、確かに今、予算も人員の確保もあるということですけど、そういったことがあるから、なかなか難しいというようなニュアンスでしたけど、ただ、予算と人員の確保が難しいと言われても、なかなか現場は納得できないだろうと、まず、どれくらい特別な支援を要する子供がおるのか、そして、今の人員で対応できるのか、できないのか、そこら辺から調査をしていく必要があると思うんですよ。これは、働き方改革の中でもこのことについて触れてあるし、緊急提言の中でもこういった専門員を積極的にふやしなさいと書いてあるじゃないですか。

ですから、現在の配置が他とどう違うかわかりませんが、ただ、教育委員会としては手厚くしていると言われるけど、現場では足りていないかもしれないじゃないですか。ですから、そこら辺については、やっぱり現場を見ながら、予算とか人員が必要になれば、人材が必要になれば、それを確保していただくのは当然の話だろうと思うんですよ。はなから進める前に予算が、人員がと言われても、全く解決策にならんわけですから。ですから、まずは現場に入っていたて、現場の意見を聞いて、実態がどうなのか、そして、今の人員で対応がどうしてもできないのか、そこら辺からしていただかないと、さっきも言いましたが、最初から予算が、人材がと言われてもどうかと思いますよ。そこら辺について、もう一度お願いします。

学校教育課長（田中勝裕君）

済みません、先ほど少し答弁を漏らしたような感じがいたします。といいますのが、支援

員につきましては、学校等と話をしっかりと常々しております。要望も受けております。そうした中で、今のところ、1名はまだ増員する必要があるだろうといったことで考えております。夏休み明けからは、現行44人体制を45人体制にするといったことで、人員の確保といったところで、まだできておりませんけれども、そういったことで考えているといった部分もありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、予定もしてあるということですけど、もう一度、実際足りているのか、実際どうなのか、そこら辺も調査をしていただいて、その上で検討をしていただきたいと思います。

それと、最後の項目になりますが、中学校の35人学級の導入についてお尋ねをしたいと思っております。

長時間労働の解消には、今言ったようなさまざまな対策が必要ですが、その中でも先生の数をふやすということは、いろんな意味で最善の対策であろうと思います。現在、みやま市の中学校では、35人学級を導入していると聞いておりますが、柳川市ではそうした考えがあるのかどうか、お聞かせください。

学校教育課長（田中勝裕君）

学校教育課からお答えをいたします。

35人学級の導入ということでございますけれども、みやま市の状況は把握をいたしております。

また、35人学級などの少人数学級につきましては、児童・生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実等に資するものであり、学習指導上及び生徒指導上、一定の効果があるというふうに言われております。そのように認識もいたしております。

ただ、一方で35人学級を導入することになりますと、新たな財政負担というのが生じます。また、人材の確保というのもございます。このことから、まずは情報の収集というか、どのようにすべきかというのを考えたいというふうに思っております。

なお、少人数学級の実現に関する質問に関する趣意書というのが内閣に国会議員のほうが出されているといった事例がございます。この中でも、今言ったような一定の効果があるといった内閣の閣議決定がっております。さらに、公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数のあり方につきましては、学校規模の縮小や教職員配置の改善等の取り組みの効果を検証しつつ、学校教育の状況や国及び地方の財政状況等を勘案した上で、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこと、その他の方策について検討を行っているところであるというふうな国のほうの閣議決定の内容もありますので、その状況も注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに、この場合、財政的な問題というのもよくわかります。ただ、効果はありますから、現に現場の声で、実は35人学級になると何が一番助かるかと、きめ細かな教育もできることも事実ですが、もう一方で、現在、先ほど部活の話をしましたけど、部活で1人の先生が受け持ってされているんですね、現実は。ですから、平日も練習、あるいは土曜日、日曜日に大会がある、ちょっと体の調子が悪くても休めないという実情があるわけですね。ですから、やっぱり先生の数がふえれば、部活で2人で持てば、交代交代で休養をしながら部活に対応できるとか、そういった面も実際はあるようですので、費用対効果、もちろんですが、そういった35人学級になったときの効果等も、いろんな効果があると思いますので、そこら辺を十分検討いただいて、また、市長部局との交渉も大変でしょうが、学校長時間労働の削減に向けて、国のほうでは緊急提言ということで何回にもわたって提言されているわけですから、早急な対応が必要だというふうに書いてあるわけですから、そこら辺の趣旨を踏まえて、ぜひ取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。これで教職員の長時間労働については終わります。

次に、公共施設における洋式トイレの設置状況についてお尋ねをいたします。

今まで学校など公共施設におけるトイレの洋式化が進められていますが、市の公共施設における洋式トイレの設備状況を教えてください。

財政課長（島添守男君）

白谷議員の御質問にお答えしたいと思います。全般的な公共施設の状況ということから、私のほうで御質問にお答えさせていただきたいと思います。

不特定多数の方が利用される公共施設は90施設ございます。そのうち、洋式トイレも多目的トイレもある施設は44カ所、洋式トイレはあるが多目的トイレがない施設が15カ所、洋式トイレはないが多目的トイレはある施設が8カ所、洋式トイレも多目的トイレも設置されていない施設は23施設というふうになっております。

これらを集約しますと、不特定多数の市民の方が利用される90の公共施設のうち、67施設が洋式トイレか多目的トイレのいずれかを備えておるということになります。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

現在、一般住宅における洋式トイレの普及率は90%以上になっており、新築や改築に当たっては100%だと言われております。そうした中で、家庭ではほとんどの人が洋式トイレを利用されております。特に高齢者にとっては、和式のトイレは使いづらいものとなっております。

今、市の公共施設においても、新築の場合は全て洋式トイレを整備されているようですが、そこでお尋ねしますが、今の説明では、洋式トイレも多目的トイレもないというところが23

施設あるということですが、今後の対応を考えてあれば教えてください。

それと、これちょっと私の私見ですが、洋式トイレはないが多目的トイレはあるという施設が8施設あるということでしたが、もちろんスペースとか費用の問題もあると思うんですけど、ただ、併設されておるときに、多目的トイレと和式がしてあるときに、健常者の人が多目的トイレを使うのには、どうしても抵抗があるなという、あるんじゃないかな、私自身もあるからですね。そこら辺はどういうふうに思われるのか、あわせてお答えください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、生涯学習課が所管いたします施設のうち、洋式トイレも多目的トイレもない施設は7施設ございます。その大部分が運動施設でございまして、いずれの施設も老朽化が進んでおる施設でございます。

現在、財政課では公共施設の床面積を将来的に2割削減するというところで、公共施設の総合管理計画が策定されておりました、どの施設を残すかというのは、施設の種類ごとに策定されます個別計画の中で今後検討がされてまいります。

生涯学習課といたしましては、個別計画の方針に基づきまして、存続させる施設につきましては、洋式トイレや多目的トイレの整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

あわせて、公共施設、多目的トイレしか洋式がない場合、一般の人は利用しにくいんじゃないかという議員の御意見でございます。

生涯学習課には、そういった施設が4施設ほどございます。議員がおっしゃいますように、多目的トイレを健常者の方が利用されるというのは少なからず抵抗感があるものと私も感じます。ただ、何らかの事情で洋式トイレしか使用できない方は、遠慮なく利用していただきたいとも思うわけでございます。

ただ、その一方では、これは市民文化会館を整備する際に当たりまして障害者団体の方と話をしたときでございますが、団体の方からは、多目的トイレとして整備されたら、いざ利用するとき、健常者の方が利用してあって、自分たちが使えないことがあるので、身体に障害のある方や高齢の方、妊娠中の方しか利用できないような、はっきりした目的仕分けをしたトイレをつくっていただきたいという意見もあったというのも事実でございます。

このようなことを考え合わせますと、当面は多目的トイレのドアなどに、一般の方も利用できますが、身体の不自由な人の利用を優先させてくださいといった掲示をして、一般の人でも利用できる環境を整えたいと考えておるところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

施設の統合も考えていかなければならないということですが、そうだろうと思います。今、施設の統合は統合で進めていただいて、洋式のトイレを整備していただかれるようにですね。

実は少し前ですけど、地域で高齢者のレクリエーション大会がありまして、そこは和式の

トイレしかなかったんですね。年寄りの方が、和式しかないもんですから、ちょっと粗相をされたんですけど、非常に困っておられたんですね。困っておられたというかな、側から見よって非常に気の毒だなと、私よりか本人のほうがもっと嫌だっただろうと思います。現にそういったのも起きているんですね。やっぱりそうすると、ちょっとこっちは何も聞いておらんけど、向こうの人が、「いや、うちのトイレならうまくできたんだけど」と、こう言われるわけですね。ですから、そういった現状もありますから、早急に施設の統廃合も進めに行けないんでしょうけど、そういった現実にある以上は、皆さん使われるわけですから、そこら辺は積極的に、予算との関係もあるでしょうけど、市民の方が一方では実際困っておりますので、整備をしていただきたいというふうに思いますが、わかるとる、聞こえたですか。それなら、お願いをしますよ。

時間がありませんので、次に行きます。

次に、遊休地の現状とその活用策についてお尋ねしたいと思います。

まず、遊休地の現状について教えてください。

財政課長（島添守男君）

白谷議員の御質問にお答えします。

本市が所有する普通財産である土地は、平成29年度末で112件、19万2,307.96平方メートルございます。

そのうち、平成18年度に未利用財産利活用方針が示された土地が17件、9万6,526.16平方メートルございまして、このうち、利活用方針に基づき活用している土地が10件、6万6,107.34平方メートル、未利用財産利活用方針が示されていないながら活用していない土地が、ピアス跡地などの7件、3万418.82平方メートルございます。

また、地区公民館用地など長期貸し付けを行っている土地が58件、3万7,395.54平方メートル、遊休地が、旧炭鉱跡地だったりマルシヨク跡地など37件、5万8,386.26平方メートルございます。ただし、先ほど申し上げましたように、未利用財産利活用方針が示されていないながら活用していない土地が7件、3万418.82平方メートルございますので、実際の遊休地は44件、8万8,805.08平方メートルとなります。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

今、利用方針が示されて未活用の土地が7件あるということでしたが、事前にその資料をいただいております。その中に、鷹ノ尾の畦無団地の部分もありますが、たしか畦無団地は今分譲中ということで、それは活用策が決まっているようですが、実はこの中で、きのうの高田議員の質問の中で、ピアスの跡地活用が質問をされました。これにも未活用で入っておりますが、きのうの話では、まだ用途が決まっていないような財政課長の答弁でしたが、私はきのう、非常にこれにびっくりしたんですけど、私はこのピアス跡地の活用については、

28年の12月と29年の2月に2回質問をしております。その中で、課長も市長もピアス跡地は企業誘致に使いたいと明言をされたんですよ。

私はその後、去年の2月でしたかね、12月ではもうしますということでしたから、2月に市民の意見を聞いたらどうですかと、もう一度市民の意見を聞いたらどうですかと言ったら、いや、決めておりますよと、もう企業誘致として決めておりますと、そのための条件整備もしておりますと、その中で、護岸とか土地の土壌調査とか、そのための条件整備もしておりますと、いろんな自治体が競争で、今、企業誘致をしよりますと、そうした中で、おくれをとらんように整備をしますと明言をされておったのに、きのうの高田議員の質問では、どうもそこら辺があやふやでしたが、これについては方針が変わったのかどうか、まずそこをお聞かせください。

財政課長（島添守男君）

ピアス跡地につきましては、これまでも企業誘致など市の活性化に寄与する用途に活用するという方針で進めてまいりました。

具体的な活用方針については、きのうの高田議員への答弁で申し上げましたとおり、市議会の皆様と十分協議をしながら、建物の解体と並行して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、以上でございます。

8番（白谷義隆君）

去年の3月議会ですか、3月議会で課長はこういうふうに答えてありますよ。来年度、庁内に検討組織を立ち上げて検討していきたいと考えております。この土地を有効活用して市の活性化に寄与していただけるような、そういう企業への売却を考えておりますと、ただ単に地域の活性化じゃないんですよ、有効活用して市の活性化に寄与するような企業への売却を考えておりますと言うてあるんですよ。

もうこのことについては、再三答えてあるんですよ。もうわざわざここで紹介するまでもなく、いっぱい答えてあるんですよ。課長は、市の活性化に寄与するよとということ、何か、何にでもとれるようなことを言われますけど、課長は寄与できるような企業に売却したいと言うてあるじゃないですか。もちろん、さっき言うたように、もう一度市民の意見を聞いてくださいと言うたら、いや、もう決めておりますよと言われたんじゃないですか。

何でそれが今、きのうの答弁からすると、何か企業誘致も片方にあるんだろうけど、必ずしもそういうふうじゃないような、まだ白紙のような状態のように聞こえたんですけど、議会の中で答弁されとるわけですから、私たちは、その後に、高田議員も同じですけど、地元ですから、市民の皆さんたちの関心もあるんですよ、いっぱい。そのときに、私たちは議会で答弁されとるわけですから、いや、あそこは企業誘致のために使うですよと説明してきとるんですよ。それを今になって、何かそうでもないような言い方されるのは、私はそれ

はおかしいと思う。方針が変わったなら変わったと、はっきり言うてくださいよ。

私は、そのとき一緒に、都市計画マスタープランであそこは住宅地になっているんじゃないですかと言うたんですよ。そしたら、都市マスでは住宅地になっとるけど、いや、企業誘致として使いたいんだと言われたじゃないですか。それで、方針が変わったのかどうか教えてください。

財政課長（島添守男君）

ピアス跡地につきましては、2万4,000平方メートルほどの土地の広さがあります。この土地の可能性として、いろいろ考え方があろうかと思ひまして、それを全て否定するという事は私はすべきじゃないと思ひますが、どのような活用方法が市の活性化に最も効果的かという検討の一つの考え方として、都市計画法上の地域指定や企業誘致として活用していたというこれまでの土地利用経過、高速交通路へのアクセスなどの利便性の高まりなどの地の利などが検討の際の判断材料の一つになろうかと考えておひまして、その方針そのものが揺らいでいるということではございません。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ですから、方針が変わつたらんなら、企業誘致として使うわけですか。

財政課長（島添守男君）

もうそれが一番ベストな方法ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

そしたら、企業誘致として使われるんですね。ベストな方法ですからね。そのために準備もされたんでしょうが。護岸もして、そのために条件整備をしなければ、よその自治体との競争に勝てないと、そのために護岸整備もしておりますということでしたから、だとすれば、これは企業誘致のために使うということによろしいんですか。もう一度。（「ようっと考えて言えよ」と呼ぶ者あり）

財政課長（島添守男君）

昨年から2年ほどかけて、ずっと条件整備というのを進めてきた背景には、そういう思いがあったということで御理解していただきたいというふうに思ひます。

以上です。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

白谷議員、時間を気にしてください。

8番（白谷義隆君）

はい。すぐ終わります。

企業誘致のときに、先ほども言うたけど、庁内検討会を立ち上げて、企業誘致に向けて検

討するということですから、いろんな選択肢があったわけじゃないんですよ。少なくとも今まで再三答弁されてきたのは。そこら辺は私のほうも確認をして、念を押しておきますので。

それと、もうピアスのことはいいですけど、実は遊休地の中で、1つ気になったのが、一番大きいやつが、橋本町の旧炭鉱地跡、4万2,459平米というのがあるんですね。これは、もし財政課長でわかればいいんですが、この土地を今まで全く活用がされておられません。ですから、この購入目的、なぜ4万2,459平米、その土地の購入目的がわかれば教えていただきたいと。それと、今までこれについて活用策を考えられたのか、教えてください。

財政課長（島添守男君）

この土地につきましては、土地開発公社から譲り受けたものでございまして、実際、購入目的につきましては、かなり以前のものでございますので、ちょっと私のほうで把握はできませんでした。

ただ、今、活用については、地域のイベントとかイベント時の駐車場など、地域の活性化に寄与するという目的で使われておりますし、既に地域のほうと密着した活用がされておりますので、この点は十分考慮する必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに花火大会の駐車場とか、あるいは事前にもらった資料によれば、何か、ほんげんぎょうのあれとか書いてありますけど、公有地ですね、税金で買った土地が、それが活用策と言われても、それは果たしてどうでしょうかね。それは活用策とは言えないでしょうね。

それと、時間がありませんので、そのほかにもいろんな広い土地が、資料をもらっております。きょうは時間の都合でこれ以上はできませんけど、ほかにも大きな土地がありますので、活用策について、もう一度検討をしていただくようお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。一般質問は20日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了しましたので、あす20日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、あす20日は休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成30年6月27日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番 梅 崎 和 弘

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長		酒見勇次
教育長		沖毅
総務部長		石橋正次
会計管理者		大淵洋祐
市民部長		椋島謙治
保健福祉部長		原忠昭
建設部長		松永泰治
産業経済部長兼大和庁舎長		成清博茂
教育部長兼三橋庁舎長		田尻主範
消防長		木下隆行
人事秘書課長		高田啓介
総務課長		松藤敏彦
企画課長		池末勇人
財政課長		島添守男
税務課長		川口俊幸
健康づくり課長		田島雅彦
福祉課長		平田敬介
学校教育課長		田中勝裕
生涯学習課長		袖崎朋洋
建設課長		待鳥哲
農政課長		木下隆
水路課長		松永久

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	樽見孝則
議会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議会事務局議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

- 議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書
建設経済委員長報告について
- 議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 教育民生委員長報告について
- 議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（3） 議案の上程について
- 議案第55号 財産の取得について
- 議案第56号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 議案第57号 主要農作物種子法廃止法施行に対する意見書について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。平成30年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等について、6月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部追加提出の議案第55号、議員提出議案第56号及び

議案第57号の以上3議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、及び6月14日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1) 議案第42号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額「293億100万円」に「7,381万4,000円」を追加し、歳入歳出それぞれ「293億7,481万4,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出2款3項1目戸籍住民基本台帳費 戸籍システム改修業務委託料で、マイナンバーカード普及に向けての広報、現在での当該カードの普及率について、7款1項2目商工振興費 しごと発見！ふくおか暮らし体験事業費で、首都圏等で実施するセミナーの内容、参加対象者、セミナーのPRや周知方法、紹介する地元優良企業の選定基準などに

についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第44号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年度税制改正大綱で示された、中小企業の設備投資を促進するための税制措置として、「生産性向上特別措置法」により市が策定する「導入促進基本計画」に基づき、労働生産性を向上させる内容の「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業の設備投資に対し、最長3年間、償却資産に係る固定資産税を軽減するものであります。

審査の過程で、国の補助事業との関連と申請方法、平成30年度の申請見込みについての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)請願第10号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

地方自治体の果たすべき役割が拡大し、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題が直面する中、公的サービスを担う人材に限られ、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月14日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第52号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「6億2,765万9,784円」のうち「1億1,000万円」を減債積立金に、「6,200万円」を建設改良積立金に積み立て、「1億712万1,218円」を自己資本金に組み入れ、残余を平成30年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

6月14日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1)議案第43号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成30年8月から高額療養費制度が見直されることに伴い、必要な電算処理システム改修費用を補正するものです。

財源としましては、全額が特別調整交付金で交付される見込みで、歳入歳出それぞれ「123万2,000円」を増額し、補正後の予算総額を「89億3,623万2,000円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第45号 原案可決

本案は、柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等では、自園調理による食事の提供が規定されているが、家庭的保育事業

においても調理設備の確保が困難である場合には、一定の要件を満たすと市が認める事業者からの食事の搬入を可能とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第46号 原案可決

本案は、柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

放課後児童支援員の基礎資格等について、対象を拡大するとともに、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第42号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は総務委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 平成29年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第55号から議案第57号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第55号について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。まず冒頭、お礼を申し上げたいと思います。

今議会に執行部が提案いたしました全ての議案に御承認をいただきまして、ありがとうございました。特に、残された市民文化会館の建設に伴う機械、また電気、そしてまた舞台装置の契約分についても御承認をいただき、ありがとうございました。早速、起工式等を行いまして、2020年完成に向けて今後努力してまいりますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、日程3・議案第55号 財産の取得について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市消防本部柳川消防署の高規格救急自動車の老朽化に伴い、新たに高規格救急自動車1台を購入するものです。

平成30年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、去る6月11日に参加2者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税8%を含む35,964千円で福岡トヨタ自動車株式会社、代表取締役、金子直幹が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議員提出の議案第56号について提案理由の説明を求めます。

11番（荒木 憲君）（登壇）

議案第56号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、総務委員会委員全員で提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

次に、議案第57号について提案理由の説明を求めます。

13番（諸藤哲男君）（登壇）

議案第57号 主要農作物種子法廃止法施行に対する意見書について提案理由の説明をいたします。

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法、以下、種子法と申し上げます。種子法の廃止法が本年4月施行されました。

種子法は、基礎食料の米、麦、大豆の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで稲、麦、大豆の原種・原原種の生産、優良品種指定のための検査を義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良品種を多く開発し、農家には安くて優良な種子が、消費者にはおいしい米などが安定的に供給されてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、今後、米などの種子価格の高騰や気候変動が

進む中、地域条件に適合した品種の維持・開発などの取り組みの衰退が心配されます。また、長期的には多国籍遺伝子組み換え企業の進出による食の安全、食糧主権が脅かされることが懸念され、消費者にとっても重大問題であります。

以上の趣旨から、日本人の食の根幹である米、麦、大豆の種子という大事な公共財産を失うことを懸念し、意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより3議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第55号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第56号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第57号 主要農作物種子法廃止法施行に対する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成30年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 江 口 義 明

柳川市議会議員 三小田 一 美